

# 目 次

( 令 和 6 年 )

## ○第4回臨時会

### 第1日目(4月5日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第28号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第1号)	3
議案第29号 吉の浦公園子供遊具新設工事の契約締結について	8
承認第1号 専決処分の承認について(令和5年度中城村一般会計補正予算(第12号))	13
承認第2号 専決処分の承認について(令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第6号))	15
承認第3号 専決処分の承認について(中城村税条例の一部を改正する条例)	17
承認第4号 専決処分の承認について(中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	45

## ○第5回臨時会

### 第1日目(5月2日)

会議録署名議員の指名	53
会期の決定	53
議案第30号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第2号)	53

## ○第6回定例会

### 第1日目(6月21日)

会議録署名議員の指名	59
会期の決定	59
諸般の報告	59
行政報告	60
選挙第1号 中城北中城消防組合議会の議員選挙	61
議案第31号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例	61
議案第32号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	65
議案第33号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第3号)	66

議案第34号	令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	72
議案第35号	令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）	73
議案第36号	財産の取得について	74
議案第37号	損害賠償の額の決定について	78
同意第2号	中城村固定資産評価審査委員会委員の専任につき議会の同意を求め ることについて	81
報告第3号	令和5年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	83

第2日目（6月22日） 休 会（土）

第3日目（6月23日） 休 会（日）

第4日目（6月24日）

一般質問

9番	大城常良議員	89
12番	金城章議員	98
8番	屋良照枝議員	106
15番	石原昌雄議員	110

第5日目（6月25日）

一般質問

13番	新垣博正議員	117
6番	安里清市議員	125
1番	小橋川恵美議員	132

第6日目（6月26日）

一般質問

7番	新垣修議員	141
5番	新垣貞則議員	150
2番	玉那覇登議員	159
11番	仲松正敏議員	164

第7日目（6月27日）

意見書第4号	人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の蛮行に対する意見書	175
決議第2号	人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の蛮行に対する抗議決議	177
発議第3号	中城村議会委員会条例の一部を改正する条例	179
発議第4号	中城村議会議員の請負の状況の公表に関する条例	181

発議第 5 号	中城村議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程	183
発議第 6 号	中城村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程	185
陳情第 3 号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書	188
意見書第 3 号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書	189
陳情第 5 号	乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情	192

# 第4回 臨時会

# 令和6年第4回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和6年4月5日

会 期 1 日間

閉 会 令和6年4月5日

日 次	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	事 項
第 1 日	4月5日	金	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第28、29号における説明、質疑、討論、採決 承認第1、2、3、4号に対する説明、質疑、討論、採決  閉会

# 令和6年第4回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和6年4月5日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和6年4月5日（午前10時00分）		
	閉 会	令和6年4月5日（午前11時27分）		
応 招 議 員  （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝	
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	14 番	新 垣 善 功	15 番	石 原 昌 雄
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	金 城 勉
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	呉 屋 克 行
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	新 垣 忍	上 下 水 道 課 長	下 地 良 和
	会 計 管 理 者	照 屋 郁 子	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	税 務 課 長	比 嘉 聡	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	森 本 雅 人
	健 康 保 険 課 長	島 袋 かおり		

## 議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第28号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第1号）
第 4	議案第29号 吉の浦公園子供遊具新設工事の契約締結について
第 5	承認第1号 専決処分の承認について（令和5年度中城村一般会計補正予算（第12号））
第 6	承認第2号 専決処分の承認について（令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第6号））
第 7	承認第3号 専決処分の承認について（中城村税条例の一部を改正する条例）
第 8	承認第4号 専決処分の承認について（中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長 伊佐則勝 ただいまより令和6年第4回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、14番 新垣善功議員及び15番 石原昌雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日4月5日のみにしたいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日4月5日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第28号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第28号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

#### 議案第28号

#### 令和6年度中城村一般会計補正予算(第1号)

令和6年度中城村一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和6年4月5日 提出

中城村長 浜田京介

#### 第1表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
中城村立中城中学校整備事業	令和6年度より令和25年度まで	7,227,020

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 債務負担行為、議案第28号で質問します。

中学校の、負担行為は分かりますけれども、

この説明、どういったのに使用するのか。それと、今のPFI事業、今年やりますけれども、それも一緒に説明ください。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えいたします。

今回、中学校につきましては、以前から申し上げておおり、建築後もう39年以上経過

しており、施設の老朽化及びバリアフリー対応できない施設であるため、現地ではなく移転をさせ、新たに学校建設することで計画しております。

今回の事業方式につきましては、中城津覇小学校建設事業と同様にPFI事業、BTO方式で行います。理由としては、校舎の建設費が従来事業とPFI事業で比較した結果、約5億4,000万円近く抑えることができるということと、2点目に、従来事業で整備した場合、令和10年度の学校建設完成時に支払いする一般財源が約15億程度必要となり、その財源を事業実施の5年間で確保することが困難であることから、この事業方式で行うことを決定しております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 従来方式との差が5億4,000万と。しかし、今度の両小学校、中小、津覇小の件に関しまして、地元企業が入っていないと。PFI事業で、要するに地元企業がこれだけ、70億以上の工事に参戦できないと。本村に対してそれだけメリットがあるのかどうなのか、そこはぜひ考えてほしかったです。

それと、一昨日の説明において、用地取得した場所全域、中学校用地にするという説明がありました。これは、中学校用地を買い取ったから、そこで中学校用地に全部すると。それで、村道も潰して中学校用地にするのか。その村道に代わる周辺整備事業も考えてやっていただきたいと思っています。その件についてと、先日、予算の説明がありました。この説明では、仮案だという図面を見せられました。その仮案に対して、それで本当にいいのか。また、全課、教育委員会だけで要するにやったのか、都計課をして周辺整備事業も一緒に取り組まないといけないと思う。土地提供者に対しては、農道を使用している、そこを迂回路なりなんなり要望があったはずです。そういうことを併せて一昨日の説明が欲しかったですね。用地を買い取った

から、全部、そこで公共施設を造るんだと。それはぜひ考え直していただきたいと。そのことについてどうですかね。仮図面、一昨日見せられて、納得いっておりません。村指定の安里ムラガの出入り、その件は今の説明の図面に入っていないませんでした。こういったことも、周辺環境も考えながらぜひ公共施設は造っていただきたい。丸々公共施設を造るため、周辺の環境を害することで、また周辺住民に生活ですね、そういう面でもぜひいろんなことも考えていただきたい。ただ買い取ったから、全部そこが用地だということは、村道も潰して造る、今まで利用していたところが利用できなくなると。それと河川維持も、中学校の用地である図面見せられたときに、河川の整備も維持管理もできないと考えております。それを本当にどうするのか。教育委員会、先ほど言ったように、横のつながり、都計課とも下水道課とも、ぜひいろんな課と、生涯学習課も話し合っていたいただきたい。せつかくの文化財、安里のムラガ、そこへ道がない。それで質問しておりますので、どう考えますか。答弁が欲しい。農道を潰して造るなら、それに代わる道路をぜひ造るという答弁が欲しいですね。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 この件について答弁いたします。

まず最初に農道を潰してというか、農道に代わる道を整備してほしいということについてですけれども、現敷地は、議員さんも承知のとおり農道であります。実際これを利用するのは、住民ではなくて、基本的には農民の方たちが利用するための道路であります。今回この農地につきましては、学校敷地として変更していきまので、基本的には農道については整備する考えはありません。

金城議員が申されている、先ほどの図面の件につきましては、去った説明会でも説明しまし

たけれども、あの図面のとおりに学校建設を進めていくわけではありません。あれはあくまでも事業費の算出をするためにこちらの委託業者の中で、その積算をするために作成した図面がありますので、基本的には、この図面については外部には提供しません。あくまでも予算の措置の、要するに予算を試算するための資料として作成しております。

ただ、説明会のときにおいて、どのような形、規模になるのかということをお示しするために議員さんには事前に見ていただいたということで。あれはあくまでも参考ですので、あれを基にということでは考えていただきたくありません。実際、今回のPFI事業では、実施要綱や募集要項、そういった面で文言でもって設計なり建設のほうの提案をしていただきます。ですので、業者にはこの条件に基づいて、学校施設としていい提案をしていただくように私たちは望んでいますので、今回この公募型のプロポーザル方式でPFI事業でやっていくということで考えて進めています。

あと、金城議員が言われました安里のムラガールの件につきましては、現在、ホームページで開示しています要求水準書、あの中でも敷地南西側に隣接する安里ムラガーへのアクセスできる歩車の動線を確保すること、なおアクセス動線は学校範囲外、フェンス等の外側での確保も可能とするというふうに明記しております。私たちはこのように業者のほうには提案していますので、業者からいい案で出てくるのを期待しております。

あともう一つ、河川整備のほうにつきましては、こちらのほうもそのように水準書の中にも記載してありますし、現段階でも関係課とは密に連絡を取って、維持管理のほうできるような形で、維持管理については今後も検討していきたいというふうに進めております。以上です。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（10時13分）

~~~~~

再開（10時14分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

金城 章議員、ただいまの議案第28号につきましては、一般会計の補正予算の内容を審議しております。できましたら補正予算についての質疑をお願いしたいと思います。

○12番 金城 章議員 議長、補正予算の中にこの事業が含まれているから、僕も質問しているわけ。仮に仮図面等にして積算資料を進められて、議会はこれ求めたから、この迂回路もない、そういう説明では納得いかないから、この予算を僕、否決するために質問しているのです。関わるんですよ、この図面に対して。全体買い取ったから、その買取り予算、PFIの予算もこの事業費、中学校用地の事業費じゃないですか、議長。予算に対して、この事業をこの間説明受けて、納得いかないから質問しているわけよ。住民生活、今、農道も潰して、そこ農道迂回路を校舎内から造るかもしれないと、一昨日の説明では。施設内からそこに入出入りすることは、周辺住民の環境を潰していることじゃないですか。予算もこれに関わるから質問しているんだよ、議長。

ただね、参考資料だといって、議会が認めれば、議会認めたじゃないかと、そう言われるのが僕怖いんですよ。確実に西側に河川の維持管理道路とこの安里のムラガーへの道をぜひ造るという答弁が欲しいのです。これで認めて、僕ら議会が認めたらろうと、金城議員も認めたじゃないかと、そこを言われる。積算書の予算を見せられて、図面は仮図面だと。納得いかないじゃん。それで質問して、予算もらったら数字しか出てこない。この間の説明資料の図面も出すべきだと思います。この周辺住民のアクセスは絶対図面ということ、答弁いただきたい。そうしないと納得できない、西側の道路、この間

の図面で学校の駐車場も、あれだけ100台ぐらいの駐車場も必要なの。道路をぜひ西側に、積算の資料でね、道路も。村が用地を買い取ったから、そこは全部この公共施設造るとするのは僕、間違いだと思っています。周辺住民も泣く泣く協力したんですよ。いい中学校を造るために協力して、そこでこの道路を潰して、ただそれだけなの。ぜひ答弁いただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えします。

先ほど答弁したことと重複しますが、今回この要求水準書の中に安里のムラガーにアクセスできる歩車の動線を確保することということで記載しております。この記載については要求水準書に私たち示しておりますので、提案については、ここにアクセスできる、こちらに車でも徒歩でもアクセスできるということで示しておりますので、これは条件に入っております。でするので、これを確保していただかなければその点は通りませんので、ムラガーに行くまでの動線は確保できております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 議案第28号について質問します。

せんだっての説明会で、プールについては1億から3億程度の事業費を捻出する必要があるため、今回の整備事業では計上しなくて、将来的にプールは増築可能ということでお話を伺っておりますが、これは当初でなぜ計画を議論しなかったのかがよく分からないんですけども。先送りしているということしか捉えられないんですけども、やはりこれも施政方針も含めて、一般村民も使えるようなプールも考えてはいるというふうに言っているんですけども、幾つかの案を早急に出して議論をして、どのようにしていくか。周辺自治体を見てみますと、民間に指導も含めて委託をしていくという方式を

採用しているところもいろいろありますので、議論を先送りするんじゃないかと、方針をしっかりと示して、この中学校建設の入り口の段階で、議会にも示すべきではなかったんじゃないかなと思います。なぜこのように先送りをする方針になったのかを答弁いただけますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたしません。

去った説明会でも説明いたしました。プールについては、申し上げたとおり事業費がかなり増大となることを見込まれております。建設後においても維持管理等、いろいろ経費の増加も見込まれました。今後この整備事業については、申し上げたとおり、将来的に建設が可能となるような施設の配置計画を提案していきますので、どの段階でプールを造るのか、どうしていくかというのについては今後検討させていただきたいと思います。現段階については、小学校建設のときにも申し上げましたが、建設費が大分高騰しております。かなり事業費につきましては、こちらでも、どの施設のものから優先するか検討した段階で、現在そのプールについては、今の段階では整備はしない方向で決定しています。

今回、生徒数の増加により教室の増加もかなりありました。その辺も含めて、今後の中学校の整備については、こちらのほうでも十分考えさせていただきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 建設場所の確保はされているということで説明も受けてはおりますが、今、課長が答弁したように、人口増加に伴って、やはり子供たちも増加していくということも予想をはるかに超えるというケースがもしかしたら起こるんじゃないかということも想定する必要があると思います。

そういった場合に、教室はどうしても優先し

ないといけなくなるから、プールの場所というのは恐らく確保困難になってくるケースも出てくるんじゃないかなと思います。そういったのをある意味では想定しながら、一般村民も含めて利用が可能なプールというのを今後造っていく計画、そういったのをあくまでも私は一つの案を言っているだけでありまして、村民と議会もそういった方向性の幾つかのプランを早期に示して議論をする機会をぜひ与えてほしかったんですけれどもね。みんな後づけになって、将来的にはという言葉で濁してしまって、いつそういったのをやるかということも、今現在では全然答弁できないんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えします。

今の時点で、どの時点でプールが建設可能なかどうなのかというのについてはお答えはちょっとできません。私たちもこの学校建設費については、日々、増加傾向にありますので、なるべく費用をかけない方向で検討していきたいというふうに考えています。ですので、現段階については、ちょっとこの時期については答弁することはできません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 確かに費用の捻出には苦慮されて、いろいろと悩んでこられたらどうなというのをお察しいたしますが、いずれにしても、やはり教育施設の中で、プールの事業というのは必要であるという認識はあると思います。これまでも現中学校でもプール建設については、議会からも相当議論があって、なぜなのかというふうにもいろいろと質疑があったと思うんですけれどもね。それでも皆さんは先送りをして、今回提案を見送っております。ぜひパターンをいろいろと提案して、早期に議論することを要望いたします。その約束はできませんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

今、教育委員会としては、中学校がもう老朽化がかなり進んでいるという状況と、バリアフリー化ができない施設ということで、中学校についてはなるべく早急にそのことをクリアしたいために今進めております。これに伴いプール建設につきましては、ここについては、今後も検討させていただきますというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第28号について質疑をいたします。

1点だけ、この前の説明でも一定程度の私は評価をしているつもりではあるんですけれども、やはり金額的に莫大な予算を債務負担行為ということで作るものですから、その一定程度の中身をできた時点で議会のほうのしっかりと説明責任を果たして、要所要所でぜひ説明を求めたいと思うんですけれども、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

中城小学校、津覇小学校の建設のときにも同様のPFI事業で実施してきております。私たち教育委員会としては、これまでもある程度の公表ができるという段階では、議員や地域にも説明してきたつもりでありますので、中学校においてもこのような形で進めていきたいと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 財政的にも令和10年から、相当、14年ぐらいいまでですね、毎年また6億円ぐらいの返還がなされないといけないという金額的な部分も大変危惧しているものですから、そのあたりもぜひ債務負担行為だからということではなくて、しっかり毎年度の進捗状況、

そういうのも我々にも情報を与えていただいて、共にやっていかないといけない事業ですので、その点はしっかりとやっていってください。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第28号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
金城 章議員。

○12番 金城 章議員 議案第28号について反対で討論します。

これは、周辺住民への環境にあまり配慮したものじゃないということ。それと、村指定の文化財に対してもないがしろにしている、また、西側の河川維持管理においても、そこに接する道路も考えられていないと。そういった状況でこの予算は認めるべきじゃないと。ぜひ周辺環境に配慮する、ちゃんと住民を考えてやっていただきたい。私は地元出身として賛成したと言われたら、金城議員が賛成したんだと言われた

くない。この説明で議案を出すときには、数字だけじゃなく、図面とかそういうのも配慮して中学校整備事業ですよ、やっていただきたいと。今後また中学校の建設、予算も出てきます。それに対して周辺、まるっきり環境が変わる、配慮した整備、中学校事業だけじゃなくて、その周辺にも関わることは、全部その整備事業として説明いただきたいと思います。それで反対します。

○議長 伊佐則勝 次に、本案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 進めます。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 伊佐則勝 起立多数です。したがって、議案第28号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第29号 吉の浦公園子供遊具新設工事の契約締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第29号 吉の浦公園子供遊具新設工事の契約締結について御提案申し上げます。

#### 議案第29号

##### 吉の浦公園子供遊具新設工事の契約締結について

吉の浦公園子供遊具新設工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- |                                       |                                              |
|---------------------------------------|----------------------------------------------|
| 1. 契約の目的                              | 吉の浦公園子供遊具新設工事                                |
| 2. 契約の方法                              | 指名競争入札                                       |
| 3. 契約金額                               | 92,950,000円                                  |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額、<br>産業廃棄物税相当額 | 8,450,000円                                   |
| 4. 契約の相手方                             | 沖縄県浦添市安波茶2丁目21-2<br>株式会社 新秀<br>代表取締役 崎 濱 秀 博 |

令和6年4月5日 提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

吉の浦公園子供遊具新設工事の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第29号について質疑いたします。

一番最後のほうで、設置箇所とか位置図とかあるんですけども、その中で、この子供遊具を何台設置するのか、あるいは複合的に1つなのか。それは大体、真ん中に設置されているんですけども、敷地ですね。これであずまやもあるんですけども、周辺環境に全然影響しないかどうか、そのあたり伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、お手元の資料3ページです。子供遊具の設置位置図のほうですが、こちらにあります

ように、まず設置数は2基になりまして、周辺に関しましては、この図面、ちょっと実施段階で少しは移動があるかもしれませんが、ほかと影響がないようにいろいろ検討して、この位置にしております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 子供遊具ということですので、例えば何歳児から使用できるとか、そういう決まりもあるのか。1歳児からでもできるのかどうか、そこはどうですか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 位置図にございますように乳児用遊具というのと幼児用遊具というのがございます。乳児用遊具に関しましては1歳から3歳、乳児用遊具に関しましては3歳から6歳が対象となっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 9,000万も使う事業になっていますので、十分周辺にも配慮して、子

供たちも安心安全に使用できるようなものを作って、しっかりみんなに歓迎される遊具にしてください。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、議案第29号について質問します。

今、着地マットは図面に見えます。この遊具の遊び場関係、周辺がよく着地マットがついていることはいいことなんですけれども、周辺を排水路というか、水はけの具合が見えないと思うんです。ほとんどの今、遊具設置されている公園で同じところを要するに注意して歩くもんですから、そこが傷んで水はけが悪くなって、水たまりが多いです。その配慮がないもんですから、その設定をどうするのか。ぜひお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 答えたいと思います。

今のところは自然透水のほうで考えておまして、特に溝等を設ける計画はございません。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 議案第29号について質疑いたします。

この場所では、工事するときに樹木等が障害になる樹木とかがあるのかどうなのか。そして、もし樹木の障害があれば、これは伐採するのか、移築するのかを確認したいと思います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 答えたいと思います。

今のところ、ちょっと1本ぐらいは影響がある可能性もありますが、ちょっと整地もするんです。そちらに関しましては、木の状況を見ながら、主にもう伐採になってしまうかと思うんですが、そちらのほうで考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 せっかくね、公園施設内に植えた木を伐採するというのも、ある意味では問題かなというふうに思う部分もあるんですけども、どの程度の木なのか、よく確認は私もしていませんので、何とも言えないんですけども、できるならばしっかりと守る、樹木は守っていくという方針を持って対応していただきたいということです。

そしてもう1点、夜間の管理とかをどのように考えているのか。ここは夜間に、結構あずまやもあって、飲酒をしている光景がたまに見られたりもするんですけども、そういったある意味、不良のたまり場みたいな形になったり、平和の波も陰になっている部分はどうしてもありますので、いろんな問題、犯罪の弊害が起こらないかなという部分も懸念するところもあります。そういったところの対策というのはどのようにしているのかをお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 答えたいと思います。

まずは設置して運用状況を見ながら、ちょっと夜も巡回、体育館の臨時の人に巡回してもらったりして、それからもし問題があるようだったら対応するように考えていきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ぜひ犯罪の抑止にも努めながら、照明の位置等もしっかりと検討していただくように要望いたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

安里清市議員。

○6番 安里清市議員 おはようございます。6番、安里清市でございます。議案第29号ですね。

現在、そこには健康遊具というんですか、アスレチック関係の器具が何個か配置されていると思うんですが、それらの移動について触れられていないんですが、どうなんでしょうか、使

用に支障はないというふうなお考えでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

現在計画している場所に関しましては、健康遊具には影響しない範囲になっております。なので、移動とかは今のところ考えておりません。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 3ページのほうの遊具の設置箇所位置図がありますけれども、やはり現況の遊具と競合しないというふうな形での配置を図面上も示して提案されるべきだったのではないかと思います。いかがですか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 平面図に関しましては、一応描かれているんですが、非常にちょっと分かりづらくて、分かりづらい図面になっていますので、こちらのほうは明確に表示すべきだったということに関しましてはちょっとお呼びしたいと思いますが、一応こちらには図面、健康遊具の位置が落とされています。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 しっかりと支障のないように。先ほどの議案の28号とも絡むんですが、やはりある程度というんですか、図面に明記されていないようなことをこちらで口頭で答弁されて、実際になったらそれがどうなっているのかというふうなことが出てくるというふうなことでは、大変困りますので、しっかりと図面に落とし込むというふうな対策を求めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それでは、議案第29号について質疑を行います。

2ページの入札結果調書を見た場合、11社参加しておりますが、そのうちの8社が同じ値段、予定価格ですか。税抜きの入札8,483万円、8

社が入れていますね。これ不自然じゃないかなと私感じたんですよ。なぜそういう結果になったか。

それと、この工事をするときの見積り、設計をした会社はどこなのか。

それでこれ遊器具は指定してありますよね、皆さん方、指定したと思いますが、そのほかに別の類似した製品はないのか。なぜその遊具を指定したのか。以上。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、金額が多く業者さんが一致しているという点に関しましては、ちょっとこちらに関しましては、各業者さんが入札に入れてきた金額なので、ちょっと私たちのほうでは把握しておりません。

それと、設計業者に関しましては、双葉測量設計になっております。

あと、遊具のいろんな種類がある中でなぜこれなのかというのは、コンペを行いまして、3社ほど出してきておりましたが、その中から選んでおります。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これ双葉測量、じゃ双葉測量とこの入札した会社との関係は皆さん方御存じですか。

それと、3社コンペということではありますが、この3社はどこどこなのか。これ大体6,000万がこの遊器具の代だと、大体ですね、2,000万が工事代だというような話を聞いておりますが、双葉測量が設計したというんだけど、これ情報漏れていないかどうかちょっと。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 まず、双葉測量の工事入札参加業者さんの関係については把握しておりませんが、コンペの3社に関しましては、選定委員会を私たちのほうで開いておりま

すが、ちょっと大変申し訳ございません、その業者3社に関しましては、設計前にコンペで業者を選定しておりますが、その業者に関してはちょっと今、手持ちに資料がございません。また後で報告したいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 その3社コンペの中にね、落札した会社が入っているでしょう。入っていると思うよ。そして、設計にもこの会社は協力したという話は、情報は得ていますよ。これそうするといろんな面でね、設計見積りした会社が落札しているということについてはちょっと疑念を感じるんですよ、何があったか、裏でね。だから、双葉測量が見積りも出したというんだけど、設計もしたというんだけど、今、落札した会社がコンペ、これは私の得た情報では、もともとは製品屋ですか、遊器具の代理店みたいなので、最近から土木をやったという情報があるんですよ。そしてね、この8,483万円という予定価格、ほとんど入っていますよね。これはこの落札した会社からこの会社に電話があったという話も情報があるんですよ。そういうのは皆さん方の中には入ってきていないですか。じゃその3社コンペについて今ここで答弁してください。今、資料を持っていないから答弁できないというんですけどもね。今、休憩してもいいですから、これを探してください。

議長、休憩してもいいから、その3社の名前を出していただきたい。こんなして逃げられたら困る。ちゃんと答弁していただきたい。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時48分）

~~~~~

再 開（11時02分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 コンペに参加し

た3社、資料を提出していただいた3社に関してですが、まず株式会社新秀、それと株式会社沖縄工設、株式会社沖縄装美工業の3社となっております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第29号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 議案第29号について、吉の浦公園子供遊具新設工事の契約締結についての議案については反対の立場から討論します。

この指名業者の中にそういうメーカーが入っているということが、これ最初からもう分かり切った入札じゃないかと思うし、また、入札調書を御覧になっても分かるように、もう11社のうち8社が同じ額を入れているということは、これお互いに話合いがあったんじゃないかと思わざるを得ない、疑念を抱いております。

そして、落札率が99.61、もうほとんど100%に近いんですよ。そういうことであり、私はこの入札については不適切と考え、反対します。

○議長 伊佐則勝 次に、本案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 進行します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長 伊佐則勝 起立多数です。したがって、議案第29号 吉の浦公園子供遊具新設工事の契約締結については原案のとおり可決されました。

日程第5 承認第1号 専決処分の承認について（令和5年度中城村一般会計補正予算（第

12号））を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第1号 専決処分の承認について御提案申し上げます。

#### 承認第1号

##### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和6年4月5日 提出

中城村長 浜田京介

##### 提案理由

国民健康保険特別会計において県から交付される国民健康保険保険給付等交付金（普通交付金）の交付決定額が減額となり、歳入の不足分について一般会計から繰り出しの補正をする必要が生じたが、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したので議会の承認を必要とする。

#### 中城村専決第2号

##### 専決処分書

令和5年度中城村一般会計補正予算（第12号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

中城村長 浜田京介

#### 令和5年度中城村一般会計補正予算（第12号）

令和5年度中城村一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104,956千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,632,311千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月29日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		231,374	104,956	336,330
	2 基金繰入金	231,141	104,956	336,097
歳入合計		10,527,355	104,956	10,632,311

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		4,583,613	104,956	4,688,569
	1 社会福祉費	2,366,120	104,956	2,471,076
歳出合計		10,527,355	104,956	10,632,311

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これでは提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 専決処分について、承認第1号について質疑を行います。

減額になった理由、そして減額決定通知が本村に来たと思いますが、その年月日について説明願います。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 御質問にお答えいたします。

普通交付金につきましては、市町村が行った保険給付の実績に対して支払われる交付金にな

ります。3月ぎりぎりまで支払い等がありますので、決定通知が来たのが27日となっており、精査をして確認ができたのが29日となりました。それで時間的余裕がなくて、関係機関と相談の上、補正予算を組ませていただきました。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは承認第1号について質疑いたします。

まず提案理由の中から、これは県から交付される普通交付金ですね、その交付決定額が減額となるということで、これは相当額が減額になっているんですけども、それについて、我々も2,000万から3,000万ぐらいを大体予定をしているんですけども、これが1億ですか、

どれぐらいの減額になっているのか、そのあたりをちょっと伺います。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 当初予算額から比較しますと、今、補正をしている金額になるんですが、当初予算額が17億3,174万4,000円で、額の決定が16億2,678万8,818円となっております。差額が1億495万5,000……、すみません、ちょっと1,000円未満を切り捨てての補正となっておりますが、今、補正している金額が当初予算からの減額になっています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 金額が大分多いということを感じているものですから、そのあたり、減額、これは交付決定額ということで県から来るはずですがけれども、この減額の中身というのは精査されたのかどうか。その中でどれが一番大きな減額になるのか。ただ、前もって出していたものがそれだけ減ったということなのか。これは県に対して村から上げた額がですね、それだったのか。あるいは、その減額のちょっと中身のほうをお聞きしたいと思いますけれども。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 当初予算のほうは見込みで立てておりますので、5年度中の医療費の伸びが想定よりも少し低く抑えられたということが原因だと思っております。医療費に対しての交付になりますので、1年間のこの医療費が抑えられたことによって交付額も減少したものだと考えております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認について(令和5年度中城村一般会計補正予算(第12号))を採決します。

お諮りします。本件はこれを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認について(令和5年度中城村一般会計補正予算(第12号))は承認することに決定しました。

日程第6 承認第2号 専決処分の承認について(令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第6号))を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第2号 専決処分の承認について御提案申し上げます。

承認第2号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したの

で、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和6年4月5日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

県から交付される国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）の交付決定額が減額となり、歳入の不足分について一般会計からの繰出の補正をする必要が生じたが、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したので議会の承認を必要とする。

中城村専決第3号

専決処分書

令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

中城村長 浜田 京介

令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）

令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月29日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		1,848,807	△104,956	1,743,851
	1 県補助金	1,848,806	△104,956	1,743,850

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		379,570	104,956	484,526
	1 他会計繰入金	379,569	104,956	484,525
歳入合計		2,635,418	0	2,635,418

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これでは提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認について(令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第6号))を採決します。

お諮りします。本件はこれに承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第2号 専決処分の承認について(令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第6号))は承認することに決定しました。

日程第7 承認第3号 専決処分の承認について(中城村税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第3号 専決処分の承認について御提案申し上げます。

### 承認第3号

#### 専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年4月5日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)が、令和6年3月30日付けで公布さ

れ、同年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を早急に行う必要が生じ、緊急を要したため議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、議会の承認を必要とする。

中城村専決第4号

専 決 処 分 書

中城村税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

中城村長 浜 田 京 介

中城村税条例の一部を改正する条例  
中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____（法第37条の2第1項第3号の規定に基づき、____<u>沖縄県税条例（昭和47年沖縄県税条例第59号）</u>で定めるものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する</u></p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（法第37条の2第1項第3号の規定に基づき、<u>それぞれ沖縄県税条例（昭和47年沖縄県税条例第59号）</u>で定めるものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公</u></p>

公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

(10) (略)

2 (略)

(村民税の減免)

第51条 (略)

2 前項の規定により 村民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。ただし、村長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、村民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定により 村民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を村長に申告しなければならない。  
(固定資産の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利

益信託の信託財産とするために支出した金銭

(10) (略)

2 (略)

(村民税の減免)

第51条 (略)

2 前項の規定によって 村民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって 村民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を村長に申告しなければならない。  
(固定資産の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利

型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(固定資産税の減免)

第71条 (略)

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。ただし、村長が、当該者が所有する固定資産が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(6) (略)

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けたものは、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を村長に申告しなければならない

型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(固定資産税の減免)

第71条 (略)

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けたものは、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を村長に申告しなければならない



法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある

と村長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第2条の5 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(令和6年度分の個人の村民税の特別税額控除)

第3条の5 令和6年度分の個人の村民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき村民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第3条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第2条の3第2項、附則第3条第1項、附則第3条の3の2第1項、前条及び附則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び附則第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第2条の4 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

中」とあるのは「附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の村民税の納税通知書に関する特例)

第3条の6 令和6年度分の個人の村民税に限り、個人の村民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の村民税の額  
(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の村民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額  
(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の村民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべ



控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の村民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の村民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の村民税に関する特例）

- 第3条の7 令和6年度分の個人の村民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の村民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額（附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）

の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においては

その者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額



第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第3条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の村民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の村民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10

月 1 日から11月30日までの間においてはそ  
の者の10月分金額からその者の年金所得に  
係る個人の村民税に係る特別税額控除額を  
控除した残額に相当する税額、同年12月 1  
日から翌年の 3 月31日までの間においては  
その者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得  
に係る個人の村民税に係る特別税額控除額  
がその者の10月分金額以上であり、かつ、  
その者の10月分金額とその者の分割金額と  
の合計額に満たない場合には、特別徴収対  
象税額は、当該年度の初日の属する年の10  
月 1 日から11月30日までの間における税額  
はないものとし、同年12月 1 日から翌年の  
1 月31日までの間においてはその者の10月  
分金額とその者の分割金額との合計額から  
その者の年金所得に係る個人の村民税に係  
る特別税額控除額を控除した残額に相当す  
る税額、同年 2 月 1 日から 3 月31日までの  
間においてはその者の分割金額に相当する  
税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得  
に係る個人の村民税に係る特別税額控除額  
がその者の10月分金額とその者の分割金額  
との合計額以上である場合には、特別徴収  
対象税額は、当該年度の初日の属する年の  
10月 1 日から翌年の 1 月31日までの間にお  
ける税額はないものとし、同年 2 月 1 日か  
ら 3 月31日までの間においてはその者の第  
47条の 5 第 2 項の規定により読み替えられ  
た第47条の 2 第 1 項に規定する年金所得に  
係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条  
の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中  
「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初  
日の属する年の10月 1 日から翌年の 3 月31日ま  
での間における当該特別徴収対象年金所得者に  
係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除し

て得た額」とあるのは、「附則第3条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の村民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の村民税の特別税額控除)

第3条の8 令和7年度分の個人の村民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき村民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第2条の3第2項、附則第3条第1項、附則第3条の3の2第1項、附則第3条の4及び附則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例)

第4条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る村民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の3の2第1項及び附則第3条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第3条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例)

第4条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条\_\_5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る村民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の3の2第1項及び前条\_\_\_\_\_の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項\_\_\_\_\_の規定の適用については、同項中\_\_\_\_\_「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4

条第2項」と、附則第3条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第4条第2項及び」と、前条中「附則第3条の4及び」とあるのは「附則第3条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2～12 (略)

13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は7分の6とする。

14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

20・21 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2 (略)

3 村長は法附則第15条の7第1項又は第2項の

条第2項」 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_とす  
る。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2～12 (略)

13 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

14 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

17 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

20・21 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2 (略)

\_\_\_\_\_

認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規

則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 (略)

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第7条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税

(6) (略)

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 (略)

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第7条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税

について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5 \_\_\_\_\_ を乗じて得た額を加算した額 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地

について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5 (商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5) を乗じて得た額を加算した額 (令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 \_\_\_\_\_ の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 \_\_\_\_\_ の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地

等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(  
用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置)

第8条の3 地方税法等の一部を改正する法律

等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(  
令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置)

第8条の3 地方税法等の一部を改正する法律

(令和6年法律第4号) 附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額

\_\_\_\_\_）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

\_\_\_\_\_を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

(令和3年法律第7号) 附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の

次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例)

第12条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る村民税の課税の特例)

第12条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」と

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例)

第12条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る村民税の課税の特例)

第12条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

あるのは、「所得割の額並びに附則第12条の4第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第13条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第13条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(短期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次の定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の3の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次の定めるところによる。

(1)～(4) (略)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の3の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>6 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条第1項の改正規定 令和7年4月1日

(2) 例第34条の7第1項の改正規定及び同条例附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(村民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の村税条例第34条の7第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の中城村税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ちょっと詳細の説明を求めます。今この税ですね、分かりやすく少し説明していただきたいと。寄附とか優良長期住宅とか、それと4ページの附則、現法令には規則があるんですけども、そこがなくなっているというのと、結構、長い変更になっています。その説明、少し分かりやすく説明できますか。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 大まかに概要を説明させていただきます。

今回の主な改正点につきましては、個人住民税の特別税額控除に関連した改正と、能登半島地震災害に伴う控除等の特例の改正です。あと、固定資産税における負担水準のばらつきがある状況を踏まえた段階的な負担水準の均衡化を図るための減額制度を令和8年度まで継続する改正となっております。

今回の改正は、地方税法等の基となる法令の一部改正及び公布、施行による改正でありまして、本村独自の改正ではなく、本改正による住

民の税負担の上昇等はないものと考えております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、承認第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認について(中城村税条例の一部を改正する条例)を採決します。

お諮りします。本件はこれに承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、承認第3号 専決処分の承認について(中城村税条例の一部を改正する条例)は

承認することに決定しました。

日程第8 承認第4号 専決処分の承認について（中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第4号 専決処分の承認について御提案申し上げます。

#### 承認第4号

##### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和6年4月5日 提出

中城村長 浜田京介

##### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が、令和6年3月30日付けで公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したので議会の承認を必要とする。

#### 中城村専決第5号

##### 専決処分書

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

中城村長 浜田京介

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(課税額)	(課税額)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が240,000円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、240,000円とする。

4 (略)

(保険税の減額)

第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には650,000円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合は240,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人に

第2条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が220,000円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、220,000円とする。

4 (略)

(保険税の減額)

第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には650,000円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が220,000円を超える場合は220,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人に

ついて 9,350円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,300円

(2) 特定世帯 5,150円

(3) 特定継続世帯 2,575円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,000円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,100円

(2) 特定世帯 1,550円

(3) 特定継続世帯 775円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,500円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税

ついて 9,350円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,300円

(2) 特定世帯 5,150円

(3) 特定継続世帯 2,575円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,000円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,100円

(2) 特定世帯 1,550円

(3) 特定継続世帯 775円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,500円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税

<p>額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,740円</p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,120円</p> <p>(2) 特定世帯 2,060円</p> <p>(3) 特定継続世帯 1,030円</p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,200円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,240円</p> <p>(2) 特定世帯 620円</p> <p>(3) 特定継続世帯 310円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,400円</p> <p>ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,000円</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,740円</p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,120円</p> <p>(2) 特定世帯 2,060円</p> <p>(3) 特定継続世帯 1,030円</p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,200円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,240円</p> <p>(2) 特定世帯 620円</p> <p>(3) 特定継続世帯 310円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,400円</p> <p>ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,000円</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の中城村国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提出者の説明を終わ

ります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、承認第4号について質疑します。

ここに1枚のA4の、これ説明資料になると思うんですけども、これは改正の概要とか内容、あるいはまた変更の第17条とかあるんですけども、それについてちょっともう少し詳しく説明を求めたいものと、村民に対してどれぐらいの影響があるのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 今回の改正につきましては、後期高齢者支援金に係る賦課限度額が22万円から24万円に引き上げられることにより、所得の高い方たちの負担を増やすということになります。それが低所得者の負担を軽減をすることにもつながります。

17条関係が被保険者の軽減の基準額を上げるという改正になるんですが、5割軽減が29万から29万5,000円に、2割軽減の基準が53万5,000円から54万5,000円に引き上げられます。引き上げられることによりまして、軽減世帯が増える、低所得者の負担が軽減されるというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、改正内容の(1)のほうですね、第2条のほうなんですけれども、これ22万円から24万円に上がって、所得の多い人は税金が上がると、保険料が上がると。所得の低い人はその分下がるという理解でよろしいわけですね。

それで2のほうですね、5割、あるいは2割軽減の基準については29万5,000円にすれば、5,000円上げれば、所得の低い人たちはもっと軽減できると。下のほうも、54万5,000円にすれば、2割軽減の基準についても下がってくる

という流れでいいわけですね。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております承認第4号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、承認第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認について(中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決します。

お諮りします。本件はこれに承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、承認第4号 専決処分の承認について(中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は承認することに決定しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会（11時27分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 新 垣 善 功

中城村議会議員 石 原 昌 雄

# 第5回 臨時会

# 令和6年第5回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和6年5月2日

会 期 1 日間

閉 会 令和6年5月2日

日 次	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	事 項
第 1 日	5月2日	木	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第30号における説明、質疑、討論、採決 閉会

## 令和6年第5回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和6年5月2日（木）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和6年5月2日（午前10時00分）		
	閉 会	令和6年5月2日（午前10時13分）		
応 招 議 員  (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	1 番	小橋川 恵 美	2 番	玉那覇 登
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	金 城 勉
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	呉 屋 克 行
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	新 垣 忍	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	会 計 管 理 者	照 屋 郁 子	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	税 務 課 長	比 嘉 聡	教 育 総 務 課 主 幹	森 本 雅 人
	福 祉 課 長	照 屋 淳		
	健 康 保 険 課 長	島 袋 かおり		

## 議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第30号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第2号）

○議長 伊佐則勝 皆さん、おはようございます。ただいまより令和6年第5回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番 小橋川恵美議員及び2番 玉那覇 登議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日5月2日のみにしたいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日5月2日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第30号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第30号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第30号

令和6年度中城村一般会計補正予算(第2号)

令和6年度中城村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,723千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,661,925千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月2日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,160,518	1,401	2,161,919
	2 国庫補助金	653,926	1,401	655,327
19 繰入金		218,007	7,322	225,329
	2 基金繰入金	218,007	7,322	225,329

款	項	補正前の額	補正額	計
歳 入 合 計		9,653,202	8,723	9,661,925

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,239,485	8,723	1,248,208
	2 徴税費	128,225	1,402	129,627
	4 選挙費	22,815	7,321	30,136
歳 出 合 計		9,653,202	8,723	9,661,925

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 質疑の前に補足説明必要でしたら、補足説明やってもらいますけれども、どうでしょうか。補足説明。

休憩します。

休 憩 (10時03分)

~~~~~

再 開 (10時11分)

○議長 伊佐則勝 再開いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (10時13分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 小橋川 恵 美

中城村議会議員 玉那覇 登

# 第6回 定例会

## 令和6年第6回中城村議会定例会会期日程表

開 会    令和6年6月21日

会 期 7 日間

閉 会    令和6年6月27日

| 日 次   | 月 日   | 曜日 | 開議時刻  | 会 議 名 | 事 項                                                                                                                     |
|-------|-------|----|-------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 日 | 6月21日 | 金  | 午前10時 | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>諸般の報告、行政報告<br>議案第31、32、33、34、35、36、37号に対する<br>説明、質疑、討論、採決<br>同意第2号に対する説明、質疑、討論、採決<br>報告第3号に対する説明、質疑 |
| 第 2 日 | 6月22日 | 土  | /     | 休 会   |                                                                                                                         |
| 第 3 日 | 6月23日 | 日  | /     | 休 会   |                                                                                                                         |
| 第 4 日 | 6月24日 | 月  | 午前10時 | 本 会 議 | 一般質問（4人）                                                                                                                |
| 第 5 日 | 6月25日 | 火  | 午前10時 | 本 会 議 | 一般質問（4人）                                                                                                                |
| 第 6 日 | 6月26日 | 水  | 午前10時 | 本 会 議 | 一般質問（4人）                                                                                                                |
| 第 7 日 | 6月27日 | 木  | 午前10時 | 本 会 議 | 発議第3、4、5、6号に対する説明、質疑、<br>討論、採決<br>委員長報告に対する質疑、討論、採決<br><div style="text-align: right;">閉会</div>                         |

## 令和6年第6回中城村議会定例会（第1日目）

|                                |              |                     |                      |        |
|--------------------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------|
| 招集年月日                          | 令和6年6月21日（金） |                     |                      |        |
| 招集の場所                          | 中城村議会議事堂     |                     |                      |        |
| 開会・散会・閉会等日時                    | 開会           | 令和6年6月21日（午前10時00分） |                      |        |
|                                | 散会           | 令和6年6月21日（午後0時03分）  |                      |        |
| 応招議員<br><br>（出席議員）             | 議席番号         | 氏名                  | 議席番号                 | 氏名     |
|                                | 1番           | 小橋川 恵美              | 10番                  | 欠員     |
|                                | 2番           | 玉那覇 登               | 11番                  | 仲松 正敏  |
|                                | 3番           | 欠員                  | 12番                  | 金城 章   |
|                                | 5番           | 新垣 貞則               | 13番                  | 新垣 博正  |
|                                | 6番           | 安里 清市               | 14番                  | 新垣 善功  |
|                                | 7番           | 新垣 修                | 15番                  | 石原 昌雄  |
|                                | 8番           | 屋良 照枝               | 16番                  | 伊佐 則勝  |
|                                | 9番           | 大城 常良               |                      |        |
| 欠席議員                           | 4番           | 桃原 清                |                      |        |
| 会議録署名議員                        | 5番           | 新垣 貞則               | 6番                   | 安里 清市  |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長       | 比嘉 保                | 議事係長                 | 辰 さおり  |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村長           | 浜田 京介               | こども課長                | 比嘉 昌子  |
|                                | 副村長          | 比嘉 忠典               | 企画課長                 | 金城 勉   |
|                                | 教育長          | 比嘉 良治               | 都市建設課長               | 呉屋 克行  |
|                                | 総務課長         | 大湾 朝也               | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲村 武宏  |
|                                | 住民生活課長       | 新垣 忍                | 上下水道課長               | 下地 良和  |
|                                | 会計管理者        | 照屋 郁子               | 教育総務課長               | 我謝 慎太郎 |
|                                | 税務課長         | 比嘉 聡                | 生涯学習課長               | 渡久地 真  |
|                                | 福祉課長         | 照屋 淳                | 教育総務課主幹              | 森本 雅人  |
|                                | 健康保険課長       | 島袋 かおり              |                      |        |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                                                  |
| 第 2  | 会期の決定                                                       |
| 第 3  | 諸般の報告                                                       |
| 第 4  | 行政報告                                                        |
| 第 5  | 議案第31号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 6  | 議案第32号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について                              |
| 第 7  | 議案第33号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第3号）                                |
| 第 8  | 議案第34号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                          |
| 第 9  | 議案第35号 令和6年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）                      |
| 第 10 | 議案第36号 財産の取得について                                            |
| 第 11 | 議案第37号 損害賠償の額の決定について                                        |
| 第 12 | 同意第2号 中城村固定資産評価審査委員会委員の専任につき議会の同意を求めることについて                 |
| 第 13 | 報告第3号 令和5年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について                         |

## 議 事 日 程 第 1 号 の 追 加

| 日 程 | 件 名                    |
|-----|------------------------|
| 第 1 | 選挙第1号 中城北中城消防組合議会の議員選挙 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。ただいまより令和6年第6回中城村議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番 新垣貞則議員及び6番 安里清市議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日6月21日から6月27日の7日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は本日6月21日から6月27日の7日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和6年3月4日より令和6年6月20日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、令和6年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますので、御参照ください。

2 一部事務組合議会及び南部広域行政組合議会・介護保険広域連合議会、また、後期高齢者医療広域連合議会、中部広域市町村圏事務組合からの報告について

3月4日から、先日6月20日まで、それぞれの議会の開催はなく、各議会における議事の経過及び結果の報告はありませんでした。

3 各所管事務調査の報告について

○総務常任委員会

・4月16日(火)中城北中城消防本部へ、本

部庁舎の進捗状況に関して調査しております。

○文教社会常任委員会

・5月7日(火)教育総務課より、学校建設事業の進捗状況及び現場視察に関して調査しております。

○建設常任委員会

・5月14日(火)都市建設課より、中城村・北中城村共同まちづくり及び新川線災害事業に関して調査を行っております。

なお、提出された各報告書については事務局で閲覧してください。

4 陳情・要請・意見書等の処理について

期間中に受理した陳情、要請、意見書等については3件受理し、6月18日の議会運営委員会で協議した結果、陳情第3号 訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書については総務常任委員会へ付託し、陳情第5号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情については文教社会常任委員会へ付託いたします。

陳情第4号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情については、資料配付といたします。

5 沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

○4月19日(金)中部地区町村議会議長会定例会が西原町にて開催され、議長が参加しております。

○4月30日(金)に令和6年度沖縄振興拡大会議が自治会館にて開催され、議長が参加しております。

○5月20日(月)から22日(水)まで東京国際フォーラムにて令和6年度町村議会議長・副議長研修会へ、議長及び副議長が参加しております。

○5月28日（火）から31日（金）まで令和6年度中部地区町村議会議長会県外行政視察が行われ、議長及び事務局長が参加し、行政視察を行っております。

## 6 その他

○6月11日（火）任期満了による中城村長選挙にて立候補届を提出した、議員番号3番 比嘉 護議員及び議員番号10番 比嘉麻乃議員が、公職選挙法第90条の規定により、議員失職となっております。

については、総務常任委員会委員長の失職において総務常任委員会で委員長等を互選した結果、総務常任委員会委員長へ、新垣博正議員が就任した旨、報告がありました。

また、議会運営委員会の委員として、新垣博正議員を選任しております。

その他の日程等については別紙を御参照ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

**○村長 浜田京介** それでは、行政報告を行います。

令和6年2月から令和6年4月までの村長及び教育長の主要事項日程等につきましては、資料を御覧いただきたいと思っております。

今議会におきましては、2点を行政報告いたします。

まず最初に、中城村子ども家庭センターの設置についてでございます。

妊産婦や子供、子育て世帯に対する支援を一層させるため、児童福祉法などの改正により、各自治体に設置することが努力義務とされた子ども家庭センターを、令和6年4月1日に設置いたしました。

母子保健分野と児童福祉分野が一体化したことで、情報共有が密にでき、保健師と相談員の動きが見えやすく、連携した対応や役割が明確

化でき、支援を必要とする世帯への対応を円滑に行うことが可能となっております。

保健師、社会福祉士、栄養士、心理士、子ども支援員、児童相談員の多職種の配置により、支援を必要とする子供、家庭に関する情報が共有され、連携して継続的な支援体制を図ることで、子供の支援、保護者支援、家庭及び周辺を含めた社会への支援強化を行ってまいります。

2点目に、小学校水泳指導等業務委託事業及び中城南小学校施設開放モデル事業でございます。

老朽化が著しい中城小学校及び津覇小学校の水泳施設に代わり、民間水泳施設を使用し、民間スイミングスクールの支援、協力を得ることで、児童の泳力向上、教員の効果的な指導業務の確立を目指すことを目的した委託業務を行います。

なお、実施場所、実施期間等については、記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

中城南小学校の水泳施設開放モデル事業については、中城南小学校の水泳授業において、民間スイミングスクールの支援、協力を得ることで、児童の泳力向上、教員の効果的な指導業務の確立をめざし、さらに放課後等のプールを地域住民へ開放し、水泳施設の有効活用と地域住民の泳力向上を図ります。

実施場所、実施期間等につきましては、記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

**○議長 伊佐則勝** 以上で行政報告を終わります。

本日、お手元に配付いたしました選挙第1号 中城北中城消防組合議会の議員選挙を日程に、追加日程1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長 伊佐則勝** 「異議なし」と認め、追加

日程第1として、選挙第1号 中城北中城消防組合議会の議員選挙を日程に追加し、議題とします。

追加日程第1 選挙第1号 中城北中城消防組合議会の議員選挙を議題とします。

選挙第1号

中城北中城消防組合議会の議員選挙

本村議会選出の中城北中城消防組合議会議員の失職に伴い、当該組合議会の議員を次により選挙してもらいたいとの旨、村長から通知があったので、当該組合規約第5条第3項の規定により選挙を行うものとする。

・選挙すべき数 1人

令和6年6月21日

中城村議会  
議長 伊佐則勝

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中城北中城消防組合議会議員に、小橋川恵美議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました小

橋川恵美議員を、中城北中城消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました小橋川恵美議員が、中城北中城消防組合議会議員に当選されました。

ただいま中城北中城消防組合議会議員に当選されました小橋川恵美議員が、議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第5 議案第31号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第31号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対す

る軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第31号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例（昭和50年中城村条例第15号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月21日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）について改正が行われ、そのうち日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）の改正により、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する必要がある。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例（昭和50年中城村条例第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                   | 改正前                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例<br>(目的)<br>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119 | アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税_____の特例に関する条例<br>(目的)<br>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119 |



なりまして、軽自動車の4輪以上のものが3,000円、3輪または2輪のものが1,000円、2輪の小型自動車が1,000円、原動機付自転車が500円となっております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 先ほど休憩の中でも、台数1台ぐらいと言ったんですけれども、本村に入る税収としてはどれぐらいになりますか。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 実績としまして、本年度手続があったのは軽自動車の4輪ということで、3,000円になります。昨年度は、実績としてはゼロとなっておりますので、各年度、中城村で納税されるか、されないかということで、実績は変動しております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員、オーケーです。

1番 小橋川恵美さん、ありましたか。

ほかに質疑ございますか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第31号について質疑をいたします。

改正前の3条、その中の毎年5月中においてということで、期限が組まれているんですけれども、改正後は、その期限がなくなっているんですけれども、これはもう年内でいつでも払っていいということなのか、それともどういう形でそうになっているのか、ちょっと伺います。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 今回の改正、5月中は通常の軽自動車と統一されていたところなんです、この軍属の方々の納税のタイミングが、4月に行いたいという方もいらっしゃるものですから、そこに対応するために、今回、5月中というものを撤廃して、4月に申出があったときも対応できるようにということで、改正しております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 4月中で、米軍属等の納税をお願いしたいということであるならば、その中に入れるべきではないかなと思うんですけれども、そのままだったら、もういつ払ってもいいような格好になるのかなというふうに、読んだ観点からですよ。そのあたりは大丈夫ですか。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 今回の改正に当たって、他自治体のほうの条例等も参考にさせていただいて、基本的に期間を指定していないほうが、柔軟に対応できるという部分が確認できましたので、今回、5月中とか期間を限定するという形での改正は行っていません。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第31号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第31号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第32号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第32号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御提案申し上げます。

#### 議案第32号

#### 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、別紙のとおり沖縄県後期高齢者医療広域連合の規約を変更するための協議を行うため、議会の議決を求める。

令和6年6月21日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要がある。

広域連合の規約の変更については地方自治法第291条の3第1項により関係地方公共団体が協議で定めることとされており、当該協議は同法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があるため。

#### 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第1中の「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

（施行期日）

この規約は令和6年12月2日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終

わかります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、議案第32号についてお伺いいたします。

対象となる人数は何人になるのか。それと、資格確認書等とありますが、有効期間についてお答えいただけますか。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり お答えいたします。

対象人数になりますが、令和6年度3月末現在約2,050人。

有効期限に関しましては、まだ細かな取決めがありませんので、今回は、被保険者証から資格確認書という名称の変更によるものになります。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ということは、この資格確認書は、今年度については単年度、1年間が有効期間という解釈でよろしいんですか。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 12月2日の健康保険証の廃止以後に交付することになるんですが、それまでには期間等の細かい取決めがあると思われま。

現段階では7月末までの、後期高齢でしたら7月末で1年というくりで行っておりますのでそれになるのか、5年以内というふうな取決めがあるので、そこは今後決まってくるものだと思います。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第32号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第32号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第33号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第33号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

議案第33号

令和6年度中城村一般会計補正予算(第3号)

令和6年度中城村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ509,761千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,171,686千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月21日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款          | 項         | 補正前の額     | 補正額     | 計          |
|------------|-----------|-----------|---------|------------|
| 10 地方特例交付金 |           | 21,424    | 45,575  | 66,999     |
|            | 1 地方特例交付金 | 21,424    | 45,575  | 66,999     |
| 15 国庫支出金   |           | 2,161,919 | 288,763 | 2,450,682  |
|            | 2 国庫補助金   | 655,327   | 288,763 | 944,090    |
| 16 県支出金    |           | 1,420,598 | 3,333   | 1,423,931  |
|            | 2 県補助金    | 691,984   | 3,327   | 695,311    |
|            | 3 委託金     | 42,273    | 6       | 42,279     |
| 19 繰入金     |           | 225,329   | 163,780 | 389,109    |
|            | 2 基金繰入金   | 225,329   | 163,780 | 389,109    |
| 21 諸収入     |           | 168,785   | 2,810   | 171,595    |
|            | 4 雑入      | 165,659   | 2,810   | 168,469    |
| 22 村債      |           | 283,917   | 5,500   | 289,417    |
|            | 1 村債      | 283,917   | 5,500   | 289,417    |
| 歳入合計       |           | 9,661,925 | 509,761 | 10,171,686 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款     | 項           | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|-------|-------------|-----------|-------|-----------|
| 2 総務費 |             | 1,248,208 | 9,255 | 1,257,463 |
|       | 1 総務管理費     | 1,003,880 | 8,541 | 1,012,421 |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 81,968    | 714   | 82,682    |

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計          |
|----------|---------|-----------|---------|------------|
| 3 民生費    |         | 3,994,027 | 277,268 | 4,271,295  |
|          | 1 社会福祉費 | 1,773,879 | 271,243 | 2,045,122  |
|          | 2 児童福祉費 | 2,220,148 | 6,025   | 2,226,173  |
| 4 衛生費    |         | 1,172,486 | 3,118   | 1,175,604  |
|          | 1 保健衛生費 | 679,022   | 3,118   | 682,140    |
| 6 農林水産業費 |         | 298,546   | 3,619   | 302,165    |
|          | 1 農業費   | 280,946   | 3,439   | 284,385    |
|          | 3 水産業費  | 16,785    | 180     | 16,965     |
| 7 商工費    |         | 71,572    | 181,000 | 252,572    |
|          | 1 商工費   | 71,572    | 181,000 | 252,572    |
| 8 土木費    |         | 565,235   | 2,083   | 567,318    |
|          | 2 道路橋梁費 | 327,688   | 2,083   | 329,771    |
| 10 教育費   |         | 1,381,010 | 33,418  | 1,414,428  |
|          | 1 教育総務費 | 225,368   | 558     | 225,926    |
|          | 2 小学校費  | 179,549   | 1,155   | 180,704    |
|          | 3 中学校費  | 70,687    | 132     | 70,819     |
|          | 6 保健体育費 | 504,783   | 31,573  | 536,356    |
| 歳 出 合 計  |         | 9,661,925 | 509,761 | 10,171,686 |

第2表 地方債補正

| 起債の目的           | 補 正 前            |                    |                                                                                                |                                                                                                                                         | 補 正 後            |       |    |       |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------|----|-------|
|                 | 限度額              | 起債の方法              | 利率                                                                                             | 償還の方法                                                                                                                                   | 限度額              | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 社会教育施設整備<br>事業債 | 千円<br><br>58,100 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br>(ただし、利<br>率見直し方式<br>で借り入れる<br>資金等につい<br>て、利率の見<br>直しを行った<br>後において<br>は、当該見直<br>し後の利率) | 特別の融資<br>条件のあるも<br>のを除き、償<br>還期限は、据<br>置期間を含め<br>30年以内、<br>償還方法は、<br>元金均等又は<br>元利均等によ<br>る。ただし、<br>財政の都合に<br>より据置期間<br>及び償還期間<br>を短縮し、も | 千円<br><br>63,600 | 同じ    | 同じ | 同じ    |

|  |  |  |  |                         |  |  |  |  |
|--|--|--|--|-------------------------|--|--|--|--|
|  |  |  |  | しくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができ |  |  |  |  |
|--|--|--|--|-------------------------|--|--|--|--|

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（10時38分）

~~~~~

再開（10時44分）

○議長 伊佐則勝 再開いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは本議案について質疑をいたします。

まず歳出の11ページ、企画費になるんですけども、その中で、12節のほうに委託料として平和学習委託として30万5,000円入っております。これの委託内容、それをちょっとお聞きしたいと思います。

次に、16ページ。これは農林水産業費ということで、これも8節県外旅費ということで、82万7,000円入っているんですけども、そのほうのちょっと内訳をお聞きしたいと思います。

あと、今説明があったものについて、定額減税給付金ということになるかと思うんですけども、対象者とか推計値とかあるんですけども、恐らく全部把握はしているだろうと思うんですが、それについて、一人も漏れのないような取組方をしっかりできるのかどうか、その1点をお聞きしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

11ページの2款1項5目12節委託料なんですけど、この平和学習委託料につきましては、年度

当初で予算計上している事業ではございます。

内容としまして、中学生に向けた平和体験学習事業というところで、中学校の3学年の子供たちに、戦争の悲惨さや平和の尊さを継承していく事業として取り組んでおりまして、補正の理由としまして、年度末の6年度に向けた事業計画で、事業者からも見積りをいただいております。

前年度並みでできるというところで予算計上をさせていただきましたけれども、今年、事業を実施するに当たり、予算設計書を立てるために、改めて事業者から見積書を取ったんですけども、平和学習事業の中身で、バスに乗って摩文仁に行ったり、そこでの話をしたりとかというように、生徒がバスで移動するということで、バスを使った事業内容となっております。ところから、昨今のドライバー不足とかから、令和6年4月からは、ドライバーの労働規制の強化というところから、沖総局のほうから、貸切りバスの運賃とか料金の値上げの告示があって、待遇改善のためにバス料金を上げますよというように告示に基づいて、4月からは、民間のバス事業者のほうも処遇改善も含めて、沖総局からの告示された運賃に基づいて見積もった結果、去年末にもらった見積りよりもさらに高くなってしまっているという現状で、この30万の不足が出ているというところで、追加で予算計上をさせていただきます。以上となります。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 大城議員の御質問にお答えいたします。

6款1項3節の旅費なんですけど、今年度、県のほうから補助金をいただくことになったんですけど、その事業名が、農山漁村振興交付金（最適化土地利用総合対策事業）ということで、県のほうから100%の補助をいただきました。

これは、福島県のほうへの先進地視察になるんですけど、目的は、今後の農業の在り方とか担い手の育成、どう支援していくかということと、あと近代農業としてのスマート農業が、向こうは盛んということで、福島県のほうで、職員1人と指導員1人と農家2人を派遣する予定であります。以上です。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今回の給付金の実施体制ですが、昨年度の給付金の部分では、コールセンター設置はしてありましたけれども、今回の給付金の対象者となる、まず新たに非課税、新たに課税になる方々というのは、去年までやっていた数よりかなり少ない見込みということで、令和4年度に同様の給付金を経験しておりますので、その際には、福祉課で単独で実行ができたということがございます。その点では、今回の実行体制としては大丈夫かなと。

なおかつ、確認書の方々が中心になっていく部分がありますので、とにかくこの口座を教えてください。その口座に支払いしますという流れになりますので、そこの部分をうまく回すというのが、まず第一と。

申請者の方々についても、今回のこの給付金事業、マイナンバーの適用の対象事業となっておりますので、基本的に転入者の方々、できるだけマイナンバーを活用して、所得状況を事前に確認をできる範囲はやった上で、確認書のほうでできるだけ部分を早く送っていくと。そういう作業を、今やっているところでございます。

そういう部分で、給付漏れができるだけ少な

くなるような対策というのを取る予定でございます。

調整給付に関しましては、税務課のほうで、課税が確定した内容に基づいての国の算定ツール使った結果に基づいての給付になりますので、基本的に、転入者どうこうは関係なく、もう確実に対象になる方々に通知をするという内容になります。

その部分で、口座の確認をした上で、申請をどんどん受け付けて、その都度払っていくという形の流れ作業になりますので、その分につきましては、基本的に、今人員は会計年度任用も1人、4月から確保できましたので、うちの福祉課での体制の中で、何とかやっていけるかなとは考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、議案第33号で質問します。

まず、11ページの1目の8節旅費です。県外旅費と両方入っています。これをちょっと説明をお願いします。

それぞれ今、質問がありました16ページの8節、そこの2人派遣ですけれども、何日間か詳細、どういった農産物の視察ですけれども、どういっただけの視察しに行くのかと、18ページ、観光費、そういうのをちょっと説明。

それから、歳出の23ページ、14節の工事費、ここで説明をお願いします。予算上げていますけれども、村内業者を育成するために、入札は村内業者を多めにやるのかどうか。以上。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えする前に、すみません。

○議長 伊佐則勝 では、副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 総務課長、喉の調子が悪いようですので、私のほうから説明したいと思います。

8節の旅費については、新村長が誕生いたしますので、県外出張の随員の職員をつけております。これは10万円の3回分。

あと、特別職の県外出張については、これも新村長の旅費になりますが、姉妹都市旭市と、兄弟都市の福智町への旅費の2回分です。以上です。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 金城議員の質問にお答えいたします。

旅費の日程なんですけど、9月頃を予定して、3泊4日を予定しております。品目については、トマトハウスとキュウリを予定しております。

続きまして、観光費、7款1項2目18節になるのですが、これは企業版ふるさと納税ということで、寄附者の意向によって、世界遺産である中城城跡を活用した事業を行ってほしいとの思いがあったということで、企業版ふるさと納税として寄附を受けたことから、中城城跡を活用するために、産業振興課のほうへの補助となっております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 23ページ、10款6項3目14節工事費の増額についてお答えいたします。

まず、増額となった大きな理由としまして、今、既存の施設のくいの撤去に関しまして、当初は、くい頭、軀体との接続部分の撤去のみを考えていたんですが、解体の設計を12月から3月、前年度に行いました結果、くい全部を、28本ございますが、そちらを引き抜いたほうがいだろうということが1つ。

あと、アスベストの調査も前年度行いまして、一部シーリング材とかにアスベストが含まれているということで、そちらのほうも撤去しないといけないということがございました。

もう一つ、当初、既存の施設に収納している

各種道具類、清掃用具とか、そういったものも一旦、解体から新築までの間は工事現場から出さないといけないということで、それを収納するものとしてコンテナを考えていたんですが、ちょっと大きさが大分小さいのしかない、県内にはないということで、プレハブに変更したというのがございます。

以上が工事の増額に関する内容になっております。

その業者に関しましては、業者選定委員会で決定することですので、私のほうではちょっとお答えしかねます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 歳入の9ページのコミュニティ助成事業の補助金ですけれども、対象先を教えてください。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 この歳入の250万円の件ですが、これは登又自治会の空調設備と物置、会議用テーブル、250万ということで、コミュニティ助成事業という県からの歳入となります。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第33号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第33号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

10分間の休憩を取ります。11時10分から開始します。

休 憩（11時02分）

~~~~~

再 開（11時13分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第8 議案第34号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第34号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御提案申し上げます。

議案第34号

令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,408千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,473,836千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月21日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳 入）

（単位：千円）

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|---------|---------|-----------|-------|-----------|
| 3 国庫支出金 |         | 1         | 4,408 | 4,409     |
|         | 1 国庫補助金 | 1         | 4,408 | 4,409     |
| 歳 入 合 計 |         | 2,469,428 | 4,408 | 2,473,836 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|---------|---------|-----------|-------|-----------|
| 1 総務費   |         | 54,725    | 4,408 | 59,133    |
|         | 1 総務管理費 | 41,699    | 4,408 | 46,107    |
| 歳 出 合 計 |         | 2,469,428 | 4,408 | 2,473,836 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第34号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第34号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第35号 令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第35号 令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

### 議案第35号

#### 令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)

令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,956千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月21日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前の額 | 補正額 | 計     |
|-------|---------|-------|-----|-------|
| 3 繰入金 |         | 1,000 | 800 | 1,800 |
|       | 1 基金繰入金 | 1,000 | 800 | 1,800 |
| 歳入合計  |         | 4,156 | 800 | 4,956 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項           | 補正前の額 | 補正額 | 計     |
|-------------|-------------|-------|-----|-------|
| 1 污水处理施設管理費 |             | 3,956 | 800 | 4,756 |
|             | 1 污水处理施設管理費 | 3,956 | 800 | 4,756 |
| 歳出合計        |             | 4,156 | 800 | 4,956 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 議案第35号について質疑します。

歳出のほうで出ております修繕費というのは、どこを修繕するのか、お答えいただけますか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 お答えします。

今回の修繕費に関しましては、サンヒルズタウン内にある浄化槽の設備、ブロワーという浄化槽内の送風機の修繕となります。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これにて質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第35号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号 令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第35号 令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第36号 財産の取得について

を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第36号 財産の取得について御提案申し上げます。

#### 議案第36号

#### 財産の取得について

中城村道城跡線事業用地として、下記の土地を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| 1. 所在地    | 中城村字登又平田原1410番1（他3筆） |
| 2. 面積     | 1,861.00平方メートル       |
| 3. 取得予定価格 | 14,405,000円          |
| 4. 契約の相手方 | 別紙のとおり               |

令和6年6月21日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

中城村道城跡線取得事業用地に供する土地を取得することについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

別紙のほうに、それぞれの図等がありますので、ご参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（11時22分）

~~~~~

再開（11時25分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 議案第36号について質疑を行います。

今、地図で示されている箇所、どう見ても道路とは関係のない土地ですよ、直接この城跡線とは。飛び地でまた道路用地の予算で買うということについては、やはり丁寧な説明が必要ではないかな。

将来的に、課長、今説明されました県営公園との隣接する土地ですので、何らかの将来的構想で使えるというふうに考えるのは分かるんですけども、やはりそれはしっかりとした計画を位置づけて、その土地の用地としての価値を見出していくというのが手順ではないかなと思います。

地権者がこの土地の代替案として、安価だから買いなさいという形で、果たして安易にこれは交渉事で買っていいものなのかなというふうに思ったりするし、そういった案件がまかり通るとなると、こういう取引的な案件を持ちかけるという地権者が出てきやしないかなというふうに危惧するし、それがオーケーであるという形になれば、いいか悪いかわかりませんが、前例をつくってしまうというふうになるので、少し懸念する材料になるのではないかなと思っておりますが、その点いかが考えますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

今、議員のおっしゃいましたこの4筆について、城跡線と離れているということなのですが、もともと城跡線ができる前から、この1406番地というのは既存宅地になっていまして、城跡線ができる前から、今、図の中で少し重ねて見えないとは思いますが、城跡線の今整備されたところから、里道としてもともと接道されていたので、それを接道をさせなくなるというのは、この城跡線を施工したためにできなくなるというのは、それは違うのではないかとということで、やはりここは接道させるということで、もともと城跡線の施工前から、ここに関しては進入路を造るという計画をしておりました。

それで、やはり購入という形に決定したということになります。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 里道があったということですが、里道があったのであれば、里道の幅の分だけで、事は済むのではないのでしょうか。いかがですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 里道として接道していたという経緯があることから、元のように接道させないといけないという義務がありますので、それをさせるために道路整備をここに進

入路として造るのを算定した結果、高低差がやはり7メートルから10メートルというものが出ることから、道路擁壁とか、そういうのも設計した結果、3,600万という設計額が出ました。

それをやるか、購入するかというのを比較検討して、購入という形がいいと判断して、購入と決定いたしました。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 課長、やはりこういう重要な予算を使っていくわけですから、資料が非常に不足ではないかなと思うんです。こういうふうな上空写真だけで見ると、高低差は全くわかりません。だから、平面にしか我々見えないんですよ。

だから、高低差が口頭でいろいろ言われたとしても、やはり図面でしっかりと、高低差も分かるようなものを示して、時間をかけて議会には説明をして、議案にのっけていくという手順を踏まないと、道路と無関係の土地を、道路は普通帯状に土地が必要ですよ。

でも、これを見ると、何か宅地か施設を造るような土地の購入の仕方しか見えないんですよ。

だから、そういったところの説明というのは、金額でただ単に計算して、ついでだから買っちゃおうかなみたいな意味合いでしか聞こえないので、それであったとしても、納得のいくような資料と説明、十分な時間もかけて、非公式にでもいいですから、事前に説明をしていくというのは、私は筋ではないかなと思います。

こういった案件、この城跡線というのは、もうかなり以前から、私、議員になった頃、18年以上、私議員やっていますけれども、最初の頃から、城跡線の話は出ているんですよ。

しかし、後半にきて、こういうふうな土地買い方が始まるというのも、ちょっと不可思議なところがあったり、もう既に中城公園、城跡のほうにつないでいてもおかしくない構想だと、

私はずっと思っているんですけれども、いまだにそこにはつながらないで、別の場所で土地購入が始まっているというのは、なかなか納得がいくようなものではないかなと思ったりするんですよね。

これはもう一度、やはり丁寧に、高低差が分かるような説明資料を作るという約束はできませんか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今後、その資料作成しまして提出いたします。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、議案第36号について質問します。

この土地が、今の説明で課長答弁で、この青色の道路整備案、それが3,000万かかるということですか。

それと、今購入する土地は、中城県営公園に用地として提供できるかもしれないという答弁ですけれども、これは確実なのか。

それと、この土地の利用度があるかどうか。1,400万で買って、そのままただ財産だけで持っているのか。何か使用頻度があるのかどうか、考えられるのかどうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

お配りした資料の青で囲まれたところ、こちらが道路整備案ということで、検討していた箇所です。こちらの道路整備する費用として設計した結果が、3,600万であります。

それから、県営中城公園西口ということで、右上のほうに示されているところなんです、こちらは、今年度、県のほうで整備する計画ということを伺っております。

この県営公園の西口に関して、今現在、どういったこの土地とのどういった利用をするというような、何も決まっておきませんが、隣接しているということからも、何らかの利用もで

きるのではないかなという可能性の話でございます。今現在、どういうふうにするかというのは、何も決まっておきません。

あくまでも、購入するというのは、進入路としての道路整備案の金額との比較検討の中で、やはり購入のほうの方が半額近くになっていますので、それが一番大きな理由であるということになります。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今、課長の答弁は分かりますけれども、やはり計画的なものが、財産取得はもうほとんどやった方がいいと僕は思っているんですけれども、利用度も見えない中でこれを買う。どうしてもこの進入路が、もうこの地主さんからずっと求められて、早く造りなさいということで、それを対処するために買うということですよ。

西口に入って、西口からまたここは利用できるかといったら、できないような気がするんですけれども。

それと、県とは逆に、今、中城村がこの土地を購入して、また県に売り渡す予定なのですか。今、答弁では、何も考えていなくて、工事費がただ多めにかかるから、そこを買い取るという答弁だけれども。

財産購入はいいとしても、何だか腑に落ちなくて、利用度のない土地をただ購入して、1,500万削減のために購入すると。

また将来的にどういうふうに使おうかということは考えていかないと、ただ購入して、そのまま山になっておくべきではないと思うんですけども。

○議長 伊佐則勝 今、質問にはなっていないですよ。

ほかに質疑ありますか。

安里清市議員。

○6番 安里清市議員 議案第36号で質問をいたしますが、これは4筆をお買い上げになると

ということでの提案なんです、これは地主は、ほか3名というふうになっていますので、お一人の土地ではなくて、その入り口側の青い線に接続している部分と、ほかの3筆は何か一体的に買わないといけない状況があったんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

この4筆については、全て同じ地権者です。4人いるというだけの話であります。4筆同じ地権者でございます。家族となっています。以上です。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 共同名義でみたいな形になっているのかなとも思うんですが、この青のラインにつないでいる部分だけの購入ということでの交渉は、なされなかったのか。

おっしゃるように、この城跡線の工事によって、そこに通っていた里道が使えなくなったということでの今回の提案だというふうに理解はしているんですが、この一番青のラインに接続している土地だけだというふうな交渉はできなかったのか、そこら辺のところお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

この4筆については、一体として利用していたという地権者からの要望でしたので、この地権者として、この土地をこう使っていると言っている、やはり購入せざるを得ないと判断いたしました。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第36号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第36号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第37号 損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第37号 損害賠償の額の決定について御提案申し上げます。

#### 議案第37号

#### 損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

### 1. 損害賠償の相手方

①住所：うるま市在住 個人

②住所：浦添市在住 個人

### 2. 賠償の概要

令和3年度に村で新規に採用した少人数学級教諭2名の医療保険について、全国健康保険協会沖縄支部から公立学校共済組合沖縄支部へ遡って加入したことに伴い、令和3年度の療養費の一部が給付対象外となり、本人負担額となった。

### 3. 損害賠償の額

①184,990円（令和3年5月～令和4年1月診療分）

②30,555円（令和3年8月～令和4年3月診療分）

令和6年6月21日 提出

中城村長 浜田 京介

#### 提案理由

療養費請求の受給権が時効により給付対象外とされたため、当該療養費の損失した額を賠償金として決定し支払いするため、地方自治法第96条第1項に規定する「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。」について、議会の議決を必要とするため。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは議案第37号について質疑を行います。

資料の中から、令和3年度より、公立学校共済組合の事務担当から、村費で採用している少人数学級の教員も加入できるとされたためということが書かれておりますが、その際に、医療

費の支払いについての説明はあったのか。医療費については時効が生じる旨の説明は受けたのか。

やはりこれは制度改正に伴う案件だと思いますので、周知不足の意味合いも強いと考えられ、救済措置は一切ないのかについて、まず1点お伺いいたします。

そして、会計の処理というのは、基本的には、単年度ごとに締めていくというふうに、私たちは認識しているんですけども、後半のほうに書いてあります2年を経過した医療費について

は、時効により、公立学校共済での相殺ができないということで書かれておりますが、果たしてこのようなことがなぜ起こったのかが、ちょっと分からないので、説明していただけますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

この少人数学級の導入につきましては、平成30年から実施しております。平成30年の当時は、協会けんぽに加入ということで、令和2年度まで、けんぽのほうに加入をしております。

令和3年度からにつきましては、制度改正というよりは、この取扱いが、少人数学級の先生についても、県費の教諭と同じような扱いができるという確認の上で、令和3年度から加入をさせております。

ですので、この2人のときについては、基本的に協会けんぽの保険よりは、公立学校共済組合に加入すべきという指導というか、説明により、この教諭を公立学校共済に加入させております。

2年経過の時効の件について、単年度主義ではないかということにつきましては、医療保険の制度上、療養費につきましては、実際に利用した日から2年経過で時効ということが取決めされており、今回その取決めに該当してしまったため、相殺できなくなったということになります。以上です。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時46分）

~~~~~

再 開（11時47分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 この職員については、保険料は納めておられるんですよね。要するに、保険をかけるということは、保険料を納めて、納付が怠ったということはありません。

よね。

だから、やはり保険の適用は、いずれかの保険で、適用されるべきではないかなというふうに通常だったら考えますよね。資格が失われたというような状況があれば、話は別なんですけれども、保険料も正確に納めながら、医療を受けたときに、医療費が10割負担にされてしまう。

何か、説明を聞いていても腑に落ちないし、お互いの事務方同士の認識不足といいますか、周知不足によって生じたもので、結局は誰かが責任を取らないといけないという形になって、村の予算から措置しないとけないという結果になってしまっているようなんですけれども、これもやはり何らかのお互いの周知不足が生じているということで、水かけになるかどうか分かりませんが。

救済措置というのは、一切これはないものなのか、確認したいんですよね。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 この部分につきましては、令和3年当時、どのような形で実際に行われたか、まだ把握できていない部分があります。

保険料等については確実に、今回については相殺も行ってきて、資格のほうも、実際に令和3年度に遡って、この保険の適用を受けております。

ただし、療養費につきましては、どうしてもこの2年の時効という規定が適用されますので、遡りのあったときについては、これはほかの保険においても、実際生じることがあり、その期間を確保するため、2年間という期間を設けて、給付をできる期間として定めています。その期間をちょっと過ぎてしまうと、どうしてもこの部分については、適用ができませんので、今回のようないきさつになったということになります。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 課長、今あなた認識されていますよね。2年間で時効になるという意味合いをよく知っていらっしゃるわけですから。何で、ではその期間に、そういう対策を怠ったのかがよく分からないんですよ。

それと、21万5,545円という金額は公金ですので、やはり税金を納める側にとってみては、腑に落ちない支出になるという形になると思うんですよ。

これは単なる事務的な、悪意はないというふうに私も理解はしておりますので、悪く思わないでほしいんですけども、やはり公務で仕事をしている以上は、ミスが生じた場合というのは、やはり何らかの罰則であったり、措置をしないといけないし、謝罪もしないといけないとは、私思うんですよ。村民に対して、やはり謝罪すべきところは、上司である皆さん方、謝罪して、村長も教育長も、その件に関しては、公金をこのように出さざるを得ないということに対しては、一言何らかあってほしいと私思っているんですけども、いかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

確かに議員のおっしゃられるとおり、今回のこの賠償については、予算のほう措置して、返還する手続を取る準備をしております。

確かに、この部分につきましては、私の監督不行き届きの部分も多々あると思います。

当時、この担当を含め、私もこの部分については、なるべくそういうふうにならないように行動してきたつもりであります。結果的にちょっと時間かかりまして、このような時効になる期間が設けてあります。この部分については、今後とも私も一緒にチェックしながら、このような事態は起こらないように、再度、徹底してやっていきたいと思っています。

今回の部分につきましては、私は謝罪したい

と思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
休憩です。

休憩（11時53分）

~~~~~

再開（11時53分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 今回の件に関しては、大変申し訳ありませんでした。謝罪いたします。

今後、そういうことが起こらないように、徹底したいと思っています。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 これで、質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第37号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号 損害賠償の額の決定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第37号 損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 同意第2号 中城村固定資産評価審査委員会委員の専任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

産評価審査委員会委員の専任につき議会の同意を求めることについて、御提案申し上げます。

○村長 浜田京介 同意第2号 中城村固定資

同意第2号

中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 那覇市金城  
氏 名 宇久信正  
生年月日 昭和42年生

令和6年6月21日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

本村の固定資産評価審査委員会委員の欠員により、その後任者を選任することについて、議会の同意を得たいので提案する。

履歴書が添付されておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時57分）

~~~~~

再 開（11時58分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
金城 章議員。

○12番 金城 章議員 同意2号で質問いたします。

この固定資産評価委員は、欠員になったということですが、どなたが辞めて欠員になったの

か。それと、何名なのか。

不動産業は、村内にもいらっしゃると思いますが、そういう方は検討したのかどうか。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 欠員の理由といたしましては、前委員の方が死亡のためでございます。

あと、村内の方を当たったかどうかということですが、努力をして、何名かの方に当たりましたが、同意を得られなくて、不動産鑑定協会のほうをお願いをして、ふさわしい人物がいるということで、その流れになっております。よろしく願いいたします。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 不動産鑑定委員は何名で、今、属しているメンバーで、村内の方いらっしゃいますか。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 委員の定数としては3名です。あとの2人のうち、1人は村内の方でございます。以上です。

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、同意第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第2号 中城村固定資産評価審査委員会委員の専任につき議会の同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、同意第2号 中城村固定資産評価審査委員会委員の専任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定されました。

日程第13 報告第3号 令和5年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第3号 令和5年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御報告いたします。

#### 報告第3号

#### 令和5年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和5年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月21日 提出

中城村長 浜田京介

令和5年度 中城村一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款        | 項           | 事業名                       | 金額          | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳          |             |             |     |            |
|----------|-------------|---------------------------|-------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|-----|------------|
|          |             |                           |             |             | 既収入<br>特定<br>財源 | 未収入特定財源     |             |     | 一般財源       |
|          |             |                           |             |             |                 | 国県支出金       | 地方債         | その他 |            |
| 2 総務費    | 1 総務管理費     | 防災体制構築事業                  | 9,820,000   | 5,137,000   | 0               | 0           | 0           | 0   | 5,137,000  |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 戸籍システム改修事業                | 3,894,000   | 3,894,000   | 0               | 3,894,000   | 0           | 0   | 0          |
|          |             | 住基・戸籍システム改修事業             | 10,439,000  | 10,439,000  | 0               | 10,437,000  | 0           | 0   | 2,000      |
| 3 民生費    | 1 社会福祉費     | 老人福祉センター跡地用地測量業務          | 1,375,000   | 1,375,000   | 0               | 0           | 0           | 0   | 1,375,000  |
|          |             | 高齢者保健福祉計画策定業務             | 3,253,000   | 3,253,000   | 0               | 0           | 0           | 0   | 3,253,000  |
|          |             | 障害者計画等策定業務                | 4,891,000   | 4,875,000   | 0               | 0           | 0           | 0   | 4,875,000  |
|          |             | 地域医療介護総合確保基金事業            | 44,826,000  | 44,826,000  | 0               | 44,826,000  | 0           | 0   | 0          |
|          |             | 臨時特別給付金事業(追加分)            | 289,884,000 | 155,076,000 | 0               | 155,076,000 | 0           | 0   | 0          |
|          | 2 児童福祉費     | 保育施設機能強化整備事業              | 9,686,000   | 9,686,000   | 0               | 4,936,000   | 0           | 0   | 4,750,000  |
| 6 農林水産業費 | 3 水産業費      | 水産物安定供給事業                 | 14,233,000  | 14,218,000  | 0               | 11,391,000  | 2,800,000   | 0   | 27,000     |
| 8 土木費    | 2 道路橋梁費     | 橋梁修繕事業                    | 9,800,000   | 9,800,000   | 0               | 7,840,000   | 1,600,000   | 0   | 360,000    |
|          |             | 奥間南上原線整備事業                | 21,884,000  | 21,883,802  | 0               | 17,506,642  | 3,900,000   | 0   | 477,160    |
|          |             | 舗装構成改良事業                  | 55,176,000  | 55,175,900  | 0               | 44,120,800  | 9,900,000   | 0   | 1,155,100  |
|          | 4 都市計画費     | 民間事業者の活力を活かした新たなまちづくり促進事業 | 9,086,000   | 9,086,000   | 0               | 7,268,000   | 0           | 0   | 1,818,000  |
| 10 教育費   | 1 教育総務費     | PFI導入による地元小規模事業者等経営安定化事業  | 21,989,000  | 21,989,000  | 0               | 0           | 0           | 0   | 21,989,000 |
|          | 2 小学校費      | 中城小学校磁気探査業務               | 37,400,000  | 37,400,000  | 0               | 0           | 0           | 0   | 37,400,000 |
|          | 4 幼稚園費      | 中城村立幼稚園園舎解体業務             | 117,626,000 | 102,420,000 | 0               | 0           | 92,600,000  | 0   | 9,820,000  |
|          | 6 保健体育費     | 吉の浦公園施設機能強化整備事業           | 98,371,000  | 98,371,000  | 0               | 75,838,000  | 18,900,000  | 0   | 3,633,000  |
|          |             | ごさまる・スポーツ観光交流拠点形成推進事業     | 11,978,000  | 11,978,000  | 0               | 9,582,000   | 2,300,000   | 0   | 96,000     |
| 合計       |             |                           | 775,611,000 | 620,882,702 | 0               | 392,715,442 | 132,000,000 | 0   | 96,167,260 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これでは提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (12時03分)

## 令和6年第6回中城村議会定例会（第4日目）

|                                |                 |                     |                                    |           |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和6年6月21日（金）    |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和6年6月24日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                | 散 会             | 令和6年6月24日（午後2時30分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番                                | 大 城 常 良   |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番                               | 欠 員       |
|                                | 3 番             | 欠 員                 | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                | 7 番             | 新 垣 修               | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝             | 16 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                |                 |                     |                                    |           |
| 欠 席 議 員                        | 4 番             | 桃 原 清               | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 6 番                                | 安 里 清 市   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 辰 さおり     |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こども課長                              | 比 嘉 昌 子   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 金 城 勉     |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 呉 屋 克 行   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 忍               | 上 下 水 道 課 長                        | 下 地 良 和   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 照 屋 郁 子             | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡               | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 森 本 雅 人   |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 島 袋 かおり             |                                    |           |

議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、大城常良議員の一般質問を許します。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 おはようございます。6月定例会最初の一般質問を始めていきたいと思えます。議席番号9番、大城常良でございます。

ただいま議長の許可が出ましたので、これより通告書に従いまして一般質問を行います。

まず、大枠の1番です。農業政策について。

①農林水産省の地理的表示(GI制度)に中城産島にんじんが申請から5年かけて登録され、ブランド化に向けて取り組んでいると思うが、今後、生産量の増や後継者の育成等、協議は行われているのか。

②地域計画の作成に伴う第1回農業みらい地域座談会が5月に5地区に分けて行われましたが、各地区の参加人数及び課題はあったのか伺います。

大枠の2番、学校給食費無償化について。

①小学校・中学校の年間給食費の総額はいくらなのか。

②沖縄県が2025年度から中学校の給食費無償化の2分の1を補助する方針を出したが、実質的には無償化を行っている市町村が対象となっている。本村においては、第3子以降の無償化を行っているが、県が予定する方針に沿って、まずは中学校の無償化を進めていく考えはないか伺います。

大枠の3番、災害避難について。

①4月3日の台湾地震で沖縄全域に津波警報が発令されました。幸い津波の発生も小さく、

大事には至らなかったが、避難する段階で村道、県道、国道が大変な渋滞を引き起こし、課題が浮き彫りになりましたが、その対策と、協議は取りあえずやられたのかどうか伺います。

②海地区、これは下地区の伊集から久場までのほうなんですけれども、避難道路及び避難場所の状況はしっかり確認されているのか伺います。

③災害弱者への取組、その対策は考えられているのか。

以上、答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては産業振興課、大枠2番は教育委員会、大枠3番につきましては総務課のほうでお答えいたします。

私は、少しだけ所見を述べさせていただきます。

学校給食の件は、今、非常に話題になっているところでございますので、ただ、言えることは、やはり判断は時の市町村長だと思いますので、次期村長が2025年度に向けてどういった政策を打ち出していくのかによると思います。ちなみに言わせていただければ、私は非常にいいことだとは思っておりますので、何かしらいい判断が得られるものだと思っております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。大枠2の学校給食の無償化についてですけれども、給食費に関しては、保護者が負担しているのは材料費の実費だけで、人件費や燃料費などは実質、村が負担していることになっています。現在のところですが、無償化する予定はありません。

詳細については教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 おはようございます。それでは、大城常良議員の大枠1の農業政策についての①についてお答えいたします。

G I制度への登録により、島にんじんのさらなる生産振興に向け、JAや沖縄県など関係機関との協議は現在行っております。特に後継者の育成につきましては重要な課題でありますので、関係機関との連携を図りながら補助事業を活用した後継者支援に努めてまいります。

続きまして、②についてです。

農業みらい地域座談会の参加人数につきましては、一般参加者の参加人数は、和宇慶土地改良区59名、当間土地改良区で39名、上地区のほうで13名、合計111名の方に御参加いただきました。

課題につきましては、各地区から、担い手農家の育成・支援、儲かる農業の仕組みづくり、多様な販売先の確保、農業による地域活性化、農業用水移設の整備など、様々な意見がありました。

以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠2の①、②についてお答えいたします。

①について、令和6年度の給食費の収入見込額は小学生で1,483人の4,500円単価に掛ける11回分として7,340万8,500円となっています。中学生は518人掛ける単価5,000円の11回分で2,849万円です。小中学生合計で1億189万8,500円となっております。

②について、給食費の無償化を行うためには財源の確保が非常に重要と考えていますので、事業実施については、沖縄県の動向も踏まえつつ検討したいと考えています。

○議長 伊佐則勝 総務課長に代わりまして、

喉の調子がまだよくないようですので、副村長比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 大枠3の質問についてお答えいたします。

4月3日に起きた台湾東部地震の影響で、13年ぶりの沖縄本島などに一時的に津波警報が発令され、避難指示も出されております。沖縄県各地の道路では、高台に避難する人たちの車で道路の渋滞が発生したことは記憶に残るものとなっております。

本村においても幹線道路の渋滞が確認されており、今後の避難時の渋滞対策について検討しなければならないものとして認識をしております。

2については、本村の東海岸に位置する地域は、南側から14自治会が東海岸付近に集落がある状況でございます。各地域の避難道路としての指定道路ではありませんが、村道などを通行し、西側の国道329号線に向かう経路となっております。避難場所につきましては、各公共施設、自治会公民館を指定避難所としておりますが、津波災害の状況によって開設する施設を判断しております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは、大枠3、③についてお答えいたします。

改正災害対策基本法が2021年5月20日から施行されております。災害時に自力避難が難しい高齢者や障害者らの個別避難計画の策定が自治体の努力義務となりました。

個別避難計画とは、高齢者や障害のある人などの自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画となります。

議員の質問にある災害弱者は、法律で規定された避難行動要支援者となり、本村では避難行動要支援者台帳システムで管理しております。

これらの避難行動要支援者の対応につきましては、個別避難計画の策定や平時の個人情報同意に関する取扱いのルール作成が現在できていないため、これらの対応策を今後早急に検討し、取組を強化したいと考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、再質問のほうに移っていききたいと思います。

まず、農業政策について、島にんじんが大々的に報道、あるいはいろいろなところで、農家の方からもSNS等で発信されておまして、大変高い関心度があるのかなというふうに思っております。非常にこれはいいことだと私のほうでも思っております。報道でも、これはGIに登録されたら、ほぼできるということで、それについて、まだ今、生産量が村内で年間50トンぐらいということで、県内での7割を占めていると。農家が約40名の方々がいるんですけども、この方々が年齢的に高齢化に差しかかっている段階だというふうに聞いているんですけども、その中で、大体、その農家の高齢化の平均年齢というのが分かるのであれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 平均年齢なんですけど、今、地域座談会を行っている状況で、現況地図を作成してもらっています。これを今度、目標地図に書いていくんですけど、今の現況地図の中では70代がほぼ占めていると考えています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 70代が大体主な生産者ということなんですけれども、これは40人いらっしゃるんですけども、これ恐らく島にんじんだけではなくて、いろいろな農業に携わっている方々だと思うんですけども、割合的にど

の地域が農家として多いのか、そのあたり把握していらっしゃいますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

野菜、花卉、サトウキビ等あるんですが、サトウキビになると、泊地区のほうが大体40代の農家が出て、和宇慶地区のほうになると、やっぱり70代で、津覇地区に入ってくると、農業青年クラブのほうが大抵占めてきますので、若いというのであれば、もう泊地区のほうは今ほぼ占めているということになります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 報道では、主催というのかな、これが中城村と、中城村の野菜産地協議会というところが書かれているんですけども、その産地協議会というのをちょっと説明をお願いしますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

野菜産地協議会の目的につきましては、村内の野菜の出荷拡大を図るために、生産者をはじめとする関係機関が一体となって生産技術、経営指導等の問題解決に向けて指導を行い、計画生産、出荷体制の確立を図りながら農家経営の安定向上に寄与することを目的としております。

構成員につきましては、産業振興課ですね、あとは沖縄県の中部農業改良普及センター、JAおきなわの中城支店と、あとJAおきなわ中部地区営農振興センターと、JAおきなわの野菜生産部会、その他の野菜生産者が構成員となっております。

活動内容につきましては、島にんじんのセレモニーや収穫体験の実施など、販売促進に関する事業やJAが主催する各野菜品目の目揃会の

参加、また、甘蔗の優良種苗の配布など、野菜の生産振興に向けた各種取組を行っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 産地協議会というのは相当の枠で行われているということなんですけれども、先ほどに戻りますけれども、農家40名の中のほうで、大体、島にんじんを栽培しているというのは40名全てなのか、あるいはその中で限られた方たちが、北浜地区、南浜地区、和宇慶地区でやられているのか。そのほかの地域でも島にんじん栽培を行っている方が何名ほどいらっしゃるのか。細くなるんですけれども、その割合がちょっと分かればお聞きします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 島にんじんを生産している農家は40名ということで、うちのほうで30名で把握はしております。生産部会に加入している農家が15名で、あと……、ちょっと休憩。あと何でしたっけ。

○9番 大城常良議員 他の所で当間地区とか、向こうらへんでも、やられている人がいるのかどうか、島にんじんの生産を。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 あと、大体、和宇慶地区のほうでは島にんじんを主にはやっているんですが、葉野菜なども一応生産しながら行っている農家が多数あります。当間地区のほうに行くと、また生産量につきましては少ないんですが、そこでも農業青年が少しずつは作ってはおります。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 主に和宇慶地区で栽培されていると思うんですけれども、例えば品質的にほかの地域で、当間地区等で、今、青年クラブがやっている方がいるということなんですけれども、品質的には全く変わらないのかどうかですね。土壌が違って、ちょっと黄色みが薄

くなるとか、フィルムを使っているいろいろな保護はしているんですけれども、それについて何か、やはり産地である和宇慶地区と当間地区でやった場合の違いが何かあるのか、そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 違いということはそんなにないと思います。それは、村が持っている種子をそのまま配っております。農家さんのほうは、次年度また直採種で、その種子を取るのですが、JAのほうに出荷されている島にんじんは企画内であって、その品質にはそんな変わりはないと考えられます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 平均年齢が70代ということなんですけれども、それについて、後継者ですね、その中で今現在何名ぐらいが、これ後継者がいますねというような方々がいるのか。あるいはまた、誰ひとり後継者としてのめどがついていないのか。そのあたり担当課としては把握しているのかどうかですね。先ほど言ったみらい会議の中での後継者育成というのは重要で基本的なものだということなんですけれども、今現在、何名ほどいらっしゃるのかちょっとお聞きします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 後継者になると、さっきの答弁と重複しますが、高齢化や担い手不足、耕作放棄地の解消等、今、全国的にも課題になっております。なので、今現在、地域座談会において、各地域の農家が思っている課題を取り上げながら、地域が何を望んでいるかをまず把握して、その課題を解消していけば、担い手も新規就農者も、若い農業者も増えてくるのではないかと考えてお

ります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ということは、現段階では後継者の何名いるかというのは把握していないということですね。

それでは、先ほど農業青年クラブの話が出たんですけれども、彼らは今どういう状況で、連携しながら関わっているのか。前、9名の農業青年クラブの会員がいたんですけれども、現在は何名ほどいるのか、多くなったのか、少なくなったのか、そのあたり伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

今現状維持でなんです、7月の初めに今度、総会を行う予定であります。その中で、今の青年クラブの方々がいるいろいろな情報を回しながら、加入の促進を図っておりますので、また、西原町の青年クラブ等も交流を図りながら、いかに若い方々を増やしていくかという協議も行っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ある程度理解をしましたので、次、②のほうに移っていきます。

農業みらい座談会ということで、5月に5地区行われました。現在、先週もですね、第2回目が全て終わったというふうに理解しているんですけれども、やっぱり先ほど課長の答弁にあったとおり、各地区で担い手の農家の育成と、あるいは儲かる農業、農業の機械化と様々な意見が出てきて、その中で2回目ですね、先週ちょっと行けなかったものですから、把握していないんですけれども、いろいろな取組の中で、何か朗報があったのか、その意見の中で、5地区の中で、これはいいなというような意見が出たのであれば、ちょっとお聞きします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えいたします。

今回開催した座談会の中、各地区からいろいろな課題が上がってきました。その課題を10項目ぐらい各地区から上がったのをさらに3項目に絞り込んで、この地区に合った理想像に向かった地域計画を策定していこうと今進めております。来月には、またこの3項目をさらに細かく取りまとめて、11月には最終の取りまとめを行っていく予定です。各地域の話合いでは、やっぱり高齢化による担い手不足や耕作放棄地の解消と、地域が抱える問題は多々ありました。その中でも、やっぱり儲ける農業、近代化の農業と、あと地域との触れ合いながらの農業を行っていければという意見がありました。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは来月の第3回目のまた会議が行われると思っておりますけれども、しっかり状況把握、あるいはその課題解決を目指して、ぜひひとつ10年後の農業政策ということになっているんですけれども、私たちはもう喫緊の3年後、5年後、そのあたりもぜひ検討していただいて、3年後どうする、5年後どうする、さらにあと5年後、10年後にしっかり農業を立て直していこうというような話に持っていければと思うんで、ぜひひとつそこらあたりも課長中心にしっかりと対応して、是非儲かる農業は何なのかと、あるいはまた後継者を育成するにはどうしたらいいだろうかということも含めて対応のほうをしっかりと頑張っていってください。

それでは、大枠2番のほうに移っていきます。

教育長は、現段階ではもう無償化は考えていないということなんですけれども、県の方針も変わっておりまして、一律2分の1を補助する考えに計画変更ということで報道ではありましたが、その前に質問書を提出しているも

んですから、無償化になった地域だけが当初、2分の1の補助ということだったんで、そうなった場合、村はできるんだろうかなということで、相当危惧していたもんですから。やはり2分の1というのは相当大きい金額になると思いますので、それが一律2分の1ということに変わっているんで。無償化は少し先に伸ばしても、2分の1の補助があれば、皆さん、保護者の方々も相当負担減になるんじゃないかなと思っています。ぜひひとつこれもどんどん進めていっていただきたいと。

これ令和6年4月から200円の給食のアップがあったんですけれども、今年200円、来年も200円ということで、トータル400円上がる予定なんですけれども。例えばこれが2分の1の支援金が県から出た場合、素直に現行の、例えば中学校ですと月額5,000円が半分の2,500円になるのか、次年度4月から。そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えいたします。

今回、令和6年度において給食費の改定を行っております。小学生、中学生、一律200円の補助をしておりますが、令和7年度については、まだ補助の見通しは立っていません。基本的には、給食費そのまま全額としていきたいと思っています。令和7年度からの給食費の助成については、県のほうからの方針で2分の1相当額を補助できるということなので、それに近い金額が補助されるというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは例えば報道からの話なんですけれども、島尻地区、那覇地区が説明会があって、もう終了したということで、いろいろ書かれていたんですけれども、中頭地区というのはもう終わったのかどうか、説明会を。終わったのであれば、ぜひ内容等をちょっ

と伺いたいんですけれども、そのあたりどうですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

今、県のほうでは各市町村と意見交換会を開催しております。中部地区におきましては明日25日に説明会が開かれます。その際に各市町村との意見交換で要望等を上げていきたいというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 まだ終わってなくて、あした、中頭地区の説明会があるということによろしいですね。

今、課長は要望等は要望していきたいということなんですけれども、本村から例えばどういう要望を県に上げていきたいのか、そのあたり、まとまっていればちょっとお聞きできますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

中城村としても無償化に向けて、全額を補助していただきたいというのは、中城村だけではなく、全市町村が要望してきております。

本村としましては、琉大附属とか、各私立に通っている生徒もいますので、公立以外の中学校に対しても各学校へ補助していただきたいというふうに要望を上げています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えば今のはあれですか、公立、中城中学校に通っている、あるいは琉大とか私立に通っている方々がいる場合には、その私立の方々には、この補助2分の1というのは、現在のところ予定はされていないということで理解していいですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 現在、私たち市町村のほうには公立学校のみということで通知

が来ております。実際に私立についてはまだ把握はできておりませんが、その対象になっていないというふうに考えています。ですので、こちらからはそういう学校に対しても補助していただきたいというふうに考え、その要望を上げていきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは県のほうでは、また準要保護とか、そういう方々も対象としないという旨の発表があったんですけども、そのあたり、今現在の給食費の準要保護の方々への補助というのはあるのかなのか、そのあたりはどうですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現在、準要保護世帯に該当している支援の必要な世帯については、給食費を全額補助しておりますので、無償化になっていると言っていると思います。

県からは、この準要保護の事業費が地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されているということから、今回その部分は対象外として扱っています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 じゃ交付金として対象になっているということで、県のほうもそれで賄っているという理解でよろしいですね。

ということは、11月頃におそらく次年度の予算編成があると思うんですけども、その中で、県が2分の1を一律で各市町村に補助しましょうという段階になれば、先ほど言った5,000円を2,500円でできるという段取りで教育委員会としてはやっていくということによろしいですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

この県からの補助金につきましては上限額を設けるような考えがあります。その上限額をどこまでするかというのが、今後この市町村との意見交換会等で行っていくというふうに見込まれております。これからこの意見交換会後にも調査等行って行って、県としては来年1月末までに要綱を作成するというになっていきますので、予算編成にぎりぎりな状況ではありますが、この動向も踏まえつつ予算措置はしていきたいというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 中学校で約2,800万ぐらいですか、小学校合わせたら7,340万ぐらいで、トータルで1億ちょっと超えるものですから、我々としてはぜひ小学校まで完全無償化をやってほしいというのが本旨なんですけれども、どうしても各市町村の財源の関係で、できるものどんどん後ろ倒しになっていくのかなというふうに思っているんで。ぜひ県のほうにはしっかりと要望を伝えていただいて、当面はもう中学校が主体だということなんですけれども、小学校も含めた無償化のほうを進めていけるように、県や国に我々からも意見書等も出していきたいと思えますし、村のほうも随時、ぜひ情報を十分得ながら、しっかりと対応できるように。保護者の方々、子育ての厳しい中で、物価高騰もそうですけれども、大変厳しい今状況で生活している方々がいらっしゃいますので、そのあたりもぜひ考慮していただいて、できることは何でもやっていくということで、進めていってください。

それでは、大枠3番目にいきます。災害避難についてです。

副村長からあったように、13年ぶりに津波避難が出たということであるんですけども、これ4月3日で、今6月、2か月以上前の話になってしまっているんで、これ検討しなければならないということなんですけれども、私のほう

では、もう検討終わっているんだなど、あれだけの渋滞を引き起こした中で、何らかの対策は打っているのかなというふうに思っていたんですけども。これは今後検討していくのか、あるいは今もう検討は始まっているのか、そのあたりどうですか。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 車での避難ということで、渋滞が引き起こされています。津波の避難というのは、一次的には垂直に、高台のほうへ徒歩で避難するというのが原則であるというふうに考えております。

その中で、今後、下地区の方が国道、上のほうまで避難するというので車を運転し、高台のほうまで車を運転していつているということでは渋滞が引き起こされておりますので、そのようなことも含めて今後検討が必要じゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えば今、前の4月3日の話になるんですけども、やはり国道で、村道、県道ですね、全てが渋滞してもう身動き取れないと。1時間ぐらいで、例えば屋宜から奥間の十字路までに1時間かかってしまったというような状況もあるもんで。これも沖縄の人はそうなんだろうと思うんですけども、どこかへ行くときは車を使うという判断でしか動いていないなということも考えたんですけども、やっぱりそれは津波が来る想定をしていただいて、しっかり徒歩で垂直移動してもらおうと。車とか、あるいは大事なものはしっかりかばんに入れて持って行ってほしいんですけども、それ以外のものは、もうお家にそのまま置いて、ぜひすぐ避難してくださいというような取決めもやっておかないと、みんながみんなもう近くだろうが遠くだろうが、車ですぐ山に登ろうとする判断でやっているもんですから。それがさ

らにもう下地区の方々になると、全くどうしていいか分からないと。例えば今、年に2回、避難訓練も行っているんですけども、どこを通過ってどこに避難すればいいのかというような話も、これは総会の中でも話があったもんですから。例えば海に近い、海から50メートルしか離れていない地域で、どう逃げたらいいのと。誰か助けに来るとかいうのも我々も全く把握もしていないし、誰がどこに住んでいるかも、まだまだしっかり、把握していないもんですから。同じ地域でも海地区に住んでいる方々が何名いて、その方々がどういう状況で、歩けるのか、車椅子なのか、そのあたりも、先ほど福祉課長は個人情報の関係で、ちょっと中身までは知り得ないと、知らせられないという話をしていたんですけども、やはり自治会長あたりには、こういう方がこのお家にはいますよと。自治会長としては、それを把握して、ぜひ役員会や総会の中で、じゃそこに何か危険が迫った場合には、近隣の誰かが対応してもらおうと。

やはりもう昼も夜も関係なく、災害というのは発生しますので、そのあたりをどう対応していくのかということも、地域は地域でちょっと協議していただいてということはあると思うんですけども、その中でも全て地域で把握しないといけないのかという中で、参加者からも、ちょっと情報だけでも行政のほうからもらえないかと。どういう方が、例えば80歳以上がその土地にはいらっしゃって、もう歩けない状態だと。車椅子を使わないと、どうしても救助できないという方々なのか、自力で外へ出て歩ける方なのかというのを、そのあたり、ぎりぎりまでの情報があれば、地域としてもやりやすいんだけどなという話があるもんですから。そのあたり福祉課長のほうで、大体どのあたりまでがぎりぎり情報を出せる範囲なのかですね、そういうのは例えば区別できるのかどうか。どうですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今現在、実態調査をやっている範囲内でいきますと、氏名、住所、生年月日で要介護度、障害手帳の有無、服薬、あと医療機関の情報、御家族さんの情報。先ほどの要介護の状態については、介護認定を受けている方々は、車椅子なのかどうかとか、そういったような内容は今把握している部分があります。

個人情報同意を得られている方々については、これらの情報を、まず基本的に自治会、民生委員、警察、消防、社協、この5つの団体に対して情報を開示していいかどうかということの同意を取っております。この同意を取った後の提供のルールのほうが、今、全国の市町村やら県内の市町村のいろんな情報を集めている最中にはあるんですが、やはり地域においてどのやり方がいいのかどうかというところをまだ決めきれていないというのが現状です。

参考になれば、基本的には自治会のほうと村が協定を結んで、その情報を自治会でまず基本的に管理していただく、コピーとかはなし、開示、見て確認をしていただく。それを基に、その方の周辺の方々が通常の見守りの中で声かけをしていただく。これが一つの個別支援計画になっていくわけです。これが地域型の個別支援計画というものになりますので、その形でつくりやすい地域においては、この地域型の個別支援計画の流れを示していきたいなどは今考えております。

どうしても村が1件1件全ての避難計画を立てるのは物理的に無理なので、これどうしても地域の方々の協力が必要になってきます。なので、今現在、社協を中心にふれあいマップというものを意見交換しながら各地域に今進めているところなんです。このふれあいマップについてのモデル事業を今後考えておりますので、その中で先行する自治会含めて、モデル事業の中でこ

ういった開示についてのルールづくりというものもやっていけたらいいのかなとは今考えているところです。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これ災害弱者というのは非常に、地震が起きた場合、心労して、心配で、誰もいない、通常はいるんだけど、昼間だったらもう誰もいないという中では、もう心配しかないと思いますので、ぜひ課長言われたね、社協とかその他のところとも連携して、ぜひ自治会長を中心に、個別に大体どれぐらいいるというのを把握していれば、地域も動きやすいというふうに思うんで、またしっかりやっていただきたいと思います。

戻って、①のほうです。これについて、副村長、さっき言われたんですけども、これからやっていくということで、しっかりとそのほうも、地域を通し、あるいは自治会長を通して、地域で何が必要かというのをしっかり含めていただきたいと。

あと、災害避難する場合に、どの道を通ったらいいねというのはぜひ担当課、それと自治会も含めて、こっちが一番いい道じゃないかと、こっちからは通れるよというのも含めて、でも、車はどうするのかと、いろいろな小さいところまで出てくると思うんですけども、そのあたりも含めて詰めていただくよう、起こってからできなかったという話は通りませんので、ぜひ次に大災害が起こる前にしっかり対応して、そのお家の方はA道を通して、B施設に入るといふようなところまで整えていただきたいと。それは行政だけではなくて、先ほど言ったとおり、地域、それから自治会もしっかりと対応して、同時に、一緒にやっていくというところでお願いしたいと思います。

次、避難場所になるんですけども、これは②のほうです。下側が津波の大変危険な場所だ

というところで、14字、村道を通って公共施設、あるいは公民館ということなんですけれども。一番、やっぱりそういうところで危ないのは北浜ですね。海のそばで、すぐ30メートル、20メートルのところに公民館があって、みんなそこに集まりなさいよと言われても、誰も集まらないはずですので。そのあたりをどう地域と連携して、じゃそこは公民館危ないから、ここに集まって、ここから一緒に行きましょうかとか、あるいは個別ですぐ逃げられるように、この道を通してしっかり上のほうにできるだけ素早く対応していくように、周辺の方々も協力を得ながらということになると思いますので、そこはしっかり担当課も十分注意しながら、どうすれば一番時間的な対応の速さ、あるいは人命救助がどうやればできるのか、そのあたりも含めてぜひ対策を練っていただきたいと思いますので、これをぜひよろしくお願い致します。

これで一般質問を終わりますけれども、村長、4期16年間、大変お疲れさまでした。急な、私も5期目出馬するのかなというふうに思っていたんですけども、決断したということなので、今後また村政に携わる機会は少なくなるというふうに思うんですけども、今後もまた何かと健闘を祈っております。ぜひ頑張ってください。

これで終わります。

**○議長 伊佐則勝** 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時49分）

~~~~~

再 開（11時00分）

**○議長 伊佐則勝** 再開します。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許します。

金城 章議員。

**○12番 金城 章議員** それでは、一般質問を行います。12番、金城 章でございます。

質疑をする前に、昨日ですね、6月23日、慰霊祭がありまして、宮古高校の仲間さんの詩を聞いて、心打たれました。戦後平和な日本が来て、沖縄も平和だなと一瞬思っていますけれども、これからもまたお互いいろんなことを考えていながら進めて暮らしていかないといけないなとつくづく感じました。高校生の詩があれば県民、それから参列者皆さんの心を打たれる詩を作ることは、やっぱり皆さん考え方がすごいものがあるなというふうに感じました。

それでは、通告書を読み上げて質問に移りたいと思います。

大枠1、道路行政について。

宜野湾横断道路の進捗はどうか。

②久場前浜線の開通予定はいつか。

3番はちょっと書き方を間違えています、今後この久場前浜線の変更工事の考えはあるのかどうか。工事計画があるかどうかです。これちょっと書き違えてあります、すみません。

大枠2、農用地利用と用途変更についてであります。安里・当間地区にタウンセンター内の農用地の今後の活用をどう考えているか。

農用地の用途変更は可能かどうか。

農用地の村役場での活用計画の考えはあるか。

③です。これも少し、主要道路ですね、国道329号線両サイドです。村道の主道両サイド側の用途変更等は考えはあるかそうか。

大枠3、新中城中学校建設について。中学校建設前に周辺地域の環境整備計画の進捗と考え。会議等は計画しているかどうか、行っているかどうかです。

①周辺道路の拡張と歩道計画の考えはあるか。

②信号機ですね、これ。センサーつきを安里中央道、国道329入り口の近くにつける計画はあるかどうかです。そこは今でもちょっと出入りが困難な場所でありまして、これまでも何度か事故がありますので、以前に私が宜野湾署に行ってお願いをしています、一向に進まな

いです。中学校が来れば、また事故多発地域になりますので、ぜひ考えをどうか。よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番も都市建設課と産業振興課、大枠3番につきましても都市建設課と、ここは住民生活課でお答えをいたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (11時06分)

~~~~~

再 開 (11時06分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、金城章議員の大枠1番の①、②、③、大枠2番の③、大枠3番の①についてお答えいたします。

まず、大枠1番の①です。

宜野湾横断道路(中城地区)については、道路予備修正設計及び橋梁予備設計を今年度発注し、事業化に向けた調査、検討を進めていると伺っております。宜野湾横断道路は、ハシゴ道路ネットワークの強化、救急医療体制の強化、防災避難体制及び物資輸送力の強化、東海岸サンライズベルト構想への寄与、中城インターチェンジ周辺の新たなまちづくりなどの効果が期待でき、中城村や近隣市町村、ひいては沖縄県全体の振興に寄与するものと思慮されることから、早期の整備が必要であると考えております。村としても早期事業化に向けて、沖縄県と引き続き協力してまいります。

大枠1番の②については、現在、用地交渉を行っている段階であります。用地取得後の工事となるため、開通予定は現在のところは未定となっております。

③久場前浜原線の新規の道路変更の計画というものはございません。従来どおり用地取得ができれば当初の設計どおり進めてまいり所存であります。

大枠2番の③について、安里・当間地区においては、現在市街化調整区域での地区計画を策定中であり、その計画内の国道329号沿いは、国道沿道活用地区として、国道329号沿道の立地特性を生かした商業・業務施設などの誘導を図る用途設定を予定しており、村道側においては、住宅・サービス複合地区として、良好な住環境の形成及び住民サービス施設が複合する土地利用を図るための用途設定を行う予定となっております。

大枠3番の①につきまして、中城村役場から公共駐車場までの村道佐久川原線の1号、公共駐車場横の村道安里下原線の3号は、役場に隣接する中城ひらやすこども園のように敷地をセットバックして、歩道用地を確保いたします。歩車道境界にはガードパイプを設置し、歩行者と車両通行を分離する計画です。道路の拡張は、予定はしておりません。

以上です。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 金城 章議員の大枠2の①についてお答えいたします。

農用地用途変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律や農地法の各種要件を満たせば、農振農用地区域からの除外及び農地転用は可能であると考えます。

続きまして、②についてです。

現在のところ計画はございません。

以上です。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 金城 章議員の御質問、大枠3の②についてお答えいたします。

村道安里中央線入り口の信号機については、令和6年5月21日付で交通規制に関する要請を宜野湾警察署へ提出し、6月13日、要請箇所について沖縄県警本部、宜野湾警察署の担当者と現地の確認、説明を行っております。引き続き信号機の設置に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、もう一度確認のため、再質問します。

課長、この宜野湾道路というのは設計をしている段階という話ですけれども、進捗の確認していらっしゃる、どういう感じで今進んでいるかだけ、もう一度だけ。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

現在、事業化に向けた予備設計を既に行っておりまして、その修正、検討を行っているということで伺っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 進捗がないということなのかな。分かりました。

この宜野湾横断道路について、県との打合せは今までありましたか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 令和2年、3年だったと思いますが、検討委員会というものを開いております。その後、この事業化に向けて、中部土木と都市建設課のほうで協議は令和5年度に2回ほど行っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 令和5年に2回行ったという協議、どういう感じの協議内容か少し教えてください。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 まだ事業化はされていないんですが、ルートというのがある程度、予備設計のほうで決まっておりますので、その

ルートに関する懸念事項とか、あと取付け道路とかもありますので、そういう調整、また、国道329号に接続する、そのルートについての調整などを行いました。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 分かりました。

ぜひルートもこの取付け道路も、将来的に中城村民が利用していい宜野湾横断道路を造っていけるように打合せは綿密に行っていただきたいと思います。

続きまして、久場前浜原線の開通、未定ということでありましたけれども、用地交渉は行きましたか、いつ頃行ったのかな。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 一番直近では、令和5年3月に行っております。そのときに、現在、期間が結構たっておりますので、用地取得額の時点修正というものを行うということで、そのときの交渉では、そこまで進んでおります。この時点修正をまた鑑定し直して、それを基にまた交渉に移っていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 これは長いこと打合せに行っていないということですね。

もう一つだけ。この道路、現在終えている工事は何年前ですか、それとこれまでかかった総工費と補助金があります。この補助金の正式な名称を教えてください。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在ちょっと資料がなくて、総工費とかそういうものを後ほどまた調べて報告いたします。

交付金につきましては、電源立地交付金を活用しております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 私が調べたところ、総事業費3億9,000万だったと思いますがけれども、これが今の出来高が3億7,200万だと思

ます。あとでまた調べてちゃんと合わせたいと思いますけれども。

これから行く、まだ未買収と未工事がありませんよね、設計上。そこのお金はこの交付金で出費は可能なのかな。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 この場所につきましては、もう交付金の対象を過ぎていると思われます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、まだ設計どおり、先ほど課長は工事を行うという話でありました。この予算はどの予算で、もし用地交渉できたら、用地買収費、工事費はどの予算で出ますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 道路計画につきましては、当初の計画がございまして、それを活用して単費による出費になると思います。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 もう一度だけ。

課長、この道路、今、工事、出来上がったことで何年たちますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 最終の年月日が平成25年から26年だったと思われまして、約10年近くですかね。10年近くだと認識しております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今残った工事は用地買上げも工事も単費で行くと答弁がありましたけれども、村長、この件についてどう思いますか。久場前浜原線の用地、地主さんに会って交渉しましたか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 していません。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、副村長は

用地交渉に地主さんとお会いになりましたか。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 用地交渉に行ってはおりません。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 これですね、今議会で議案第36号の登又の用地取得がありましたね。これは、出入口が工事が多くかかるということで、使えない用地は買うという議案がありました。たしか予算を削減することですね。逆にこれは、さっき言った総工費から引いたら1,700万ぐらいの用地が今ではこの工事費はもうちょっと上がるんじゃないかなと見ていますけれども。それだけの費用がかかってくるんです、村長。これを何で、どうして担当課任せでトップが一度も行っていないということが、お二方、一度も行っていないということが答弁返ってくるのか分からなくて。単費で1,700万、先ほどの議案第36号の登又の用地が1,500万ぐらい安く上がると。それでも使えない用地は買うと、そういうことで議案を予算削減の予定で賛成したはずですよ。この単費を出すということに対してはどういう考えを持っていらっしゃるのかだけ聞きたい。用地交渉も担当課任せで村長、副村長が行っていないということはどう思われますか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

交渉事というのはトップが出てやれば全て済むということではないですよ。その案件案件によって、私もあえて言わせていただきますけれども、その道のプロですので。そういうことを余計に、言うならば意図が絡み合うとか、いろんなことがあって、担当での話に指示をしながら、こういうときにはこういう話をしなさいということをしなさいとやっているつもりでございますので。議員からトップが行く行かないのことを言われるということは、私は筋違いだと

思います。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 私、地主に会ってきました。村が誠意を持っていろんな対処をすれば、別に拒みはしないと。これまでにそういう誠意がなかったらしいですね。これは今、村長が答弁なさったように、担当課ができなければ、一緒についていっていても、副村長でも村長でもついていって、話の内容は詰めるべきじゃないですかね。約1,700万、単費ですよ。こういうのを解決するのがトップの役目じゃないかなと私は思うんですけども。村長は今、答弁なさったとおり、もうそこだけしか思っていない。トップが行けば解決することも。この案件もトップが行けば解決するんじゃないですかね。退職まで残り10日間ありますけれども、その10日間で解決する予定はないですか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 どこまでいっても平行線だと思いますよ。今、議員は議員の考えで、そのほうがいいんじゃないかと。私はそうじゃないという話をしている。だから、それはお互い主観をずっとぶつけ合っても、もう解決にはなりませんので。今回、例えば人が替われば、私が替わります。人が替われば解決するすべもあるかもしれない。私が解決しようという話だけではないということはお分かっていただきたいと思えますし、また、この件につきましては、議員もよく知っていらっしゃると思っておりますよ。あえてこの場であと10日しかない任期の私にこういう話をするというのはいかがなものかと思えます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長、逆なんです。先ほど10年と言っていましたよね、村長。10日も結構長いですが、10日も。新しい村長がこういう困った事業を残されて、事案を残されて、解決できると考えていますか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 困った物件の話をするのであれば、私が就任したときに私が決めたものでもありませんのでね、これは。そうじゃなくてももう村長になったからには解決しなくちゃいけないものは、自分が手がけたものじゃなくてもやらなくちゃいけないものがたくさんあるわけですよ。そういう意味では、今回の件につきましても、私が替われば、村の課題としてまた新しい村長と、また皆さんでいい方法が取れるものだと確信をしておりますけれども。それをやはり議員の皆さん方も、特に金城 章議員も、そういう職種にも就いていた経験もあるわけですから、いろんなアドバイスで解決に向けて頑張っていたきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 残された期間でも、少しでもね、地主にお会いになって、電話でもよろしいです。どうしたら解決できるかということはやったほうがいいんじゃないかなと思います。

副村長、今の村長への質問と全く同じ質問ですけれども、どうですか。残された期間で副村長もまた出向いて解決する考えはないですか。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 この件については、以前にも私のほうに質問があったことがございますが、先ほど担当課長から時点修正の話もございました。以前からこの技術的な部分での地主との擦れ違いがあって今の状況になっております。用地の費用の問題ですよ、これ時点修正というのは。そういうことで、私が行くよりは、それに精通している担当課のほうが好ましいというふうに判断しております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 考えないということでもいいですか。

それに対して、これ当初の金額ですから、ま

だかかりますけれども、単費でこの1,700万出すということをどれだけ大きい金額かよく考えてくださいね。この件はまた質問しますので、次に移ります。

農用地の変更は大丈夫ということ、大枠2です。この今、タウンセンター内の農用地、地主さんで変更を望んでいる方はもう何名かいらっしゃるかどうかが確認だけ、もう一度。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 このタウンセンター地区内の現在残っている農振農用地を変更している方というのは現在把握はしておりませんが、この調整地区の地区計画というものの中では、やはり農振農用地は含められないということで、この地区計画からは除外している状況であります。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 農林課長にちょっと伺います。これ農地変更で5年間で農地からまた用途変更しないという、ありますよね。そういうのは申請とかは上がっていないですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

計画変更する予定は今ありません。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 タウンセンター内の近くですね、安里、当間に、何件か地主さんから、この農地から変更したいという方もお話を聞きましたけれども、その申請は出ていないということですかね。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 昨年、全体計画で見直しを行ったばかりではございます。個別に一部見直しというのは今のところ出ていないと思います。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 そうですか。ちょっと地主さんから、お二方から申請したいような話を聞いたもんですから、今、農用地の変更は出したんですけれども、出ていないということですね。後でもう一度、確かめますので。

この農用地を、今、白ですけれども、役場で利用する計画はない、先ほどの答弁にもありましたけれども、これから島にんじんと、また中城の特産、在来種の育成とか、そういうのに使える農用地だと、役場がやれば、この農用地をもっと有効に利用できるんじゃないかなというふうに私考えますけれども。全くそういう考えがない。この農用地を役場が利用して、現状ほとんど今のところ何も作物を植えられていないし、雑草でいっぱいですよ。それを役場が借り切って、どうにか作物を作れる状態へ救っていかないといけないと思うんですけれども、その考えはないですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

耕作放棄地とか、土地改良区の中には様々あると思います。今、大城議員にも答弁しましたが、地域座談会の中で、いかにこの地区をどうすべきか、どうしていくべきかということは今、話合いを行っている途中ですので、その地区に合ったものをまた地域の皆さんが意見が出てくると思いますので、その中でこの活用方法を考えていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひですね、この座談会でも主なこととして、考えを詰めていただきたいと思います。

それでは③です。今、課長ちょっとこの国道両サイドと村道の主な村道に行政では変更予定だと。これは手続等行っているわけですかね。

那覇広域でも中部広域でも、差がないと思って僕は質問しているんですけども、この変更はいつ頃可能なのかな、先ほどの答弁で商業地とか、別のいろんなものを造れるように変更したいということですけども、どのぐらいで可能かどうかを。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 昨年から行っております那覇広域の中での調整地区での地区計画というものを安里・当間地区範囲を指定して、これを昨年度から行っております。今年度中にこの地区計画策定を目指して、現在進んでいるところであります。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 これ今、タウンセンター内だけの用途変更だけということですか。これ国道329号沿いは北から南までずっと、久場から伊集までの間あるんですけども、この国道とか、主たる要するに村道がありますよね、屋宜、安里、当間、前浜線ですか、これ。安里中央、奥間浜線ですか。そういったところは全然計画、その両サイドにお家が造れるぐらいの計画はやらないんですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 この安里・当間地区のタウンセンターというものは、中学校の移転場所でもありますし、これは早急な対応が必要ということで、今、那覇広域の中でもできる、この調整地区の地区計画というものを進めております。

村全体といたしましては、令和5年に策定しました中城・北中城共同まちづくりを基に、現在、中部広域に移行して非線引区域となって、独自で用途設定するために土地利用計画、立地適正化計画を現在策定しながら、令和9年の改定に向けて進んでいるところであります。その中で、やはり国道沿いというものは、そこで土地利用できるものを検討しながら沿道地区の用

途設定をしたりとか、そういうものを考えていきながら村全体で今から計画していく予定であります。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 先ほどから言っているように那覇広域でも中部広域に移ろうが、共同のまちづくりで移ろうが、この主道路の両サイドは変わらないと思うんですけども、私はそう思っているんですけども、手続等が別の地区計画、土地利用計画を入れなくても、そこは早めに行えることじゃないのかなと思って今、質問しています。何か違いがありますか。今、那覇広域ではすぐこの変更をすれば、その主道路、329道路両サイドとか村道の主道路、その周辺の計画。それと今、タウンセンターの話をしましたけれども、安里中央は両サイド、そうしたらこの建築も可能な地域に変わっていきますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 安里中央線につきましては、農振農用地を除いた地区については住宅・サービス複合地区として建築可能な条件で活用できるようになっております。

あと、このタウンセンター地区の地区計画内において、国道沿道活用地区というのは、商業施設などができるような用途の設定となっております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひですね、那覇広域でも中部広域でも変わらないところは早めの変更をして、下地区の住民がもっと早めに増えることを計画、事業をしないといけないんだなと思って、毎回こういう質問をしますけれども、今回、学校の出来栄によっては住民から、以前の学校より本当に小さい学校になるんだなという、この声が上がらないうちにぜひ早めの変更をしたほうがいいと考えます。

大枠3に移ります。

中学校建設ですね、新中学校建設。これ先ほど、3月にも質問しました。教育総務課長、これ周辺計画は見直しとか、前の予算のときがありましたけれども、何か変わりましたか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（11時42分）

~~~~~

再開（11時45分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ありがとうございます。先ほどちょっと僕が聞き漏らしたもんだから、また再質問に入れてあります。

この周辺道路ですね、中学校の下、今、公共駐車場のところ、そこは上に歩道を造ると、ガードレールも造るという話でありましたけれども、ここは今で道路拡張しないと、まだ物件がないうちに道路拡張しないと、これからまた余計金かかってくるんじゃないかなと私は思っています。今、公共駐車場から職員の皆さんが歩いてきます。結構、時間帯によっては人数と車の出入りが激しいんですけれども、これ対処するには、もうちょっと拡張したほうがいいと考えて、その質問をしているんですけれども、僕は。歩道ができて、片方に渡る。これ中学校ができれば、もっと車の出入りが多くなるんですよ。今、擦れ違いがそんなにできない感じなんです。それでこれ話をしていますけれども、もう一度この計画、どうですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在のこの公共駐車場から役場までの間の道路は、去年までは農道でありました。今、村道へ移行して、この交通安全対策事業で歩道を整備するというのを計画しております。現在の5メートルでは確かに歩道としては厳しいので、これを拡張するのではなく、セットバックをして、今、公共施設が立ち並んでいますので、役場もひらやすこど

も園もセットバックしていますので、1.5メートル、学校のほうもセットバックして、そこを歩道として整備して、そこにガードパイプを打って、歩道の確保を行ってまいります。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今の道路幅で車の擦れ違いは一応可能だと考えますか。ちょっとぎりぎりのタイプのようには私は見えるんですけども。この中学校がもし出来上がった場合には、やっぱり送り迎え、今もう皆さん、自家用でやりますので。その擦れ違いとか、そこは可能なのかな。課長、今の幅で。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在、役場の前の道路が一番分かりやすいとは思いますが、役場の前の道路は十分、車道部分、車が擦れ違う5メートルは確保されていますので、都市建設課としては十分な道路幅はあると認識はしております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 西側には、上側には歩道を設置しますよね、課長。これ下側は設置する気はないということですよ。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 片側の歩道の計画だけでございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 先ほど住民課長からも答弁、信号機、安里中央の国道の出入口のセンサーつき、申請したという話ですけれども、ぜひこれも早めに申請して、変更できるように頑張ってくださいと思います。

もう少し、これから、いろんな事業があると思いますよ。しかし、先ほどの久場前浜原線も話しましたが、延び延びになって交付金が使えないと、こういう状況はあってはならないと私は思っております。これから皆さんで相談して、何でも解決していかなければいけな

い。そういうふうに取り組んでいかなければいけない。単費は少しでも削らないといけないなと私は思っております。ぜひ皆さん努力して、早めの解決、地主さんには誠意を持って接すれば可能だと思いますので、ぜひ早めに久場前浜原線が開通できることを願って一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

午後1時30分より再開といたします。

休憩（11時51分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、屋良照枝議員の一般質問を許します。

屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 こんにちは。議席番号8番、屋良照枝です。

議長の許可を得ましたので、通告書に基づいて一般質問を行います。

大枠1、護佐丸バスについて。

浜地区においてやっと護佐丸バスの実証実験が行われます。令和6年6月24日月曜日、本日から7月12日金曜日の20日間の期間です。そこで伺います。

①1人でも利用者がいればルートの見直しは行われるのか。

②土日祝日はお休みとの理由はなぜですか。

③児童生徒の利用は考えられましたか。

以上、答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

護佐丸バスについてでございます。企画課のほうで答弁をいたします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 ①についてお答えいたします。

実証実験の期間中に何人の利用者がいればルートへ組み込むという基準を決めているわけではなく、真の利用者が何人いるのか、利用頻度や利用目的など、実験結果の分析を踏まえ、現運行状況下で浜地区を路線に組み込むことが可能かどうかを検討してまいります。

②の護佐丸バス自体が平日運行となっておりますことから、今回の実証実験においても平日のみの運行としております。

③今回の実証実験は、以前より要望として上がっております浜地区の高齢者をはじめとする護佐丸バスを利用されたい方々の日中の利用頻度などを調査したいと考えております。移動手段のない高齢者などが日中の通院や買物に出かける際、護佐丸バスを利用される方がいらっしゃるかを把握することを優先としており、朝の通学便利用の生徒への配慮はされておられません。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 それでは、再質問いたします。

これまで再三にわたって中城村内で唯一バスの通っていない浜に護佐丸バスを通してほしいと訴えてきました。先ほど利用者で見直しを行われるかの答弁に基準は設けていないというお答えでしたけれども、私が以前尋ねた場合には、利用者がゼロ、なしなのでバスは通りませんと明確にお答えになりました。

再度質問いたします。利用者は何人とか、そういう幅はないんですね。1人でも乗ればバスは通りますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

先ほどの答弁と重複しますが、利用者が何名いるからではなくて、真の利用者が、生活していく上で必要だということで護佐丸バスを利用している方の目的、頻度などを鑑みて、

協議会で検討していきたいと思っております。  
1人いるから、ゼロだからではなくて、まずこの実証実験をやった結果を基に今後検討していきます。

これまでの護佐丸バスの質疑の中で、企画課長として答弁しているゼロというのは、実証実験でゼロだったので本運行はしていないということでございますので、今現在がゼロとかいう答弁ではなくて、過去の実証運行でゼロだったので、浜は通っていないということで御理解いただきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ではもう一つ、先ほど高齢者の日中の利用度、それを実証したいという大きな目的をおっしゃいましたけれども、高齢者の場合、浜の場合、免許返納者、その数が多数おります。そういった免許返納者の方が利用されるとか、そういったときに特典とか何かありますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 これまでも同様の質問があったかと思えますけれども、現在、免許返納者についての料金の割引等は検討しておりません。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 分かりました。返納者の特典はないということですね。

すみません、こちらはバスの時刻表、この資料に基づいて、こちらの再確認です。

下のほうに65歳以上障害者100円、これ間違いないですよ。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 そのとおりでございます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では、下のほうに回数券、それから、回数券をまとめて買った場合の金額がございます。そちらについて、回数券の

割引または安くというか、50回の枚数ですけれども、それを数量的に分けるとか、そういった措置というか、考えはありますか。50回というのが利用者にとっては、高齢者にとっては多いのかなという考えもありまして、50枚ではなくて枚数を小分けにするとか、そういった考えはありますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 すみません、記憶が定かではないんですけれども、多分50枚というわけではなく、ある一定の枚数で販売していると思えます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 後ほど確認していただきたいと思えます。一応こちらのチラシには、ばら売り5枚単位もしていますという、役場企画課ではばら売り5枚単位もしていますという文字があるものですから、その確認です。取りあえず浜に関しては利用者が高齢者に限られているというか、そういう実証実験ということをお伺いしましたので、皆さんは20日間の利用ではありますけれども、土日を除けば実質14日間です。短いとは思いませんか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

前回、要望のあった登又でも同期間、2週間の期間での実証運行ということもございまして、短いと言われれば短いかもしれないんですが、やった上でさらにまた地域からの意見等あれば、また改めてやることも可能かと思えますので、今回は前回同様の2週間とさせていただきます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 分かりました。

では、登又の利用状況をお伺いします。何名が乗って、登又は護佐丸バスが通ったんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 すみません、登又の実証実験の結果は手元にございませので、後ほど報告させていただきますけれども、登又は追加でバス停を増やしたいということでの実証実験でして、その際の内容を聞きますと、バス停まで自家用車で乗りつけてバスに乗り、帰ってきて、また自家用車で帰る。同じ方が何回も乗車していたようで、真の利用者ではない方々が多数いらっしゃるようで、実績をつくれれば運行できるとの考えで、普通に車を持っている方がバスを利用されているという現状もございました。そういった目的で調査をやっているわけではございません。人が乗ればじゃなくて、真の利用者として、目的地に行く、利用として使う人がどれだけいるかということになりますので、登又ではそういう方がいらっしゃらなかったということで、バス停の新設には至らなかったということです。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 登又と浜とは少し条件が違うという、その理解でよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 調査の目的は同じでございます。必要だからバス停の設置の要望がございましたので、需要があるのか、真の利用者がいるのかという調査をしております。ということからすると同じことです。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 文言に一つ引っかかりがあるんですけども、真の利用者というふうにおっしゃるので、またその確認がとて、理解として苦しんでいるんですけども、浜の人が乗れば、それは本当に真の利用者だと思います。だから、真の利用者の意味が分からないんですけども、浜の人がサンエーに行きたい、ハートライフに行きたい、スーパーに行きたいというふうに乗れば真の利用者だと思います。何か真の利用者という、その判断がちょっと理

解しにくいんですけども、浜の人が乗れば、それは利用者として当たり前前に認めますよね。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

要望のございました病院の受診、あるいはまた買物というような生活していく上で不便であるというお声を聞いて、そういった目的で利用される方がいるかということの調査でございますので、浜の人が乗ればということではなくて、要するに浜の人が目的を持って乗られるのを信の利用者というふうに申し上げております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 再確認いたします。

浜の人が乗ればではなくて、よそからでも浜から例えばハートライフ、サンエー、スーパー、そういうところに乗ればいいんですね。浜の人でなくても、そのバス停から乗ればいいということでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

公共交通というのは、地域の人の生活する上での利便性を高めるということですので、浜のバス停には、基本的に浜の住民しか乗らないのかというふうに考えますので、浜の方が目的を持って利用されているかどうかというところを真の利用者と申し上げております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 一応、実証実験の中で、浜の方が何名利用するのか、これは7月12日、終われば分かることですので、そちらのほうで人数確認をして、また次に答弁を求めたいと思います。

じゃ2番目というか、児童生徒の利用について少し考えをお聞きいたします。

児童生徒の夏休み期間中のバスの運行とか、部活のとか、そういった休み期間中の護佐丸バスの運行はどのようになっていますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

朝便、児童生徒の通学用のルートについては、夏休み期間中は運休となっております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 児童生徒が学校に行くとき、夏休み期間中、土日は休みということですね。では、部活の子供たちとかそういったものに関しての、学校での部活ありますけれども、そういったものに関しての護佐丸バスの利用についてはまだ検討というか、そういった運行とか、そういう考えはないのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 朝の通学用の便だけが運休しておりますので、日中便は通常どおり動いておりますので、日中の伊集周り線と久場周り線というのがございますので、日中便は普通に運行しておりますので。それを利用していただけだと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では、バスの運行について、時間的に夏休みの期間中とかそういったときに、時間の変更はありますか。朝の早い便だけがなくなるだけですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 朝の便だけ運休となっております。

それと、すみません、先ほど5枚単位でばら売りはしております。追加して答弁します。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 要望として、子供たちが部活に利用できるように、結局、部活の時間帯よりも少し要するに通学ではないので、時間帯が遅くなるものですから、部活動の朝の、野球部ですとかバスケットとか、そういう朝練というか、早い時間から練習をする子供たちにとっては、護佐丸バスの夏休みの期間中の運行というのは少し時間が遅いんですね。そのほうについての、今後の課題になるとは思いますけ

れども、そちらについてはぜひ検討をしていただきたいと要望いたします。

運賃の料金について再確認をさせていただきます。

まとめて買った場合、多少の割引というか、そういうものはあるのでしょうか。5枚という枚数、割引というふうにありますので、そういった、まず高齢者限定でよろしいです。65歳以上のそういった方が買うときのまとめて買った場合の割引というのはいかほどになりますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 議員のお手元に時刻表をお持ちだと思うので、後ろのほうで御覧いただければと思いますが、65歳以上が運賃100円で、回数券を買った場合でも同じ100円単価の金額になりますので、割引はございません。あくまでも一般の方、200円の方が回数券を買う場合に150円になるという割引しか現在ございません。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 あと1点、護佐丸バスの。先ほど浜は高齢者の利用度を重点に利用するというふうに、調べるというふうにありましたけれども、今、護佐丸バスに吉の浦から乗るときで結構ですので、踏み台とか手すりとか、高齢者に対する思いやりの心遣いはありますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 護佐丸バス自体がポンチョという車種で、低床のバスですので、普通のバスの高さもない、低い位置で乗り降りできるバスでございますので、これと違って対応していることはございません。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では、これまでの運行の中で転倒というか、何か危ないとか、事故というまでにはいかなかったと思いますが、高齢者が利用しての何か危険度というか、そう

いうものは報告がありますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 これまで私のほうには、乗降の際の事故、けがなどの話は伺っておりません。通常の車両の事故、接触事故等はありませんでしたが、乗降における事故等の報告はございません。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 私はずっと護佐丸バスの運行を浜に通してほしいというふうに訴えてまいりました。村内で唯一バスが通っていない浜に通してほしいというただ1点のお願いであります。私があと2年、議員活動ありますけれども、その間で護佐丸バスが浜に、村内全域に護佐丸バスが運行できることを希望して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で、屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（13時53分）

~~~~~

再開（14時10分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 皆さん、こんにちは。議席番号15番、石原昌雄、一般質問をします。

質問の前に、浜田村長には4期16年、御苦労さまでした。振り返ってみると結果的に充実した日々だったと思っております。これから最後の一般質問をしますので、よい答弁をお願いします。

通告書に沿って質問をします。

大枠1番、観光名所案内について。

村内には多くの観光名所がありますが、その案内表示について伺います。

①県道や国道にも中城城跡などの表示はでき

るか。

②中城城跡のイラスト入りの大型看板の設置をしてほしいが、どうか。

③村指定文化財などの案内看板の見直しはできるか。

大枠2番、村道の維持管理について。

村道の維持管理は応急措置的な状況となっている。路盤改良や側溝の設置などを伺う。

①北上原村道井水原線の整備計画はあるか。

②東坂田線の1号、2号の整備計画はあるか。

③村道新川線の整備計画はあるか。

大枠3、浜田村政について。

4期16年の村政経営があと少しで完了します。目標とした事柄はほとんど達成したものと考えます。大変御苦労さまでした。村民と共に感謝を申し上げます。

最後に、今後の中城村に希望することがあれば伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては産業振興課と教育委員会、大枠2番につきましては都市建設課、大枠3番は私への質問ですので、私でお答えいたしますが、4期16年どうでしたかということでございます。過分な評価もいただきまして、大変ありがとうございます。

大変、皆さんにはお世話になりました。16年間頑張ってきたつもりでございます。

御質問の今後の中城に何か希望することがありますかという御質問ですので、御質問にちゃんと回答できているかどうか分かりませんが、間違いなく16年間やってきましたと思っているのが、非常に中城村、ポテンシャルの高い、伸び代がまだまだいっぱいあるところでございます。ですから、今後はやはり本当の意味でといいま

すか、議会と行政が同じベクトルで、同じ方向性で、本当に両輪としてずっと機能していくのであれば、間違いなく中城は前途洋々となり得るものだと信じておりますので、どうぞ議会の皆さん、もちろん行政、職員含めてですね、気持ち一つに中城の発展、村益、村民のためにとということであれば、間違いなく発展していくものと確信をしております。

答えになっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の観光名所案内についてですけれども、教育委員会としても観光にいらっしゃった方が分かりやすいようにサインなどの設置をしているところでございますが、案内板についても分かりやすいように表示をすることは大事だと考えています。今後、できるだけ分かりやすい案内板について、現場を見ながら考えていきたいと思っています。

詳細については生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは、石原昌雄議員の大枠1の①と②について一括して答弁したいと思います。

世界遺産である中城城跡など、観光名所の案内板は中城のイメージアップにつながるため必要かと思えます。管理者である国や県と調整し、設置が可能かどうか検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 石原昌雄議員の大枠1の③についてお答えいたします。

村指定文化財の看板の見直しについて、可能かどうかということですが、分かりづらい位置にある指定文化財につきましては、現地の状況等も確認しながら、新たに設置が必要かどうか

とかも含めて見直しは行っていきたいと思いません。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、石原昌雄議員の大枠2番の①から③について一括して答弁したいと思います。

①から③、村道井水線、東坂田線の1号、2号、村道新川線は、ともに過去に潰れ地提供の承諾を得て整備を行っている経緯がございます。村道認定はされていますが、道路敷の分筆などが行われておらず、民有地のままで村への所有権移転も行われていません。今後、舗装構成改良事業などを活用して整備を行う際には、現村道の潰れ地部分を村へ贈与していただき、所有権を村名義へ変更する必要があると考えております。

まずは、現在行っている南伸線1号ほか11路線、新垣中央線、三田線の整備を進めて、今後は潰れ地の調査などを行いながら、舗装構成改良事業の活用を検討してまいりたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 回答ありがとうございます。

順を追って再質問をさせていただきます。

まず、観光名所案内についてですけれども、県道とか国道に表示があるんですけれども、その手続などが分かるのであれば、どういうふうな手続をすればもっと県道、国道に案内板ができるか、分かる範囲内で。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 手続としては可能かとは思いますが、ただ、今現在、329の入り口にも城跡の案内板は設置はされていますが、この案内板もまたイラスト入りのイメージアップにつなげる案内板を設置するか、できるかですね、その辺をまた国道のほうと調整していけるかとは思えます。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 やっぱり結構、通り過ぎてしまうという部分があると思うんで、案内板は必要だと思います。また、もっと大きく看板ができないかなとも思っていますけれども、今、例えば今帰仁へ行くと、今帰仁の名桜大学を過ぎた頃に、あの大きな県道横にこういうようなどでかい看板があつたりして、ああいうものも今後そういう予算を活用して、観光面でできる可能性をもうちょっと広げてほしいと。

というのは、観光にもっと力を入れていくと、中城村自体を売り込むには、やっぱり看板の効果とかが結構あるかと思います。そういう面では、ぜひそういう看板も、今、国道から入っていくと、添石から上っていくという部分と、県道からすると、中城側からするとやや分かりにくいんだよね、実際は。北中城側からの入り口のほうはまだ表示があると思うんで、中城側からもっと案内がはっきり分かるような検討を今後やってほしいと思いますけれども、そこら辺についてどうですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

北中側からは確かに大きな看板はあります。一応、南伸の出口からに関して大きい看板はあります。ただ、伊集から入ってくる国道とか29号の県道とかの道路には看板は確かにないと思います。今後、観光客が中城城跡に行く予定もなかったのに、この看板を見て、予定を変更して中城城跡を見にいこうという気持ちになればいいと思いますので、ぜひその辺は看板の設置を検討していきたいと考えます。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 そういう面では、ぜひ観光協会ともタイアップして、やっぱり担当課だけでやると負担もあるし、アイデアもまた

広く集め切れませんので。そういう面では観光協会とか、そこら辺のつながりもしっかり連携を取ってほしいと思います。

そして、特に観光関係の予算の確保については、企画課がしっかり相談に乗ってくれると思うので、そこら辺も該当する項目をぜひ一緒に拾って、予算を受け付けて観光の振興に進めていってほしいと思います。よろしくお願いします。

大枠2番に移ります。

前回にも質問しているところなんですけれども、特に井水原線については、距離が長くて、年に2回ある清掃作業のときも周辺、あっち5世帯ぐらいで家のそばの草を除草したりやっているところではあるんですけども、今後も、この去った大雨でも、大分冠水して道が不便な状況にもあるんで、できるだけそこにも絶えず気を向けてほしいところです。

そういうところも含めて、地元からまた要望があれば、できるだけ早めの対応をしてほしいと思うんですけども、そこら辺どうですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在は、やはり維持管理のほうで何とか対応してまいりたいと思っております。この潰れ地の同意を得て村名義に変更して、できるだけ舗装構成改良事業をやっていきたいんですけども、分筆にも財源が必要になってきますので、この辺は延長も長いので、この辺も考えながら今後少しずつでもやっていながら、令和8年度までは今、舗装構成改良事業で既に決定して施工を行おうとしている場所がありますので、それが終わる頃までにそういう潰れ地の同意を得て村名義に変更するという、そういうものもできていたらなど考えております。

現在のところは維持管理のほうで対応していきます。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 現在のある8年までの路盤改良の計画は説明を受けているところで、本当に今、登又方面、南上原の先っちょのほうとか、きれいな側道ができてきて、もう先が明るいなという感じであります。そういう事業がまた引き続きこの路線にも着実に適用できるように。

この潰れ地補償については、村の担当課としてある程度の計画書みたいなものをしっかりつくってもらってやらないと、説明会もしながら一括して取り組まないと思うしどうしようもないと思うんですよね。だから、ある目標の、この今、令和8年までにやるのであれば、可能性があれば、そこまでに説明会やらそういうのも含めて潰れ地の部分、それから測量の部分も併せてちゃんとした説明会をやって、地主さんがもう、全部の地主が同じ方向に向くような取組が今後必要だと思います。そういう面では、ぜひ担当課としてまたチームをつくって、そういう路線の改良に力を入れてほしいと思います。

あと、井水原線は南上原方面であるけれども、新川線についても、実際あの新川線は通過道路なので、井水線は行き止まりですよね。けれども、新川線は通過道路なので、今もうあちこち渋滞する時期でもあるし、ぜひともこの渋滞解消の部分で、中城村では渋滞が、こういう迂回路があるよというふうなところがあれば、渋滞も緩和しやすいと思います。そういう面でも、現状の維持管理でしかやらないかもしれませんが、そこら辺も併せてしっかりやってほしいんですけれども、そこら辺どうですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 1つ、先ほど潰れ地補償ということをおっしゃられていたんですけれども、潰れ地は過去に同意を得て、後年にこの同意書に関しては今後買取りとか、そういう補償も受けませんというような同意書が今現在、都市建設課のほうにあります。それを基に

その方と、それを村名義にしていくというようなものを行っていくんですけども、ただ、分筆作業というのがやられていなくて、道路敷がどこまでであると、そういうものにやはり財源が必要になってくると思います。そういうものも今後、中城はこの土地利用に関してどんどん活用できるような土地利用を考えていっている中で、やはりそういう潰れ地の問題というのは重要な問題だと思っておりますので、その辺は十分前向きに取り組んでいこうとは思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 そういう状況で、潰れ地の部分も地主の了解も、じゃこういふふうにあるということを知って、少し作業が前に進む可能性が高いなというふうに感じております。

そういうのも含めて、この3路線についてもしっかり担当課で計画を立ててやってほしいと思います。

最後に、村長さんには大変お疲れさんでした。今後またほかの役職とかもぜひ引き受けてもらい、引き続き中城村のために御尽力もいただければ幸いです。大変御苦労さまでした。

以上で質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (14時30分)

## 令和6年第6回中城村議会定例会（第5日目）

招 集 年 月 日	令和6年6月21日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和6年6月25日（午前10時00分）		
	散 会	令和6年6月25日（午後1時57分）		
応 招 議 員  （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	10 番	欠 員
	2 番	玉那覇 登	11 番	仲 松 正 敏
	3 番	欠 員	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
	9 番	大 城 常 良		
欠 席 議 員	4 番	桃 原 清		
会 議 録 署 名 議 員	5 番	新 垣 貞 則	6 番	安 里 清 市
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	金 城 勉
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	呉 屋 克 行
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	新 垣 忍	上 下 水 道 課 長	下 地 良 和
	会 計 管 理 者	照 屋 郁 子	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	税 務 課 長	比 嘉 聡	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	森 本 雅 人
	健 康 保 険 課 長	島 袋 かおり		

議 事 日 程 第 3 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 伊佐則勝 報告しておきます。

桃原 清議員より、今定例会は欠席の旨の連絡があります。

したがいまして、本日の一般質問は3名の議員にお願いしたいと思います。

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、新垣博正議員の一般質問を許します。

○13番 新垣博正議員 皆さん、おはようございます。議席番号13番、新垣博正です。

議長の許可が出ましたので、通告書の順番に従って一般質問を行います。

大枠の1番、子供政策について。

(1) 保育所等の待機児童の現状についてお答えください。

(2) 待機児童が一向に解消されない原因について、どのように考えるか所見を伺います。

大枠の2番、観光政策について。

(1) 本村への観光来訪者の現状と課題についてお答えください。

(2) 15万人構想を未達成についての所見を伺います。

(3) 登又側の村道城跡線より中城城跡への入場する計画、通称、城下町構想が実現しなかった原因について所見をお伺いいたします。

以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、こども課、大枠2番の1、2につきましては、産業振興課、大枠2番の3につきましては、恐らくですけども、私の16年前の公約の件だということでお答えを

いたします。

大枠2の3につきましては、これも議員御承知のとおり、まだ県の事業が完遂されておりませんので、正門も空いている状態ではございませんので、当然のごとく、これは実現しなかったというところでございます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 新垣博正議員の大枠1、①についてお答えいたします。

令和6年4月1日時点で、1歳児16名、2歳児3名、合計19名の待機児童がおります。

②について、保育士不足による受入れ定員縮小が一番の原因だと考えます。

③について、国・県の補助金を活用しながら、保育士の処遇改善に努めてまいります。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは、新垣博正議員の大枠2の(1)についてお答えいたします。

平成12年度、中城城跡が琉球王国の城及び関連遺産群として世界遺産に登録された当時の観光誘客来訪者数は約5万8,000人でした。この間、いろいろなイベントを実施しながら、平成28年度には最多の約13万4,000人が訪れ、県内有数の観光スポットとなりましたが、その矢先に新型コロナが蔓延し、蔓延後の令和2年度及び令和3年度には約3万5,000人程度まで落ち込みました。

しかし、新型コロナが5類移行になったことから、令和5年度では約9万7,000人と観光誘客来訪者数はコロナ禍前に戻りつつあります。

課題といたしましたしましては、今後どのような方法で事業を進めていくか、観光協会と連携して進めていきたいと考えております。

続きまして、(2)についてお答えいたします。

15万人構想未達成については、主に新型コロナの発生が要因かと考えます。新型コロナが5類に移行された今、引き続き観光協会を中心に各種団体と連携を図りながら、目標達成に向け、観光に係る施策を推進してまいります。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 待機児童についてありますが、村長、就任のときには、待機児童はゼロにしていくということで構想を掲げて取り組んできたと思うんですね。鋭意努力があって、施設の整備とか、あるいは認可園として機能するような方向性を見いだしてきたというのは評価できる点だと思うんですけども、いかんせん、今、課長から答弁ありましたとおり、19名の子供たちがまだ解消されていないという現実において、どのように捉えるかお答えください。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 現状においては19人ということは、いろんな要因はもちろんありますね。先ほどもお話あったとおり、保育士不足というのが一番の要因だと思います。過去、数年前に待機児童はゼロというところまで来た、あるいは1人、ゼロという年度があったと思いますが、その部分で考えますと、箱の部分では、恐らく今の人口増にこれからまたもうちょっと箱物が必要になるかもしれませんが、現状においては箱は多分満たされていると認識しております。あとはやはり内部的な人員不足、そこに起因しているのではないかなと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、課長にお伺いします。

今、村長がおっしゃったとおり、箱は整備されてきたということであります。あとはやはり受け入れる側のスタッフの問題、スタッフといえますか、保育士の数の問題とかあると思うん

ですけれども、もうこれを解消していかなければならないだろうなというふうにずっと考えているんですけども、この保育士の雇用形態、それについてどのように捉えているかお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 お答えいたします。

現在、保育施設の中には正規雇用のフルタイムの方々もいらっしゃいますし、パートタイムの方々もいますし、あとは時間、時間で短時間の雇用形態の方も、様々な雇用形態の方々いらっしゃるということを確認しております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ですから、こういう形態で満足していないからこそ、この待機児童という数字が出るわけですよ。出さないための方策というのを考える上には、どのような方策が考えられますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 保育士確保の対策のための施策としては、これまでも県外保育士の誘致事業ですとか、正規雇用化促進事業、そして保育士応援金や処遇改善など、様々な施策を展開しております。

今年度に関しては、現在今準備しているのが9月補正まで準備している事業がありまして、子育て支援員の養成講座を現在のところ計画しております。去った3月の議会のほうで中城村家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正ということで上程させていただき、子育て支援員の活用についての基準緩和の条例改正をしておりますので、この子育て支援員の養成を村独自で実施することで、保育士不足の保育士の先生方の負担を軽減するというのを今後取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、もう一つ

お伺いします。

今、村が運営している吉の浦保育所等もありますけれども、民間の保育園と待遇面で明らかに違うというように感じるところはありますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 大きく待遇が変わるというふうには考えておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 この保育士さんが辞めていくといいますかね、あるいはまた別のところに移っていくという現象があるんじゃないかなと思いますけれども、それらについて意見を聞かれたことはありますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 一概には言えませんが、収入の面や休みを取りやすいか、取りにくいかな、あと福利厚生など複合的な理由が考えられますので、1つが理由というふうには聞いておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 やはりしっかりとこういう意見を聞いて、調査すべきだと私は思っています。何らかの原因があって定着しないだろうと。保育士不足が顕著にこういうふうに表示してくるんだろうというふうに率直に感じます。そういった意味においては、直接こういった保育士さんからお話を聞く機会というのをぜひ今後は設けてもらえないかどうかお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今後、保育士の皆さんの意見を聞いて、また今後の政策に反映させたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ぜひそういった問題点というのを洗い出さないと、どこに原因があるのかという事細かなことは分からないというふうに思いますので、ぜひそういったところに

も手を差し伸べてみていただきたいというふうに思います。

係長さんのお話もちょっと聞きましたけれども、やはり給与面ではそんなに待遇が悪いというものではないみたいですが、やはり休みが取りづらいとか、働き方に何らかの問題があるだろうというふうに言っていましたので、そういったところもしっかりと働きがいのある職場にしていくためにはどうすればいいかということで、雇用主とも調整しながら、あるいはまた保育士さんとも意見を聞きながら、よりよい職場環境づくりに取り組んでいくことこそ私は大事じゃないかなと思います。

前にも一般質問で取り上げましたけれども、やはり保育に、子供たちに目が行くのは優先しなければならぬことではあります。記録をつけたりする余裕がなかなか取れないとか、そういった中でミスが発生する。重荷を背負って職務に取り組んでいるという姿がいろいろなところに報道もされております。やはりもう少しゆとりを持って保育に取り組む環境をつくっていくことで考えていかなければならぬだろうなと思いますが、また今年度もこども家庭庁でもいろいろと調査をするようではありますけれども、この調査に対してどのような調査が行われるのか、それらは聞いておりますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 議員のおっしゃっていたこども家庭庁が調査を始めるというのは私も報道で知ったばかりで、正式な文書等はまだ来ておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 こういったのも報道でしか私も知らないんですけども、もうぜひ内部に詳しい人とか、アンテナを高くして早め早めに情報を入手するように努めてもらえないかなと思います。

それとか東京方式とか、いろいろと東京の場

合は大都会ですから、それなりに潤沢な予算の配分があるのかなとも思ったりはするんですけども、予算だけではなくて、やはり目の向け方というのは参考にできるんじゃないかなと思います。加配の在り方等もしっかりと研究して、我が中城村には何か取り入れられるものはないか、ぜひこの待機児童を解消するために取り組めるものはないかということを通年を通して鋭意取り組んでいただきたいと思います。

今後この待機児童問題ですね、予算措置をしていろいろと雇用促進の手当といいますかね、雇用を生み出すための予算というのはいろいろと措置されてはいると思うんですけども、それで満足されているのかどうなのか、それと、その予算がしっかりと人件費に全て回っているというふうに捉えているのか、それとも変な言い方ですけども、これ正しい言い方分かりませんが、雇用する側が中抜きしているんじゃないかなとか、そういうように捉えられる向きもあるみたいですけども、決してそうではなくて、しっかりと純粋にこの予算が保育士の人件費に回っているというふうに認識されているのかどうかお伺いします。

○議長 伊佐則勝 子ども課長 比嘉昌子。

○子ども課長 比嘉昌子 保育士正規雇用化促進事業でありますとか、処遇改善加算などであるとか、様々な国の施策がありますが、そちらは保育士の人件費のほうに充てられているというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 今後公務で勤めている保育士と民間で働く保育士、これらについても、公務員だから優遇されるとか、民間だから厳しい環境があるとかというのをかつては言われておりましたが、今後はこういった言葉は私は通用しないんじゃないかなと思います。やはり働く者にとっては同一労働同一賃金という、あるいはまたこの働き方についてもしっかりと

労働者の側に立った考え方に基づくというのは必要だというふうに思っていますので、そういったところにも格差がないような働き方を求めていくという考え方は、課長としてもぜひ雇用主とも意見交換をしながらやっていくという考え方はありますか。

○議長 伊佐則勝 子ども課長 比嘉昌子。

○子ども課長 比嘉昌子 施設の代表者の方々とは園長会を通して情報交換をしたりしていますので、その辺は問題ないかと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 問題がなければ数字はゼロに私はなるんじゃないかなと思います。ぜひゼロに向けて鋭意取り組んでもらえるように期待したいと思います。

次の質問に移ります。

観光政策についてであります。課長がおっしゃいました最高数値で約13万4,000人というのが平成28年、2016年に記録されているようですが、これをもってしてコロナ禍の影響という捉え方は私はちょっと筋違いじゃないかなと思いますが、ここでピークに達して平成29年度にまた落ち込んでいったという原因はどこにあるのかお答えできますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 その落ち込みに関しては、いろいろなイベントの開催等、伊藤園のイベントなり、また村のイベントなり、そういうのが重なった場合とかにそういう数字が出てきたとは思いますが、このイベントの開催の回数だと認識しております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ちょっとよく分からなかったんですけども、イベントを多く開催すれば入客は減るということなんですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 いや、逆にイベントを開催すれば増えるということでお答えしたつもりです。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 私が聞いているのは、平成29年度は落ち込んでますよね。約1万人ぐらい落ち込んでいるのかな。30年になったらもっと落ち込んでいくというような数字になっていますし、もうここが何らかの原因はあるんじゃないかなと思って聞いているんですよね。落ち込む原因というのは何があったのかをつぶさに分析されたのかを聞いてるんですよね。お答えいただけますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 そこまでの分析は行っておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 やはりそういったところにも問題があるのではないかなと思いますね。ただ来ればいや、数字が来た分だけ集計すればいいというだけで、村長が就任したときに、私も選挙戦でその話はずっとやり続けて、観光客15万人構想ということを訴えてきたんですけども、非常に期待も込めながら、私も後押しをした一人であります。非常にこの数字には届かなかったというのは残念。数字そのものに意味があるかどうかというのは置いておいて、やはり掲げた目標でもありますので、ある一定の意味合いは私はあったのではないかなとずっと思っているんですけども、しかもピーク時の数字からしても、1万6,000人余り不足するというような状態で、諦めムードで来たんじゃないかなと思います。

この15万人というのははるか彼方の数字だということに捉えているんでしょうか。もう高みで届かない数字を訴えてきたというふうに捉え

るんでしょうか、どうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 掲げた以上は、はるか数字じゃなくて、その目標に向かっていろいろ事業を仕掛けていかなければならないというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 たしか16年前は今帰仁の城跡は23万か24万ぐらいいっていたんじゃないかなと。今もう30万恐らく超しているんじゃないかなと思うんですけどね。向こうとは地理的な条件がちょっと違うところもあって、一概に数字だけで比べるということも難しいかもしれませんが、やはり観光はある意味では仕掛けていくということも大いにあるのではないかなというふうに、この議会でもいろいろと議論されていますけれども、この数字の捉え方について、観光協会のほうではちゃんとそれは意識されて捉えられていますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

観光協会のほうでは、それは意識されていると思います。今度の企業版ふるさと納税においても、観光協会がどういう仕掛けをしてくるか、まだ今始まったばかりなんですけど、それを中城城跡に誘導してくる仕掛けは観光協会のほうでは練っているとは思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 どうも担当課と観光協会の呼吸が合っていないような感じがしてならないんですけども、そんなことはないですかね。中城村にとって観光というのをどう捉えるかというのはいっぱい議論があったと思うんです。もともとは教育委員会が所管していたものですけども、やはり観光にも目を向けていこ

うということで、観光に関するセクションもつくって、観光協会もつくって力を入れてきたんですけども、特に中城城跡との観光は切っても切り離せない、もうほとんどのウェートは中城城跡が占めているというふうに私も認識していますけれども、お隣の北中城村とのやり取りの中で連携していくことについて、これまでのやり方と今後の在り方というのを検討している部分があるのか、ないのかお答えいただけますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 おのおのというか、中城村の観光協会は観光、北中城村の観光協会は観光協会というふうな形で動いている可能性はあるんですが、そこからそういった意思疎通ができていなければ、北中城の観光協会と共に中城の城跡に来客数をいかに呼べるかという事業を一緒に考えていきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 負担割合でありますとか、収益の割合も9対1という関係を今維持しているみたいですけども、そろそろその関係についても膝を交えて私は話合いをして、もとの5対5に戻してもいいんじゃないかなど。向こうも5割負担してもらって、5割はお互い利益を共有しましょう。その代わり全力を尽くして観光について考えていきましょう、開発していきましょうという考え方にもう一度立ち返るという考え方はないですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 貴重な御意見ありがとうございます。

今から北中城の観光協会の担当者と話し合っていきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ぜひ知恵も2倍にさせていただいて、お互いで広域で協力をしていくという関係、兄弟村という立ち位置で考えるならば、確かに本村が城跡のいろんな修繕費等を捻出してきたという過去の背景は分かります。しかしながら、未来に向かっていくときには、そういったところを少し立ち止まって、それは今後はお互いで負担をしていくような環境をつくれないものか、ぜひ観光政策で膝を交えて話し合っていくという課長レベルの話に持っていますけれども、ぜひ新しいまた村長が来られるときには、それを提言していくという考え方はありますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 先ほどの答弁と重複しますが、一緒になって考えてきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ぜひ私は提案していきたいと思えます。5対5に戻すべきだというふうに私は思っていますので、しっかりと北中城側にも5割は負担してくださいという考え方に基づいて、共に発展させていこうという気概で臨んでいただきたいというふうに思っております。

そして、(3)番の城跡線からの入場する構想を、これも全ては県に起因するというふうな考えででしょうか。休憩。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩(10時29分)

~~~~~

再開(10時30分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 城跡線については、村の事業としては完了

していると思いますが、今県営公園の入り口までは来てはいますが、県の整備がまだできていない状況でいますので、それができなければ私たちも動きようがないというふうな考えは持っています。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 じゃ、沖縄県はこの16年間何をしていたというふうに捉えていますか。ただ黙っていて仕事をしなかったという考え方なんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

現在、城跡線の公園用地境界までは村のほうで整備を行っており、そこから先が公園用地となっていて、一部まだ園路が続くような形の設計にはなっていて、ここも県が設計をして、用地取得の関係で少し難航していたというのは伺っております。その問題が解決したので、今年度この残りの正門までの園路を、園路というか道路ですね、進入路を発注して施工する予定だということを伺っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ぜひじゃこの計画を示していただきたいと思いますので、実際に城跡線側から観光客が現に入場できる時期はいつになるかお答えいただけますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今沖縄県から伺っているのは、今年度のこの進入路の部分であります。ただ、その正門の駐車場とか、そういう図面も頂いてはおりますので、今後また県にどのような計画でこれから先進めていくのか調整してまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ぜひ私が言っているゴールはどこなのかということを明確に答えてもらいたいということを期待しているんですよ。村民とか観光客はここのルートから入場ができ

るという期待があったはずなんですよね。中城村側から中城城跡には入れると。そこでチケットも購入できるという形を夢見てきて16年間来たんですよ。しかしながら、実現しなかった。しかし、今も私、今年度は工事後どうのこうの、用地取得がどうのこうのというののうち聞いてないですよ。それは当たり前ですよ。用地取得しない限りは工事が進むわけないし、工事あるいは駐車場の整備もしないと入場ができないというのは分かっていますよ。

しかしながら、私が一番聞きたいのは、そこからゴールとなる入場ができる期日はいつなのかということを知っているんですよ。これ県のほうではなぜこういう話まで詰めていかないんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今、議員のおっしゃいます入場ができるかどうかというのは、入場はできます。基本設計までできていますので。ただ、その後の工事が全てこの入場できて開通できるというのはまだ伺っていないので、これも県の担当者と調整しながら、いつ開通なのかというのは今後また調整してまいります。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 早急に明確に答弁できるように準備していただきたいというふうに思っています。今後またこの話については質問に取り上げていきたいと思っております。

村長、最後に、この城跡線の城下町構想というのを夢見て、いろいろと施策、公約を訴えてきたというふうに私も認識はしているんですけども、村長が構想したこの城下町構想、どういうイメージだったのか、いま一度もう一度お話いただけますか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 あくまでも今の中城側から正門が開いて、そして道路が完成して、そのときにはもう土地利用の見直しも行われているだ

ろうという、当時16年前の我々が、議員も御承知のとおり、議員時代からあそこが開くと中城は物すごく楽しいところになるねという夢を語ったことが議員も記憶にあると思いますが、全ての条件が整った上であれば、あの土地利用のうちの山側なのか、公園側なのか分かりませんが、そこに店舗が建ち並んで、県営公園、現在県営公園は非常に活況を呈しておりますけれども、ああいう活況があって、その近辺にも商店街というか、そういう商的なものもできてにぎわいがあるだろうなというようなイメージで我々はそこで政策もつくっていったと記憶はしております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 私も同感であります。沖縄ではなかなかそういう城下町とか門前町というのは見られないかもしれませんが、他県に行くと、昨年も私、福岡県、教育長も一緒に行きましたけれども、太宰府の参道にたくさんの観光客が押し寄せて、沖縄のお正月よりもにぎわっているような光景を目の当たりにしましたけれども、恐らくああいうイメージがこの城跡線でそのミニ版がつくれるんじゃないかというイメージで私も非常に頭に描いていたんですけれども、残念ながらそこまでは全く至らなかった。至らなかったどころか、開通さえも実現できなかったということは、未来にやはり課題を残したということになるかと思えます。

今村長がおっしゃったイメージを課長はお2人とも捉え切れてますかね。そこを商店街的なものに持っていくという構想、それは今後もイメージとして描けるようなもの、現実なのか、それとも絵に描いた餅的なものなのかどうかをちょっとお伺いしたいなと思えます。お1人ずつ答えていただけますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武

宏 お答えします。

イメージとしては、本当に中城城跡に上がっていく、こっちにだんご屋さんがあったり、お茶屋さん、お茶を飲むところがあったり、そういう城下町なイメージとして私は捉えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 都市建設課としては、現在、中城村・北中城村共同まちづくり計画を策定した中では、やはり中城城跡を核とした両村でのこの中城城跡、両村側から入れるようには今後なることになるので、やはりその共同まちづくりを基にした何らかの城跡線の周りのこの城下町構想、そういうのができないかというのを今後検討していきたいとは思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 イメージは自由に私も含めてできると思いますが、いかんせん、現実的な規制であるとか法的な問題とか、条件がいろいろと出てくると思いますね、現実社会では。そういったものは商店街的なもの、土産品が建ち並んで飲食ができるような町並み、先ほど私が言いました大宰府の町並みのようなミニ版が果たしてこの場所に法的な問題をクリアして可能なかどうかどうかを含めてお答えいただけますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

現在、市街化調整区域の中ではもちろん厳しいとは思いますが、今後非線引きに移行していく中では、いろいろ土地利用とか考えていけるとは思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 そうですよ。土地利用の問題というのをハードルとしてクリアしていかなければならないものだというふうに私

も認識してますし、やはり計画書の中にもこれを落とし込んでいって、ピンポイントでこの土地はこうしたいというふうに政策的に乗っけていかなければ、実現はあとまた20年とか経過しても現実はあまり変わらなかったというふうな結果になりやしないかなというふうに思っています。ぜひ観光についてどのような位置づけで今後持っていくのかということを鋭意真剣に捉えて、考えていただきたいと思ひますし、この辺はもう政治の政策に直結する部分が大いかなと思ひますので、事務方の課長にこれ以上聞くことはこれで終わりたいと思ひます。

残り少しありますけれども、終わりたいと思ひます。一般質問を終わります。

**○議長 伊佐則勝** 以上で新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

15分間休憩します。

休 憩（10時42分）

~~~~~

再 開（10時58分）

**○議長 伊佐則勝** 再開します。

続きまして、安里清市議員の一般質問を許します。

安里清市議員。

**○6番 安里清市議員** おはようございます。

6番、安里でございます。

これより議長の許可を得まして、一般質問をいたします。

大枠の1番で、給食費の無償化について。

①小学校と中学校の給食無償化に係る予算の試算額は。

②県は2025年度から中学生のいる世帯の給食費を支援するとし、給食費を無償化する市町村に対し費用の2分の1を補助するとしていますが、中城村においては実施可能でしょうか。

③この件について県の説明会が実施されましたが、村は出席されましたでしょうか。その概

要を伺います。

④学校給食は食育との観点から、小学校を含めた対象拡大が望まれます。今後の村の対応を伺います。

大枠2です。待機児童の解消について。

①新年度における待機児童数は。

②施設として収容する能力があるのに保育士不足で受入れできない状況の有無。

③令和5年度における保育士の処遇改善策の実施状況・結果は。

④昨年度（令和5年度）、学童クラブが抱える課題と解決を求める要望書として、学童施設の認定園化に向けた請願があり、議会では採択となりましたが、村当局は新年度において認定園としての認可を見送りました。認可に至らなかったのは何らかの不備によるものでしょうか。

⑤認可に至らなかったことは待機児童の発生と関連しているのではありませんか。

⑥認可の学童を希望しながら入所できず、認可外に入所せざるを得ず、結果的に待機児童にカウントされない状況について伺います。

以上、よろしくお祈いします。

**○議長 伊佐則勝** 村長 浜田京介。

**○村長 浜田京介** 安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会、大枠2番につきましてはこども課のほうでお答えをいたします。

以上でございます。

**○議長 伊佐則勝** 教育長 比嘉良治。

**○教育長 比嘉良治** 大枠1の学校給食の無償化については、先日、大城議員の質問にも答弁しましたが、給食費は保護者が負担しているのは材料費だけで、人件費や燃料費などは実質村が負担しています。現在のところですが、無償化にする予定はございません。

詳細については教育総務課長が答えます。

**○議長 伊佐則勝** 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠1の①から④についてお答えいたします。

①について、令和6年度の収入見込み額は、小中学生の給食費総額1億189万8,500円から、準要保護児童生徒就学援助費2,396万9,000円を差し引いた残り7,792万9,500円が学校給食費無償化に必要な予算となります。

②について、給食費の無償化を行うためには、財源の確保が非常に重要と考えていますので、事業実施については沖縄県の動向を踏まえつつ検討したいと考えています。

③について、説明会へは企画課長、財政係長が出席しています。説明会での内容については、中学生の給食費を無償とする市町村に対し、その費用の2分の1相当を補助するという説明がありました。ですが、現在は市町村が2分の1を負担しなくても県は補助する方針へ変更されております。

④について、②と重複しますが、財源確保が非常に重要と考えていますので、様々な方法を模索し検討したいと考えています。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 大枠2、①についてお答えいたします。

①4月1日時点で、1歳児16名、2歳児3名、合計19名の待機児童がおります。

②複数の施設であります。

③保育士の処遇改善等については毎年度実施しております。職員の賃金改善につながっていると認識しております。

④不備によるものではございません。

⑤令和6年度は令和5年度と比べ、約50名申込者が増えておりました。6月1日現在は定員に既に空きがある学童がございます。

⑥認可外に入所している児童は、待機児童の定義から外れるため、カウントしていない状況です。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 答弁ありがとうございます。大枠の1番のほうから少し再説明をお願いいたします。

この件については、初日に大城議員のほうからも提案がございましたので、大体は了承はしておりますが、今回、この2分の1の無償化について、県が行うと。これは当初は実施する市町村にということでしたが、その後、全市町村にという内容に変わってきているというふうに思います。

その中で、例えば今、中城村は無償化を実施する方向性にはないとおっしゃっていますが、その場合のこの県からの補助金は、しなくても補助金として入るという形になるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

昨日も述べましたが、当初は無償化する市町村に2分の1の補助をするということでありました。ですが、いろいろ市町村との意見交換を重ねる中、無償化にしなくても、県としては公立学校の中学生に対しては2分の1相当の補助をしていくということの方針を切り替えています。あとは調査等を行うということなので、今後その分についての細かい規定が決められていきます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 給食費の無償化ですので、やらない市町村に対しても、それを支援するという何か根拠が非常に乏しいのかと思うんですが、そこら辺いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

当初からいろいろ市町村からの反対の意見の中で、無償化するためには、残り2分の1について村の一般財源を活用しないとできません。ですので、この一般財源で負担するのは平等性

に欠ける点があると思いますので、各市町村から反対があり、県もそれに基づき、無償化にしなくても補助するという方針に変更しております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 そこが少し分かりにくいというか、無償化をしなくても県は補助金を出すという解釈でよろしいんですか。はい、分かりました。

というようなことであれば、先ほど財源の確保が非常に難しいというお話がございましたけれども、じゃ、例えば2分の1は県からの補助金で賄えると。あと2分の1ですね。その2分の1全体を村がということではなくて、例えば4分の1は村が負担します。あとの4分の1は御父母の負担をお願いしますという形で無償化へ向けた段階的な取組ということも考えられることなのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

基本的には給食費につきましては、学校給食法上も保護者の負担ということになっております。他の市町村においては無償化を行っているところもありますが、一般財源を活用しないといけません。その財源の検討もしないといけませんし、現在につきまして、中城村においては第3子の学校給食の無償化も実際行っております。ですので、現段階においては完全無償化についての検討はまだその段階には至ってないということになります。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 現段階では試算というか、無償化に向けて取り組めるような状況ではないという御返答だったと思いますが、先ほど小中学校の件で、必要な予算について7,792万円ということで、その2分の1ということでよろしいですか。もし先ほど私がお話をしたよ

うに、県が2分の1、村が残りの4分の1というようなことであれば。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

最初に答弁しました給食費の無償化に必要な予算につきましては、小中学校全体での予算となっています。現在県が示しているのは中学校の生徒に対する給食の2分の1を補助するというので、無償化ではないです。給食費の2分の1相当額を補助する方針に切り替えていますので、現在それを無償化に向けてその取組をしていく第1段階として、令和7年度におきましては2分の1相当額を補助するという方針です。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 そういうことであって、提案をいたしましたのは、その残りの2分の1について、4分の1は村だというふうなことで、段階的な取組を令和7年度において、あるいは近い時期においてやっていく方針を示すべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 現在この令和7年度の事業に向けての説明会も行われている中で、県のほうもまだきちんと固まっていない状況であります。残りの2分の1について財源化するの、また今後その先のことかと考えております。また、今、県の方針としては公立学校の中学校のみということで補助の対象というふうに示しています。

今後は小学生の部分であったり、また、県立、国立等も、私立等も対象の方針が示されていない中、公立だけに一般財源を投じるのは不公平感があると考えていますので、その辺もよく精査しながら検討していきたいと考えています。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 はい、分かりました。給食費の無償化については、本議会でも何回か

取り上げられてきたことではございますが、今回玉城デニー知事の御発言でそれが動き始めてきているような感じがございます。県の実施方針発表の後でいろいろマスコミの報道などによりますと、今後かなりの紆余曲折が予想されます。そういうような中で、実際実施するというようなふうなことになった場合において、保護者の皆様の負担の軽減、そのために無償化の対応について、他の市町村と比較して遅れないような対応の御準備をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、大枠の2のほうで質問をさせていただきます。

待機児童の解消についてお伺いをしております。先ほどの新垣議員の質問と重複しますが、待機児童が発生した理由について再度御答弁をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 先ほどの待機児童の発生の原因につきましては、複数の施設において保育士不足による受入れ定員縮小が一番の原因だと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 先ほどの説明の中で、4月の段階での1歳児15名、2歳児4名、合計19名の待機児童の数字がありますが、これは6月段階では解消されたということによかったでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 はい、解消されております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 これは希望する保育園に入れたい、そういう方に対しては無認可の保育園も含めてこども課としてあっせんをして、指導されているとお聞きしているんですが、それでも解消されない、そういうのですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 1歳児の16名にしましては、コロナ禍で育児休暇を延長する保護者もいらっしゃる、認可外保育施設のリストを御案内しますので、認可外保育施設に申込みをしている方もいらっしゃると思います。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 待機児童の解消にはなっていないんですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 先ほど申しましたとおり、待機児童の解消には至っておりません。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 保育士不足の状況について、先ほどもお話をしていますが、待機児童がそのまま残っているという状況、それから、保育士の方も1歳担当で3名、2歳児1名、合計4名がという御返答がありました。これも解消されていないということによかったでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 保育士の4人欠員ということで、待機児童が発生しているということは変わっておりません。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 そういう子を持つ御父兄は非常に悩みながら生活をされているのかなというふうに思います。

質問を続けますが、保育士の処遇改善について先ほど伺いましたけれども、その中で県外保育士の誘致事業補助金、これが令和5年度では76万円予算を組んであります。これについて何名の方が応募されて、現在活躍されているのかお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 県外保育士の誘致事業につきましては、令和5年度は申込者がいらっしゃらなかったため、なしになります。予算もそのまま不用額として残っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 同じような項目で、正規雇用化促進事業補助金180万円もございますが、それについても同様な数字でしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 お答えします。

令和6年度につきましては、正規雇用になった方が2人、そして非正規から正規になった方が1人、合計3名の実績がございます。

修正します。令和5年度につきましては、3名の方が利用されております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 そのほかに保育士就職応援金50万円について、これは保育士になれる方について、1件5万円か10万円の支給をされるという制度だとお聞きしていますが、何名の方がお受けになりましたか。1件いくらでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 保育士応援金につきましては、令和5年度の12月補正にて予算を計上しましたが、こちら村内の保育施設に保育士として復職した場合、お1人10万円の応援金ということで予算計上させていただきましたが、令和5年度は申込者がゼロでした。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 制度はあるのになかなか応募していただけないという状況がこれで分かってきたのかなというふうにも思います。

さらに保育士の処遇改善臨時特別事業については、令和5年度で廃止をされている状況もあります。この事業への応募の総数が少ない状況、原因として、やはり保育士の処遇と非常に関連しているのではないかと思います。

応募の総数が少ない状況に応じて、例えば令和5年度に100万分組んであったのを、令和7年度には人数が少ないから50万円にしようとかというふうな状況があるのではないかと思います。

ですが、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 令和6年度の予算につきましては、保育士就職応援金は50万円の5人分の予算計上をしております。現在のところはまだ令和6年度6月現在では応募者、申込者はいない状況であります。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 課長、頑張りましょうね。そういうような非常に厳しい状況で、採用に向けて、保育士の確保に向けて、村のホームページの活用なども行っていらっしゃると思うんですが、そういったホームページとか、あるいは広報紙等を活用して、保育士の処遇改善事業への概要などについての説明はされていらっしゃるでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 処遇改善の事業に関しては、施設のほうには周知しておりますが、村のホームページに周知しているということは実施しておりません。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 保育士の採用については、お聞きしますと、公募をしてもなかなか応募がないという状況から、関係する保育士OB、それから、そういったお知り合いを頼りに確保に向けて活動をしていらっしゃるというふうなことも聞いております。大変御苦労の多いことだと思います。

これは他の市町村の採用状況についての調査というよりは、お聞きしたこととか、それから、独自の中城としての保育士資格の有資格者等の名簿等について整備されているでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 他市町村の様々な施策の情報収集は行っているところで、効果があるのか、ないのかということも情報収集をしているところでございます。

有資格者リストにつきましては、その整備と  
かは実施しておりません。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 非常に保育士のみに限らず、いろんな職種において、今、沖縄県のみならず、全国的に採用が非常に困難な状況というふうなことが言われております。そういう厳しい状況、環境があるとして、処遇の問題も含め、園児との触れ合いや成長を見守る喜びなども積極的に伝えながら、処遇改善も含め、中城村の保育士になっていただくことについて頑張っていたきたいと思っております。よろしくお願ひします。

あと、待機学童について少し質問いたしますが、学童クラブについて、認可に至らなかった理由について伺いましたけれども、認可の基準と認可の判断の方法についてお伺ひいたします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 学童クラブの認可につきましては、これまで待機学童が発生してなかったということもあり、新たな認可学童を募集するという事は実施しておりません。今後、申込者が増加するなど、待機の学童が増えるなどの理由が必要がありましたら検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 質問を続けますが、この審査の結果については、その申請をした方にはそういうふうな御返答をされたわけでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 新たな学童を認可するかどうかというのは検討しましたが、今回は見送るということはお伝えしております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 今回この認可に至らなかったことについて、今後また新たな待機児童が発生していくというふうな事と非常に密接

に関連していくものと思っておりますけれども、そこら辺はどんなでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今後特に低学年の待機児童がもし発生した場合は検討していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 状況を見ながらというふうな御返答だと思いますが、発生はもう既にしていたわけですので、発生の状況を見ながらというふうな事ではなくて、この申請のあったところについて、また鋭意検討されていられるようお願いしたいと思います。

学童クラブの空き状況について、6月1日付の資料ですけれども、2つの認可外学童で3支援、学童の受入れ人数が60名あります。この数字は令和5年度のみが60名というふうな事ではなくて、この数年ずっと認可外に通われている、学童を利用している方が60名という数字がございます。ほぼ慢性化しているという状況ですね。このようなことから認可に向けた取組が必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 認可外の学童に入所しているお子さんも、放課後の過ごしている場所が確保されているというふうな事考えて、待機児童の定義からは外して、カウントしていない状況でございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 認可外を案内されて、そこで施設を利用するというふうな事で、確かに待機児童の数というふうな事からは減じられていくわけでありまして。村内の9つの学童の空き状況を調査した資料がありますが、その中でもまだあと2人ぐらひは児童に空きがありますよというふうな施設はあるんですが、それのこととの関係もあるんですが、認可の学童を

希望しながら入所できない。この対応について、何らかの対応をするべきではないかというのが質問の繰り返しになりますが、村民としては同等なサービスを受けたい。にもかかわらず、申込み順なのか、それとも何かどういった順番なのか分かりませんが、認可学童に通える方、そうじゃない方というふうに分けられてしまう。非常に不平等ではないかと思いますが、この平等性についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 放課後の居場所が確保されているという面では不平等ではないというふうに考えておりますが、利用料の件でしょうか。

○6番 安里清市議員 認可の学童に通える人と、認可外の学童を利用する方で利用者について不公平感があるのではないかという、そう思っているんですが、例えばなぜ認可外の施設を運営している方は認可を目指すのかというふうなことと併せて考えればいかがですか。

○こども課長 比嘉昌子 利用料に関しましては、完全に平等かどうかという、平等ではないかもしれませんが、放課後の居場所の確保については確保されているというふうに考えております。

認可外の学童クラブは2施設ございますが、保護者の方々は認可外学童に希望されて入っておりますので、完全に不平等とは言い切れないというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 認可外に行かれています御父母の方はそういうふうに考えていらっしゃるという御答弁です。当初から認可外を希望して行かれたわけではないと思うんですよ。認可園がいっぱいだったので、やむを得ずこども課さんあたりと調整をしながら、どこか入れませんかということでの選択でやむを得ずなっているところがあるのかということが1つと、

そして、そういうようなやり方というのは、村の住民サービスとして同等なサービスを提供するという観点からは改善すべきではないかということについてお答えをお願いしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 認可外学童クラブが2施設ございますが、保護者の方々は最初からほかのところを希望して待機になったから、ここではなくて、希望してそちらを申し込んでという面では、不平等などの差があるとはないと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 この無認可の現に入所されている御父兄について、今後アンケート等で実態調査を行っていただきたいと思います。要するにほかの園があるのに希望してそこに入ったのかという1点だけでもよろしいですので、そこら辺について御答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 実態につきましてはこちらとしても把握をしてませんので、精査をしていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 課長、こちらだけで精査というふうなことではなくて、利用している方について、少なくとも先ほどの無認可に行っている御父兄にアンケートお願いしたいということです。大丈夫ですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 それぞれの学童の申込者を把握しておりますので、それぞれの申込みしている方々がまた重複しているかどうかというのは、学童に対しての調査はできますので、そちらを検討していきたいと思っております。いわゆる施設それぞれにこっちにも申し込んでいるのか、こっちだけ申し込んでいるのかというのは調査ができます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 今行かれている無認可学童について、希望して来られているのかということについてはしっかり今後調査をやっていたきたいというふうに思います。

質問を進めますが、小学校建設の関係で、これは以前、大城常良議員が御質問をされたことつながりですが、令和7年度以降の運営方法について、3月定例会で大城議員への答弁の中で、こども課のほうで代替地を選定中で、必要に応じて事業者と情報共有していくとありますが、この情報共有、代替地の選定について、現在進行状況がありましたらお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 現在のところまだ検討中でございます。まだ決定はしておりません。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 小学校の工事が始まって、この建設事業の進捗により、ひだまり学童クラブの利用者の方々が行き場がないようなことにならないよう、早めの対応を求めます。ということで、去った3月にも大城議員がおっしゃっていますが、私のほうからもその要望をして質問を終わりたいと思います。

浜田村長には16年間大変ご苦労さまでございました。

質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時46分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、小橋川恵美議員の一般質問を許します。

小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 改めまして皆さん、

こんにちは。議席番号1番、小橋川恵美です。

通告書を読み上げる前に、浜田村長、16年間たくさんの喜びも御苦労もあったと思いますが、中城村政を先頭に立って運営していただきまして、誠にありがとうございました。

私も村民として16年間を振り返ってみますと、子育て中の我が家にとって一番こども医療費の無償化の段階的な拡充を毎回中城村は県よりも早く取り組んでいただき、大変助かりました。そのほか子供たちの教育に関する政策、ほかにたくさんの中城村が発展していくための政策を意欲的に実現していただき、ほかの市町村に住む子育て中の友人からは、いつも中城村は子育て世代に優しいねと褒めてもらっていたことを思い出します。これからの御活躍も楽しみにしております。

それでは、通告書を読み上げていきたいと思っております。

大枠1、学校給食について。

学校給食は、児童生徒の発達段階に応じて必要な栄養素をバランスよく取ることができ、地域の伝統的な食文化や食に関わる人々への感謝、食材の生産・流通・消費などを学ぶことができ、将来児童生徒が健康で健全な食生活を営むことができるよう様々な工夫がされ、学校教育活動の一環として普及・充実が図られていることは、子育て中の忙しい保護者には感謝しかありません。そこで、さらなる充実のために以下のことを伺います。

①学校給食に使用される中城産の食材の月当たりの使用量、購入金額について伺います。

②地産地消コーディネーターの仕事内容を伺います。

③近年の物価高騰での食材確保も難しい状況と思いますが、現状を伺います。

④給食で提供されている牛乳の残量を伺います。

大枠2、公共施設の予約システム導入について

て。

自治体DXの取組として、職員の業務改善を図るため、そして住民の利便性の向上を考え、公共施設（吉の浦体育館や吉の浦会館等）の空き状況の紹介や予約などができる予約システム導入ができないか提案するとともに、以下の現状を伺います。

①吉の浦会館、吉の浦体育館の月当たりの予約件数を伺います。

②予約の方法を伺います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、小橋川恵美議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、大枠2番ともに教育委員会のほうでお答えをいたしますが、大枠2番の予約システムについては、実は全くの偶然ですけれども、ある人を通じて知る機会がございまして、恐らく2週間か3週間ほど前だったと思いますが、生涯学習課長も一緒にこういうものがあるからということで、レクチャーを受けて、生涯学習課長としても、非常にこれは前向きにいきたいというようなことまでは聞いておりますので、後ほどしっかりその辺どうなのか聞いてみていただきたいなと思います。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 こんにちは。

大枠1の学校給食についてですが、日本の学校給食制度は世界的にも非常に素晴らしい制度だと考えています。栄養士が栄養のバランスを考え、カロリー計算をして、調理員が安全に調理して提供しています。また、学校は児童生徒が生涯にわたって健康な生活が送れるように、年間指導計画を作成して、食育の指導を実施しています。

今後も子供たちが健全に育っていくために、学校給食の充実を図っていきたくて考えていま

す。

大枠1の詳細については教育総務課長、大枠2については生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠1の①から④についてお答えいたします。

①について、令和5年度の平均使用量は一月当たり560キログラム、平均購入金額は月額13万円となっております。

②について、地産地消コーディネーターは、給食センターと農家との間をつなぐ調整役であり、農家に対して、給食に必要な農作物の発注を行います。また、随時産業振興課の営農指導員と調整を行い、村内の農家の情報を共有し、仕入れ価格の確認などを行っております。

③について、これまで交付金等を活用し、食材購入費の財源として補填を行ったり、直接農家から野菜を仕入れるなど、食材購入費を抑える調整等を行ってきております。

しかし、長期化する食材価格の高騰により、児童生徒への必要な栄養バランスに配慮した給食の提供が困難になったため、令和6年4月より給食費の増額改定を行っております。

④について、牛乳の残量につきましては、飲み残しについては食缶に入れるため把握できませんが、未開封の牛乳については、中城小学校で約30個、津覇小学校で35個、南小学校では大体70から100個ぐらいになっております。中城中学校は20個残されていることを確認しております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 小橋川恵美議員の大枠2についてお伝えいたします。

まず①吉の浦会館、村民体育館の予約件数についてですが、令和5年度の月当たりの平均は吉の浦会館が117件で、村民体育館が238件となっております。

続きまして、②の両館の予約方法についてに

なりますが、両方とも電話または直接事務所に  
来ていただき、空き状況の確認と予約を行って  
いただきます。それから使用日までに申請書を  
提出していただくこととなります。予約の受付  
開始に関しましては、吉の浦会館が村民の方で  
すと利用予定の2か月前、村外利用者は1か月  
前からとなります。体育館に関しましては、村  
内在住者が前の月の第3水曜日で、村外在住者  
は第4水曜日からの予約受付開始となっております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 それでは、再質問さ  
せていただきます。

この中城の地産地消で使っている主な野菜と  
いうのはどんなものがありますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたしま  
す。

年度によって変わりますが、令和5年度につ  
きましてはキュウリが一番多く、次にネギで、  
3番目にトウガンという順になっております。

答弁漏れがありましたので、すみません。ニ  
ンジンとジャガイモもあります。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 先ほど令和5年度の  
平均使用量が、平均購入額が月13万というこ  
とで、思ったより何か少ないのかなというところ  
もあったんですけども、以前に頂いた資料で、  
令和4年度の地元食材の使用量が22.15%で、  
令和4年度は月約15万8,000円ぐらいの購入で  
すが、令和5年度に関しては少し下回っており  
まして、17.62%で、先ほどの答弁にもありま  
したように13万ぐらいということではありますが、  
この下がっている要因というのは何かあります  
か。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えします。

食材につきましては、干ばつや雨が長く続い  
たときによって収穫量が変わってきますので、  
その際における使用する率が若干下がった部分  
があります。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 この地域の農家さん  
と給食センターをつないでいる地産地消コー  
ディネーターさんという役割の方ですけれど、  
こちらは全県的にというか、給食センターには  
必ず常駐されていらっしゃる役割の方でしょ  
うか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたしま  
す。

中城村では農家が育てる食材を活用していく  
面も含め、これまでその部分が弱かった部分  
があります。これを解消するために地産地消コー  
ディネーターを採用し、この使用率を高めてい  
る状況であります。他の市町村については細か  
くは把握しておりませんが、本村としてはその  
コーディネーターを活用しています。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうしましたら、村  
独自の取組で採用して、農家さんをつないでい  
らっしゃるということでもありますけれども、そ  
うですね、今後学校給食へ地産地消のこの野菜  
を安定的に取り入れていくための今後の課題と  
かというのはありますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 教育委員会とし  
ては、できるだけ地産地消を強化していく取組  
で取り組んでいるつもりであります。ただし、  
今農家さんの減少傾向があったり、さらに物価  
高騰により購入費もだいぶ上がってきておりま  
す。その中でこの給食費の中で補える食物を探  
していくのを今後、検討を強くしていかないと  
いけないなと思っています。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうですね、やはり今農家さんの減少というのは、産業振興課の方々も取り組んでいるように、農業をもうちょっと中城村では取り組んでいこうということの動きもいろいろされているかと思うんですけれども、今後もそのようにもっと強化して、中城の食材をぜひ学校給食に取り入れて使っていただきたいと思っています。

次に、牛乳ですけれども、牛乳アレルギーの子の対応というのはどうされているかお伺いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

牛乳につきましては、好き嫌いではなく、医者より飲めないという診断書を頂いた方については、減免の申請をしていただき、減免措置を行っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 この牛乳の先ほどの残量ですけれども、これは1日当たりの残量になるかと思うのですが、印象を受けたのが、やはり南小学校はお子さんの数も多いということではあるのですけれども、1日70個から100ぐらい残量が残ってしまうということですかね。この残量が残ったものというのは全て廃棄ということになりますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

基本的に給食における残量につきましては全て廃棄になります。牛乳につきましては一応業者に引き取っていただいている形になります。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 牛乳についてなんですけれども、やはりも近年ではいろいろな食材ですね、栄養価の高い食材などが出てきて、家庭では幼い頃から親が牛乳を飲ませないという

家庭や、そもそも牛乳が苦手という子もいて、最近東京都多摩市始めた選択制というものを導入して、アレルギーなどの観点からではなく、食品ロスの観点から選択制を導入している学校もあるようですけれども、中城村では今後食品ロスなどの観点から、そういう選択制などを考えて検討していくという考えはありますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

まず食育の授業等において日本人に不足しがちな栄養素の1つであるカルシウムが牛乳には豊富に含まれていることや、小魚や野菜に比べ吸収率が高いので、より効率よくカルシウムを摂取することができるため、牛乳を推奨して行っております。

牛乳の代替になる食品としてヤクルト等々のいろいろな製品もあることは承知しております。ただし、牛乳の単価に比べるとかなり高額となってしまうので、現在の給食費の中で使用していくには財源的に厳しい状況でありますので、まだその辺の取組は行っておりません。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうですね、なかなかやはり牛乳を給食から選べるようにするのは栄養価の面からも難しいということは承知はしているのですけれども、今後時代の流れにも合わせて対応が必要になってくるかもしれませんので、情報収集など続けていただければと思います。

あと、地産地消の取組ですけれども、教育総務課が地域の農業の振興にも子供たちの食育に取り組んでいく野菜が豊富でないといけないということは分かりました。

すみません、そこで産業振興課の課長にお伺いしたいのですけれども、今座談会なども開催して、農業に強く取り組んでいこうとしているかと思うのですけれども、今後給食に地域の野

菜を取り入れていくというところに強化していく考えはありますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 やはり農家はいろいろな野菜、いろいろな品目等は作っておりますが、契約の農家が給食センターに出していくということはありますので、一概に給食だけに出していくというのは私の中では言えないんですが、農家が市場を見て市場に出したいとかというのがあると思いますので、その辺は農家があつて、またコーディネーターとのつなぎの中での話になっていくとは思いますが。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。今後県の給食費の半額の補助の動きなどは大変よい政策だと思いますが、この物価が高騰している中、限られた予算の中で質の低下、栄養価の不足なども心配になります。学校給食で地産地消の食材を積極的に取り入れていくことは、今後村の農業振興の要にもなると考えます。産業振興課と共に連携して、農業従事者が増える取組が学校給食で地産地消のものを年間通して安定的に学校給食へ使用していくことへもつながると思いますので、今後とも担当課同士連携しながら、さらに地産地消の取組を強化して行ってほしいと思います。要望いたします。

では、次、大枠2の公共施設の予約システム導入について質問させていただきます。

おっしゃるとおりというか、今お手元に資料を配っているんですけども、いろいろちょっと地域、各市町村の予約システムを調べてみたのですが、これは北中城村の施設オンライン予約システムの一部になっています。これは大変分かりやすく、最初のログインとかしなくても、初めての方というところから日付を選んで、このエリア、施設を選んで利用料、利用場

所ということで、例えば吉の浦体育館を選んでバスケットに利用するとかとなると、右側の施設の空き状況ということで、一目でどこが空いているということが、マルバツで分かるようになっていきます。

やはりみんなインターネットの利用が得意な方々ばかりではないので、この単純な一々ログインですとかメールアドレスの先に会員にならないと見れないという感じではなくて、もう既に自分が必要としている日付が空いているのか、空いてないのかということをすぐ可視化できるようになっておりますので、ぜひこの北中城村のオンライン予約システムを参考にさせていただいて、早めにできたら予算化して実現していただきたいと思うのですが、今後の取組としてどうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、御提案ありがとうございます。近隣市町村もウェブによる予約システムをどんどん導入しております、私どもとしましても利用者の方々の利便性の向上と、あと、もちろん職員のある程度の負担軽減などもございますので、前向きに検討しているところではございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 もしもう予約システムが導入できるとしましたら、予算化などもあるかと思いますが、早くていつ頃を検討されていますか、もし分かれば。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 予算の関係もございまして、今情報収集などもしているところですが、もし導入するとしましたら、早ければ次年度あたりを考えてはおります。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうですね、ぜひもう前向きに検討していただきまして、やはり私

も予約を取ったことがあるんですけども、電話をして、いつが空いているかという確認をして、そこが空いてなければ、次の候補、次の候補ということで、結構電話をかけるだけでも時間がかかってしまいます。そこからまたちょっとキャンセルするにも電話をしないとイケなかったりとかということで、電話1本で予約はできるかもしれないですが、その時間を割くのに結構ハードルが高い部分もありますので、今後ネットで予約ができますと、24時間いつでも自宅から夜中にでも予約ができ、住民サービスの向上につながると思いますので、ぜひ早急に予約システムの導入をお願いいたします。

以上になりますが、私の一般質問を終わりたいと思います。

**○議長 伊佐則勝** 以上で小橋川恵美議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（13時57分）

## 令和6年第6回中城村議会定例会（第6日目）

|                                |                 |                     |                                    |           |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和6年6月21日（金）    |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和6年6月26日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                | 散 会             | 令和6年6月26日（午後2時52分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番                                | 大 城 常 良   |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番                               | 欠 員       |
|                                | 3 番             | 欠 員                 | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                | 7 番             | 新 垣 修               | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝             | 16 番                               | 伊 佐 則 勝   |
| 欠 席 議 員                        | 4 番             | 桃 原 清               | 12 番                               | 金 城 章     |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 6 番                                | 安 里 清 市   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 辰 さおり     |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こども課長                              | 比 嘉 昌 子   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 金 城 勉     |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 呉 屋 克 行   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 忍               | 上 下 水 道 課 長                        | 下 地 良 和   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 照 屋 郁 子             | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡               | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 島 袋 かおり             | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 森 本 雅 人   |
|                                |                 |                     |                                    |           |

議 事 日 程 第 4 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、新垣 修議員の一般質問を許します。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、皆様、改めておはようございます。

令和6年度浜田村政のこの議会の場においては最後の一般質問になりますので、また最後まで前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従って質問させていただきます。議席番号7番、新垣 修。

大枠1番、健康づくりの支援取組。

健康づくりは、個人の健康維持はもちろんのこと、医療費削減や社会全体の活力向上にもつながる重要な課題であります。近年では、高齢化社会の進展に伴い、健康寿命の延伸が重要な課題となり、健康を取り巻く環境はますます複雑化しています。

以前、健康保険課において健康づくり支援事業の一環としてヘルスアップ教室が開催されてきました。この教室は、専門家の指導を受けながら、健康に関する知識を学び、住民の健康意識向上や生活習慣改善に大きく貢献し、大変好評を博していたと思っておりますが、現在は行われていません。そこで以下の点について伺います。

- 1、ヘルスアップ教室の実施期間を伺います。
- 2、ヘルスアップ教室が終了した理由について、具体的に説明をお願いいたします。
- 3、今後ヘルスアップ教室を再開する、あるいはそれに代わる取組の可能性はあるか伺います。

④現在少人数ながら、週2回健康づくりの内

容で専門家を招いて指導を自費で賄い、教室を行っているグループがあることを知っているか伺います。

大枠2番、中学生の通学バス利用における平等性。

児童生徒の学び場への公共交通機関がない地域解消を行うために、スクールバスを導入し、改善されて多くの児童生徒が安価で利用できる成果については高く評価されます。さらには、護佐丸バスの運行に伴い、久場地区の生徒も中学校前まで直通便が利用できることには家庭からも喜ばしい制度だと思われま

す。一方で、伊集、和宇慶、南浜、北浜地区の中学生におけるバス利用に関しては、在来線しか利用できず、護佐丸バスを利用しようにも直通便はなく、一旦奥間で降りて徒歩で通うしかありません。そのため、生徒は護佐丸バス、スクールバス利用者よりも60円も高い在来線の通学バスを利用せざるを得ない環境にあります。

そこで、①行政として中学生の通学におけるバス利用料金の平等性を図れるような方策を考える手だてはないのか伺います。

②対象となる地域の保護者を招集し、在来バスの利用について、平等的利用負担ができる方策等を示せるように協議につく考えはないか伺います。

以上、前向きな回答をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣 修議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては健康保険課、大枠2番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

お尋ねの健康づくりについては、私も村長退任後は非常に興味深い健康維持について考えていきたいところでございますので、議員から何かいい御提案等がありましたら、しっかり参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。

大枠2の中学生の通学バス利用における平等性についてですけれども、生徒の通学方法はそれぞれ様々で、歩いて登校する生徒、それから保護者が送り迎えをする生徒も多くいます。教育委員会としては、全ての生徒の通学バス料金の平等性を考えることは大変難しいと思っております。

詳細については教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり おはようございます。

大枠1の①から④についてお答えいたします。

①について、平成18年度から平成29年度まで12年間実施をしておりました。

②について、事業を続けていく中で参加を呼びかけても参加者を集めることが難しくなり、リタイアする人、出席率の問題、再度保健指導の対象となるケース、参加者が固定されてくるという課題などもあり、国の方針が健康教育による疾病予防や健康増進を図る1次予防に加え、疾病を早期発見し、早期治療や保健指導などで重症化を防ぐ2次予防に重点を置いたことにより事業を終了しております。

③について、現段階では同じ内容での教室の再開は考えておりません。

④の健康づくり教室を行っているグループについては把握をしておりませんでした。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠2の①、②についてお答えいたします。

①について、通学手段については、各世帯においても様々であることから、全ての生徒に対し平等性の取れる方策は大変難しいと考えています。

②について、様々な方向から精査及び調査を

行う必要がありますので、現在実施する方向では考えておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、順を追って再質問させていただきます。

まず、健康保険課長のほうに質問させていただきます。まず、健康づくり支援事業やヘルスアップ教室等を行った場合に得られる成果の意義についてどのような見解をしているのか伺います。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 自らの生活習慣を振り返ることで、自分自身の課題に気づき、改善に向けて継続的に取り組むことは、生活習慣予防や慢性疾患の重症化を防ぐことになり、健康寿命の延伸や医療費の抑制にもつながると思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 意義についてもしっかりと私も同じ見解で考えております。やはり生活習慣病の予防とか重要化予防、それから健康寿命の延伸、特に医療費削減への貢献というのは十分効果が出るのかなど。それとあと、住民の健康意識向上に大きな様々な意義が取り上げられると同様に考えていますけれども、今、質問のほうで、3番のほうで健康づくりについて、今のところは同じような考えはないとの消極的の回答というふうに受け止めたんですけれども、以前、ヘルスアップを私も実行しました。そこでいろいろと学んで、私は8年前ぐらい前に実行したんですけれども、その知識が今も身につけていて、この何年間で自分のほうでも体調維持ができていく状況になって、素晴らしいことだと思っております。

今回何か提案できればいいなと思って、まず考えていたことを述べてみますね。以前やっていたものに関してましては、職員も参加しておりまして、やはり負担も大分かかっていたよう

に思います。今回、前のと違うような取組を考えているというふうに考えたときに、ネットを駆使した参加型の健康づくりを思案するか、あるいは主体的に健康づくりに取り取り組むためのきっかけをつくっていただいて、例えばネットでモニターを募集するか、そして一定期間、期間を定めて具体的な方法で指導や知識を提供しながら、個々において家庭で健康づくりや、それから運動、それから時間の使い方などをネット上でアドバイス、チェック管理を行っていくやり方というのを考案したらどうですかというふうに提案しようと思っていたんですけども、そうしたら、今日朝起きたら、ここにスタイルアッププログラムというのが今日配布されていまして、まさに提案して、皆さんでうまいぐあいにLINEとかを使ってやってみたらどうですかというふうに思っていた矢先に今日舞い込んできたものですから、すばらしい取組だというふうに思って、高く評価しました。

そこで、ちょっと質問を変えながら、せっかくこういうふうにモニターを募集して、20名、7月1日から募集するんですけども、これをできればモニターを今回3か月間使おうと思うんですけども、それをこのまままた持続的なアクションプログラムとして利用できるように、何か別のまた次のステップも考えられていますか。1回で終わる。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 今回スタイルアッププログラムにつきましては、事業者のほうの実証実験に参加するという形になります。それで、今年度実証実験をして、持続可能なものかということを見るために参加をしますが、3か月終わった後の事業としては、今のところ取組は考えておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 まず、方向性は僕はおも

のすごく良いと思っています。モニターから得られた実践数値などを次のステップとして、これは提案、質問ということで考えていたものですから、一般からの参加者を募集して、そこで示した数値を基に、次なるステップとして、要は今までママ応援ギフトとかいろんな支援ギフトがあったと思うんですけども、次のステップで、今度はもし3か月間モニターで、次は一般の人を募集したときに、その達成した減量あるいは数値に対して、単純に言えばスタイルアッププログラムということになっていきますので、スタイルアップ応援ギフトとか、そういうふうに応援ギフトやクオカードでもいいんですけども、達成した参加者に3キロ減らせば1,000円のギフト券を進呈しますとか、そういうふうに付加価値を出して、次の一般のたくさんの人につながるような考え方もいいのかなと思っていますので、ぜひともこの事業が一般モニターを通して、次のステップになるように、持続できるようにいろいろと取り組んでほしいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

健康づくり支援というのは、村民の健康意識、それから知識の向上、生活習慣の改善に大きく貢献すると考えております。住民への持続的参画は重要な取組だと私は考えており、きっかけをつくってあげることで参加率向上にもつながれば、医療費の抑制にも効果的期待が寄せられるというふうに考えております。地域住民の健康づくりを積極的に支援する観点から、職員間のほうでちょっとしたアイデアを出し合いながら、後押ししていただけるように熱望して、こういうふうな住民の健康づくりが実践できるようにさらなる取組を期待したいと思います。

4番目の質問の中で、今のこの少人数グループの件なんですけれども、これはちょっと少し知り得てほしいなと思ってお話しさせてもらいます。この講師の方は山城さんという方で、最初にヘルスアップが18年に行われてますよね。

その最初のときに講師を頼まれた方らしいんですよね。私が聞いた限りでは15年ほどやっていると。支援事業が終わってもう8年か7年になるんですけれども、そのときの一緒に受けていた村民の方から、ボランティアでできませんかという依頼があったということで、それで7年間から8年間ボランティアでずっと村民のその少人数、今12名いるらしいんですけれども、その人たちのためにわざわざ宜野湾から月曜日と木曜日、時間を割いてそこで講師をしているという先生がおりますので、これ何を言わんかという、多分それで15年も、もちろん7年か8年間は委託でやられていたんですけれども、その後から村民の要請に応じて8年間もボランティアでやるということは、やっぱり全国的な面から見ても素晴らしい活動をしていると思いますので、それをできれば一度見ていただいて、そのやっている村民に、受講している村民に何か希望ありますかと聞いてみたんですね。やはり2階フロアで自分たちで掃除しながら、限られたスペースで無償で使わせてもらっているんですけれども、これは体育館の職員の方の理解があるということで貸していただいているということで、空きスペースを利用してやっているんですけれども、それで、当初は何か希望があるんでしたら伝えますよというふうに言ったんですけれども、取りあえず今十二、三名、少人数でこの場所で頑張ります。

先生に聞いたら、先生いわく、できればシニアあるいはミッドシニア、やっぱり60から70の人たちの国保の住民のために健康教室に関しては、そのシニア、ミッドシニアは健康を維持することを目的として進めてもらいたい。若い人たちは健康増進ということで、今ベリーダンスとか何とかやっていますよね。やっているんですけれども、若い人たちは健康増進を図る施策を考えていただけたらいいんじゃないですか。だけど、仕事終わってから、夕方ね、の人たち

のために、健康維持を図れるような取組を考えていただければ、国保の医療費抑制にもつながっていきますよと。そして、1つだけ言っていたのは、無償でボランティアで何十年もやるのは少しきついですというふうにありましたので、一度向こうのほうに出向いて、労をねぎらいながら、希望などないか聞いてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

ヘルスアップに関しては以上で終わりといたします。

続きまして、護佐丸バス、中学生のバス利用における平等性について質問させていただきます。

まず、今、教育長からの回答でも、全てのという言葉で、全ての生徒に平等にとというのは大変難しいとか、課長も同じような答弁でしたけれども、今回提案取り上げたのは全てということではなくて、大変難しいという言葉でしたので、厳しいとなると、提案するのも厳しいと思っているんですけれども、難しいというのは、理解を深めて紐解けば何とかやっていけるのかなと思っていますので、そこで質問させていただきます。

この質問は教育委員会だけの質問ではなく、行政全体への質問提起として考えておりますので、お願いいたします。

そこで企画課長に質問をいたします。護佐丸バスを中学校まで通学に利用したいと思います。国道329号線路線沿いで利用できる地域とできない地域を伺います。

○議長 伊佐則勝 休憩。

休憩（10時20分）

~~~~~

再開（10時20分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

中城中学校でいきますと、久場から屋宜まで

の生徒は最寄りバス停から中学校前までの通学バスに乗れます。それ以外は直通はございません。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 我謝課長にお聞きいたします。スクールバスの件なんですけれども、スクールバスは南のほうからおりてきて、一旦何か津覇小学校のほうに行っているような感じが見受けられて、津覇小学校の何かバスの回転場で一旦降ろしてから、また中学校に向かっているというふうに捉えているんですけれども、津覇小学校のバス停から津覇の学生がスクールバスに乗れるルートはあるのかな。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

以前、幼稚園があるときについては、津覇小学校及び中城小学校のほうまで幼稚園の送迎をスクールバスで送迎しておりました。恐らくそのときだと認識しております。

○7番 新垣 修議員 今現在津覇地域以南の生徒がスクールバスを利用できるものなのか。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現在、スクールバスについては、南上原から下りてきたものについては、すぐ奥間交差点から当間のほうに向かいます。要するに中学校に向かいますので、津覇小学校の地区の生徒が利用するということは実施していません。

○7番 新垣 修議員 利用できない。

○教育総務課長 我謝慎太郎 利用できません。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 まず今回大卒の2の見出しでバス利用の平等性というふうに書いてありますけれども、同じ中学生が教育を受ける学び舎に通学する費用に、南北あるいは西方面の地域環境によって通学費用の格差が生じていることに対して、行政全体で考えて解消を図れる

仕組みを検討していきませんかという一応提案、質問の趣旨になっておりますので、この平等性という事柄の質問をさせていただきます。

まず、説明資料を皆さんのお手元のほうに配付してはいますが、見ていただきたいと思えます。

先ほど課長からもお話がありましたように、護佐丸バスは久場から屋宜地区の生徒は利用できます。この表の中で在来線の公共バス、東陽バスしかできない地域、これ南側地域というふうに理解してください。生徒が負担する年間通学費を算出したものになります。伊集、和宇慶、南浜、北浜で、津覇のほうからは、ちょっとバスを利用している生徒を自分のほうでカウントできなかったものですから、今回人数には上げてませんが、実際伊集、和宇慶、南浜、北浜の生徒、全部で28名おります。その中で全ての人がさっき教育長言うように、通学には様々な形態がありますので、全てが利用しているということではありません。その点も御理解をお願いいたします。

そして、右側の表はスクールバスを利用している地区と、それから護佐丸バスを利用している北側地区の生徒が負担する年間通学費を算出したものになります。これは教育総務課主幹より年間通学日数を算出して、中学校1年生、中学校2年生、中学校3年生、204日から200日の間で東陽バスに乗る生徒たち、初乗り運賃が160円で2往復しますので、年間乗車金額が大体6万5,000円から6万7,000円の平均を出しております。護佐丸バスを利用する、スクールバスを利用する生徒たち、中学校2年生を対象にお話ししますと4万1,000円ということで、その差額が2万4,600円、これは南側地域の子供たちの家庭は2万4,600円年間負担していることになっております。

御存じのとおり、今回7月1日よりバス賃が上がるということで、これは東陽バスではない

んですけども、東陽バスのほうに確認しましたら、恐らく近いうち上がるでしょうとということ、確認の中で算出した金額ですね。仮に190円で初乗りしてしまいますと、年間約7万8,000円の通学費用が出まして、その平均値で計算しますと、約3万7,000円の通学格差が発生するというふうに算出しました。

そこで何を言わんかといいますと、さっき教育長あるいは課長が言うように、全ての生徒にということは確かに難しいと思っています。やはり現金で乗る人もいれば、車で来る生徒もいます。ただし、金城課長が昨日護佐丸バスの件で真に利用するという言葉を使っていましたね。どうしても親御さんが、中学校方面に行くことができなくて、本当に授業の間200何日あるいは180日バスを利用している子供というのはいると思うんですね。その子供たちが現金で今乗っていると聞いてますけれども、それを定期で仮に購入した場合、その分差額を負担をできませんかという、それが今平等性のことをちょっと大枠で入れたんですけども、仮に28人がマックスですよ。マックス今28名がそのままずっと年間利用したとしましょう。それを定期で購入した場合、もちろん定期はちゃんと現物もありますので、それで購入した証明もできます。その分を負担したとしても67万の負担になると思うんですね。それは教育委員会が出すとかそういうことじゃなくて、行政全体で考えていきませんかというお話なんですけれども、そのあたり企画課長、どういうふうに捉えますか、お願いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 少し長くなりますけれども、議員から御質問いただいている平等性に欠けるについて、2点、料金差額についてと、あとは運行便ルートについて少し分けて御説明をさせていただきたいと思います。

まず、公共交通の観点で行政の役割というの

は、村内の実情に即した輸送サービスの確保としまして、第一義的には民間路線バスの活用と支援で、交通業界の活性化等の支援をしていった上で、民間路線バスが通っていない空白地帯への公共交通の運行など、バスを通すことを考えることが公共交通の行政の役割でございます。なので、民間路線バスのルートがあるところへ公共ルートをつくるというのは、基本的には好ましくない。許可も得られないことでございます。

修議員が護佐丸バスの中学校までの御質問で久場地区の学生も中学校前まで直通便が利用できることには家庭からも喜ばしい成果というお話でしたけれども、まずこの久場の件に関しては、もともと朝便というのは下地区の子供たちが普天間高校、中部商に行けないという課題解消のために、下から上に行けるルートが民間ではない。だから公共でバスを通しましょうというところで、各関係機関、許認可をいただく国交省も含め、民間路線バス会社も含めた協議会で、朝便の高校生の通学を目的に考えました。

しかし、運行する上で最大限の活用策というのも我々考えないといけないというところで、広く救う計画としてルート上にある小学校、中学校までは乗車させたいというお願いをした上で今のルートになっておりまして、結果的に言いますと、久場地区の小・中の乗車は副産物で拾われているという御認識をしていただきたい。基本通せるものではないです。だから、津覇地区から護佐丸バスを中城中までというのは、許可を得られません。民間路線バスがオーケーするわけございませんし、国からも指摘を受けます。基本的な考えは、民間路線バスを活用して、持続可能な公共交通を考える場合は、まずは民間を盛り上げて運行してもらおう。それでもできないところは公共交通がやるというところでの運行ルートの考えを御理解いただきたいと

思います。

料金差額についてなんですけれども、まず公共交通の観点から、居住地や交通機関などの条件により運賃差が出ることは自然なことだと思います。御質問の差額が出ることで平等性がなると捉えるのはなじまないと考えております。差額をもって公共交通の平等が図られてないとの認識もございませんし、手だてを考えるものではないと考えます。企画課、実施計画を精査して、予算を査定している。村としての方策というところなんですけれども、高校生の通学を例に取れば一目だと存じますけれども、通学にかかる利用料に差額は当然あるもので、容認されていると思います。修議員が義務教育の中学生に限っておっしゃっておりますので、中学生の通学バスの現状について、これは本村に限ったものでもなく、県内ほとんどの市町村においても発生しております。

調べてみたところ、近隣の西原町で、西原東中で30円の差がございます。西原中では180円の差額が発生しております。本村同様に公営バスを運営している北中城村においては、特定の字だけに無料バスを運行しておりますして、320円の差がございます。そういった現状の中、行政として、通学バスの差額補助事業または差額改善対策を実施している市町村の情報は聞いたことはございません。

行政の関わり方として、基本、公共交通の在り方に準拠したごく当たり前の考えで、差額を捉えて特別に行政に関わる施策との認識は持っておりません。特定の地域の特定の年齢の既存バスを使用している特定の方々だけに対する方策は厳しいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 ちょっと話が長くて、少し頭でまとめ切れなかったんですけども、今高校生とかそういったルートの話も頭にはあるんですけども、今話しているのは、中学生

の通学における通学格差を少しでも解消できませんかというお話を前提に話をしているわけでありまして、先ほど言ったように、同じように久場地区から普天間高校とか上げるためにルートを通ったと思うんですけども、じゃ、今度南側の地区から考えて言いますと、今言うように、同じ民間の路線を走ると許可が出ませんというふうに課長は言っていますけれども、それであれば、逆に和宇慶から一旦中を下ろして、国道を走らないで、奥間から下ろして、役場前通して中の吉の浦線と言うんですか、そこを通して、中学校で降ろしてから、中学校で迂回してから奥間に上げるという、そうするとまた護佐丸バスのルートの話になるものですから、そうしたら私が今回取り上げている趣旨とまた離れてくるものですから、その話をしてしまいますと時間がまたちょっとなくなるものですから、私が今回とにかく皆様方に、行政あるいは教育部局で、双方でその話し合う場を設けませんかというのは、実際この南北で久場からは同じように東陽バスもあります。護佐丸バスもあります。じゃ、南からは護佐丸バスだけが奥間まではあるんですけども、そこから先がありません。そこを本来であれば改善できませんかという話をしたいんですけども、その後ルートのなものが出てくるものですから、その話は今回取り上げませんけれども、それでどうしても今一方通行的な奥間から徒歩しかありません。今東陽バスしか使えません。今後値上がりも予想されるに当たって、やはり南地域の生徒たちには、今通学格差が出てますので、そこを教育部局、行政部局、隔てるんじゃないで、双方で一旦協議をして、前向きに支援する。生徒たちの通学環境をよくするということを話合いをしませんかということなんですけれども、その辺はどういうふうに捉えますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

修議員の観点の平等性を欠いているというのはある意味理解はできます。議員の今の御質問にもあった意見で、護佐丸バスが利用できないから在来線を利用するというのは、これはあくまでも個人的意見でございまして、行政、公共交通としては、先ほど申し上げたように、在来線があるところというのは、在来線を活用していただくと。これは変えられるものでもございませぬし、そうしていくことが持続可能な公共交通と申し上げましたけれども、そのあたりは御理解いただきたいと思ひます。

確かに差額があるというのは、公共交通も通していながらあるという御意見には個人的には理解はできますけれども、先ほど申し上げた行政が児童生徒の公共交通の考えからは居住地とか運行している交通機関での差は出るもので、行政として特別対策をしてないのはある意味憲法で保障されている居住の自由というのがございませぬ。選択してその地域に住まわれておりますので、自由選択によって、生活はもとより、いろんな面で影響は出てきますし、有益、無益などいろんな面で関わってくることでございませぬので、行政が対応しないというのはその範疇で考えなければならぬことだと認識しております。

検討しても今言ったような村の方針として、料金的にもルートの的にもできない現状でありますので、修議員の提案されていることについては前向きな検討というのは難しいかと思ひます。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 行政と教育部局のほうで、今、課長のほうでは行政としては難しいというかね、取り上げることができないという回答として受け止めますけれども、同じ学びを受ける中学生の子供たちが地域格差によって、先ほど平等性と言ってますけれども、確かに私も平等性と書いていますけれども、平等性に欠けるということが主体じゃなくて、子供たちが同

じ1つの学び舎に登校するのに、こういう格差が出ている問題として、それを全て援助というか、考えてくれませぬかということでもなくて、言ったように、真にバスだけしか利用できない子供たちがいたときに、年間3万円も4万円もやっぱり通学格差が出ていますので、そこに対してその分の何らかの手当をできるような方策を教育部局も併せてその考える場を設けませぬかというまず質問なんですけれども、今その入り口にも行けない状況の回答というふうに僕は受け止めますけれども、前向きに一旦教育部局側とも話合いをして、どうにか対処できるような話合いを持てるよう、あるいは方策が取れるような場をつくれることは不可能なんでしょうか。双方にお聞きいたします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 今年から中城村の地域公共交通計画の策定へ向け、今、浜の実証実験もしております。住民アンケートも実施して、現状を分析して、改めて中城の地域公共交通計画を来年にかけて策定してまいりますので、修議員からの御提案あったことも諮って、その前には教育委員会と相談をしております。入り口から入れないではなくて、公共交通、村行政の論法的にはこうですと申し上げただけでやらないということでは決してございませぬので、今計画を策定している時期でもございませぬので、教育委員会と改めて相談もしながら、修議員からの提案も改めて聞きながら、交通協議会への検討事項として申し上げることはやぶさかではないと考えております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

教育委員会としても話合いの場については、今後検討していきたいと考えています。この区間だけでなく、他の地域のいろんな相談なり要望等があります。ですので、地域限ったものに

ついて、今現実にすぐできるというのはちょっと申し上げにくいところがあります。ですので、全体的に考えながら、皆さんが納得できるような方策を考えていきたいとは考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 これも前向きな回答でありがとうございます。

最後に、浜田村長に最後の質問をさせていただきます。

今、資料等あるいはやり取り等の中で、中学生における通学費用等について説明をさせてもらいましたけれども、客観的に今のお話を聞いて、通学費用格差が生じていると見ますか、それとも生じている等に見ますか、あるいはこの提案、質問は今後への課題となり得るのか所見を伺います。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 最後の質問にしてはかなり厳しい質問だと。正直な気持ちだけを吐露させていただきますが、両方、行政側、私はもちろん行政側ですけれども、行政側で議員の質問、どちらも正解のような気がいたしますし、自分に置き換えたときに、実は普天間中学校出身ですが、私も野嵩三区というところから普天間小学校までかなりの距離で、そこは徒歩で行ったり、送ってもらったり、自転車で行ったりとか、いろいろありましたけれども、地域の乗り合いで行ったのもたくさんあったんですね。お母さん方、お父さんの乗り合いで。それも時代錯誤的なことかもしれませんが、そういうことも1つのまた協議会の場で何か乗り合い的で地域でやっていける方法はないかなとか、今ふと皆さんの議論を聞きながら思い出したところでございます。

実際、議員の御質問の答えにはなっていないかもしれませんが、非常に議論の価値は大いにある案件だと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 ありがとうございます。大いに議論の価値は私もあると思って、次の新しい村長へまた同じようにその疑問をぶつけてみたいと思います。

今、村長言われるように、やはり地域、地域で子供たちを見守って、地域、地域で今言うように送迎ができる。ライドシェア的なものが確立できればこれにこしたことはないんですけども、実際これを中城村が先駆けて、次の新しい村長が考えて、実践できるような方策とか立てることができれば、中学生たちが同じ学び舎に同じ条件で教育の場に行けるという、これが本来の望ましい形であるというふうに理解しておりますので、その辺もまた教育長に最後の質問になりますけれども、先ほど全ての生徒には難しいということでしたけれども、先ほど課長からは前向きな答弁をさせていただきました。様々な方向から精査して、あるいは調査を行うという形で、その課題の克服に向けて、前向きに検討していただきたいと思っておりますけれども、その点はどうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 私としては、実は徒歩登校歩いて登校することを奨励したいと思っております。保護者からすればできるだけ負担軽減につながるようなことはとてもありがたいことだと思いますので、関係課と相談しながら、できるのであればやっていきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 久場から2.7キロ、伊集から4キロ、和宇慶から3.5キロ、久場は近いから徒歩でも行けると思っています。

令和6年度も浜田村政にとりましては4期16年本当にお疲れさまでした。この浜田村長から英断の決断で次の新しい村長が今回誕生しましたけれども、その英断には大きく感銘を受けましたし、そして、浜田村長が僕は幸せ者だなというふうに思っています。なぜかといいました

ら、やっぱり浜田村長、政治に関わった16年の  
中で、やはり後継者を見つけたというのはすば  
らしいことだと思いますね。私も議員1期と2  
年目なんですけれども、自分が2期務めるのか  
3期務めるのか分かりませんが、やはり  
後継者をつくって初めて自分たちも次の後輩た  
ちに議会議員として譲れる。やはり後継者を見  
つけることというのはすばらしいことだと思っ  
ております。本当に幸せですね。

16年間本当に激動の中城村をいろいろと全職  
員を引っ張りながら、あるいは議会といろいろ  
と議論しながら行政を守っていただき、さらに  
発展に導いてきたことに感謝申し上げます、  
一般質問を終わらせていただきます。本当にお  
疲れさまでした。

**○議長 伊佐則勝** 以上で新垣 修議員の一般  
質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時48分）

~~~~~

再 開（11時00分）

**○議長 伊佐則勝** 再開します。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許し  
ます。

新垣貞則議員。

**○5番 新垣貞則議員** 議長の許可を得ました  
ので、通告書に基づいて、5番、新垣貞則の一  
般質問を行います。

大枠1番です。中城小校区内の施設整備。

①戦後上陸碑は、東海産業敷地内から東海産  
業そばの海岸に移動したが、その目的と、戦後  
上陸碑周辺の海岸は雑草が多く茂り、景観は悪  
化しているが、今後の維持管理と生徒たちへの  
平和学習の取組について伺います。

②日の出園の周辺の吉の浦線の道路は、5月  
の大雨のときには道路に水がたまり、生活道路  
に支障を来しましたが、対策は。

③泊地区の公民館の潮垣線周辺の道路は、雨

降り後は水がたまり、車が通りにくい状況です。  
課題解決の取組は。

大枠2番です。

スポーツキャンプを誘致して競技力を強化し  
て人材育成。

①サッカーキャンプ目的及び中城村へのメリ  
ット・デメリットについて伺います。

②サッカーキャンプを平成24年度から令和5  
年度誘致して、中城城跡の入場者数・観光誘致  
事業の合計額の説明をお願いします。

③サッカーキャンプを誘致しての平成24年度  
から令和5年度までの歳入の施設使用料の合計  
額と歳出予算の報酬・賃金・芝管理委託料・水  
道料・備品などの合計額の説明をお願いします。

④陸上競技場の芝管理を業者に委託している  
が、年間の委託料は。平成24年度から令和6年  
度までの予算の合計額及び今後の芝管理の取組  
について伺います。

⑤サッカーキャンプを誘致後、中城中学校の  
サッカー部の令和1年度から令和6年度までの  
年間の生徒数の説明、それから中体連の成績の  
説明をお願いします。

⑥スポーツキャンプを誘致して、競技力を強  
化して、地域活性化を図る取組について伺いま  
す。

以上、簡潔に答弁をお願いします。

**○議長 伊佐則勝** 村長 浜田京介。

**○村長 浜田京介** 新垣貞則議員の御質問にお  
答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会と都市建  
設課、大枠2番につきましては産業振興課と教  
育委員会でお答えをいたします。

以上でございます。

**○議長 伊佐則勝** 教育長 比嘉良治。

**○教育長 比嘉良治** 大枠1の①戦後上陸碑の  
維持管理についてですけれども、教育委員会と  
しては、児童生徒の平和学習に差し支えない  
範囲で草刈りなど維持管理をしていきたいと考

えております。

詳細についてと大枠2の③、④については生涯学習課長が、⑤については教育総務課主幹が答えます。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 新垣貞則議員の大枠1の①、あと大枠2の③、④についてお答えいたします。

まず、大枠1の①戦後引揚者上陸碑を移設した目的についてですが、以前は東海産業敷地内にあった頃ですが、大型車両が行き来するため、見学者の安全性に問題があったということと、休日は門が閉められており、見学はできないなど、不便であったため、東海産業に隣接する海岸に移設しました。

上陸碑の雑草についてなんですけど、回数は限られるんですけど、業務に支障のない範囲で年に数回草刈り等を行っております。生徒たちの平和学習についても、教育総務課、あと中学校と連携して活用を図っていきたくて思っております。

続きまして、大枠2の③平成24年度から令和5年度までのサッカーキャンプに関する施設使用料の合計についてですが、331万7,700円となっております。サッカーキャンプに関連する歳出については特にございません。

④平成24年度から令和6年度の芝管理委託に関する予算の合計額ですが、あくまでも予算ですが、1億1,080万9,000円となっております。芝管理の今後の取組につきましては、今後も適切な芝管理を行っていきたくて思っております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 新垣貞則議員の大枠1番の②、③についてお答えいたします。

大枠1番の②現在、日の出園から海側に向けて農道73号が通っており、農道整備において側溝を設置する計画を行っております。この整備

により大雨時に直線的に雨水が流れるため、道路冠水の軽減が期待されます。

大枠1番の③泊公民館付近の村道潮垣線は、道路面の沈下により雨水がたまる箇所がございます。現在のところ道路改修の計画はありませんが、雨水がたまる箇所については、維持管理の範囲で路面を補修するなどの対応を行ってまいります。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 新垣貞則議員の大枠2の①についてお答えいたします。

サッカーキャンプを通じて地域活性化や観光地としての魅力発信を図ることを目的として事業を展開しております。

村へのメリットとして、中城村の地理的特徴や恵まれた自然、温暖な気候、特色ある地域・文化・産業とスポーツを関連づけ、J1チームであるスポーツクラブ等を誘致することにより、地域経済の活性化につながる取組が実施できることです。

デメリットとしては特にありませんが、課題として、新型コロナの影響による実績が落ち込んだプロ及び大学などのキャンプ回復などが挙げられます。

続きまして、②についてです。平成24年から令和5年度までの中城城跡の入場者数は121万1,090人です。観光客誘致事業の合計額ですが、1,911万1,000円になります。

続きまして、⑥についてですが、アスリートを指導者としたスポーツイベント及びスポーツ教室の開催や地元飲食店とのコラボしたスタンプラリーの開催を行っております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大枠2の⑤についてお答えします。

令和元年度から令和6年度までの中城中学校のサッカー部の生徒数は、令和元年度が13名、令和2年度が16名、令和3年度が16名、令和4年度14名、令和5年度18名、令和6年度15名となっています。

中頭中体連の結果につきましては、令和元年の結果は聞き取りを行いました、確認できませんでした。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止になりました。令和3年から令和5年につきましては、中城中学校の生徒は全力を尽くして試合に臨みましたが、県大会出場には至りませんでした。今年度、令和6年度につきましてはベスト8という結果を残しております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それでは、大卒1の戦後上陸碑の維持管理について質問します。

戦後上陸周辺は、教育委員会管轄です。海岸。昨日見に行ったらきれいにされていました。平和学習をやる場合に護岸とか草が生えていたら、教育に支障を来すなど思っている。昨日行ったらきれいにされているが、残念なことに、それ以外のところがまだ草が生えています。それはどんな形で整備するのか。

それと、なぜこの問題が解決しないのかなど不思議でなりません。毎年私はこの草刈りを要請しています。それで1つ、県に要請の文書を出しましたか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、去った日曜日が慰霊の日ということで、それに関連して見に行く方がいらっしゃるかなということで、先週金曜日草を刈ったところではあります。範囲に関しましては、私たちはこの上陸記念碑を活用できる範囲で草刈りをやっておりますので、全面的にあの一带ということはやちょっと厳しいです。前もお話ししたように、

大体その上陸碑から左右前後10メートルぐらいの範囲で草を刈らせていただくということでお話ししております。

あと、管理者が県になりますので、その依頼文を出したかということですが、まだ依頼文は出しておりません。ただ、中部土木になると思うんですが、そちらの管理する部署に関しては口頭のほうでお話ししていこうかなとは思っています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 毎年こんな形で一般質問で護岸はきれいにしてくださいと。維持管理はどこでやりますか。毎年言ってますよね。それは地域住民の声を行政に言っております。問題が解決するために、要請文書を出してくださいね。もう四、五年ぐらい言って、県の管轄だということで、だって当たり前のことをやらない。行政の皆さんが県に維持管理の要請文書を必ず出してくださいね。私たちは目的は村民の健康づくりと中城の健康振興を図るために、護岸整備をしています。県がやらないから僕らがやっている状況です。誤解がないように。要請文書を必ず出すようお願いいたします。

県も村もやらないから久場のボランティアの皆様が、戦後上陸碑から屋宜まで約5キロを整備しています。村民の健康づくりと中城の観光振興を図るため。毎月第1日曜日、仕事が休みの日に午前8時から10時ぐらいまで、久場のボランティアが戦後上陸碑を清掃します。それで一緒に皆さんも行政でできないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

私たち生涯学習課は土日のイベントが多いので、全部は参加できないんですが、ちょっと参加できる範囲は考えていきたいとは思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

**○5番 新垣貞則議員** 僕の考えていることは、前の企業の皆さんに声をかけたら参加すると思うんです。行政だけじゃなくて、行政、住民、企業、周りを巻き込んだらすぐきれいになると思います。ここを整備するのに1週間かかりますがみんなでやればすぐできると思っています。久場のボランティアや企業の皆様に協力依頼して、行政と、一緒にやりましょう。ぜひみんなできれいにして、子供たちのために、平和学習はきれいなところに子供たちは育つ。周りが汚れていたら素晴らしい教育もできないかなと思っていますので、ぜひみんなできれいにして、子供たちのためにやっていきたいなと思っています。よろしくお願いします。

それで、今世界ではソ連とウクライナ戦争や、イスラエルやガザ地区の戦争、沖縄でも中国と台湾の軍事衝突に備え、宮古島、石垣島それから先島諸島へ自衛隊員が増員されています。平和の大切さを教える平和学習が重要だと思っている。戦後上陸碑は平和の象徴の1つです。中城村終戦50周年、世界平和を祈念して、平成8年に建設された。中城村の近代史を語る上で重要な移民の文化施設だと思っています。

それで、ちょっとお聞きしたいことは、この平和学習はいつ頃予定していますか。

**○議長 伊佐則勝** 教育総務課主幹 森本雅人。

**○教育総務課主幹 森本雅人** 平和学習につきましては、6月を中心に、小学校、中学校は取り組んでおります。もう実施した学校もあります。

**○議長 伊佐則勝** 新垣貞則議員。

**○5番 新垣貞則議員** この実施のタイミングも慰霊の日とか、その前にやるとか、そういうことをやってもらいたいなと思っています。平和の慰霊の日とか、その前に子供たちに平和の大切さを教えたほうがよい。具体的に平和の取組ができる。そこでも調整をしながら、目的、目標を持ちながら、どの方法が効果があるかな

というのをやったほうがより慰霊の日の前にやるとか、6月にやるといってもきれいじゃないといけませんので、そういうことでよろしくお願いします。

それじゃ、次、2番のほうにいきます。

2と3は関連しますので、一括で質問します。前日も日の出園周辺の吉の浦線の道路は大雨で道路に水がたまり、生活道路に支障を来しましたので、排水路を浚渫をしたら改善しましたが、また大雨のときには排水路線の道路に水がたまります。前の仲松産業振興課長は、議会の答弁では、日の出園から南側の農道について側溝を整備します。村道側の排水路の取り付けは都市建設課と協議をしたいと思いと答弁しているが協議した内容をちょっと説明をお願いします。

**○議長 伊佐則勝** 都市建設課長 呉屋克行。

**○都市建設課長 呉屋克行** お答えします。

日の出園周辺の十字路は村道併用線を国道上からの排水が流れてきて、吉の浦線で直角に曲がる流域になっているため、集中した豪雨には冠水してしまいます。排水を直線的に流すために、農道73号への側溝設置を産業振興課と協議して今年度施工する予定となっております。

**○議長 伊佐則勝** 新垣貞則議員。

**○5番 新垣貞則議員** 今、都市建設課長がおっしゃったように、伊舎堂の区民から真っすぐあったものが右に曲がってからそこから水があふれている。今、課長がおっしゃったように、真っすぐやったら排水路の改善がされるなと思っていますので、早めに取り組んでもらいたい。区民の要請です。

それじゃ、次、泊地区公民館の下の潮垣線周辺の道路は、水がたまり、車が通りにくい状況です。課題解決を図るために、潮垣線道路横の排水路の浚渫をやっています。それで、今後排水路、縦の浚渫の計画はありますか。

それから、拓南製作所の海側の排水路は砂、

砂利がたまって水が海に流れない状況であります。当時の都市建設課長が拓南製作所の海側の所に排水路にヒューム管を入れて設置したら、水がスムーズに流れています。同じようにそこにヒューム管を設置する考えはありますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

御指摘の箇所につきましては、海面との高低差があまりないため、集中的な豪雨の際には冠水などが起こりやすい地域となっていますが、排水路などの浚渫を継続して行いながら、対策などを検討してまいりたいと思います。

ヒューム管については、現地を確認して、それが有効なのか、また設置が可能なのかを検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 都市建設課長がおっしゃったように、海側のほうは土砂とかがたまって陸地が少なくなっている。土砂が排水路にたまっている。屋敷からこの辺は全部そういう状況ですので、ヒューム管を入れたほうが改善につながるかなと思っているので、検討してやられてください。

それじゃ、次、2番目のスポーツキャンプ誘致で競技力強化の人材育成について再質問します。

産業振興課長はデメリットは特にありませんと答弁していますが、私はサッカーキャンプについては非常にデメリットがあると思っています。その理由は、サッカーキャンプの準備のため、11月から2月まで陸上競技場が使えません。使用禁止です。中城中学校の陸上部や小学生の陸上部エンドレスですとか、大人の皆さんが陸上練習に支障を来しています。また、中城村の陸上大会に一般の方が円盤投げ、やり投げを練習しようとしたら、芝が荒れるからやるなと言われたそうです。その方から、サッカー練習や練習試合でスパイクなどでグラウンドが荒らさ

れる。なぜ投てき練習はできないんですか。不満の声がありました。

それから、皆さん、ハードル、何年かかっただと思います。ハードル。設置に4か年かかりました。サッカーゴールを倉庫に入れたから外にハードルを出したものだからさびて使えなくなりました。サッカーゴールを30万の2つ買いましたよね。30万。何で備品の芝刈機は500万するでしょう。ハードル20万じゃないの。子供たちは、沖縄一位になるために一生懸命頑張っているでしょう。なぜハードルに4年かかるのか。非常に疑問ですね。私たちは子どもたちに夢を与えて、沖縄一にさせるためにハードル買ってくれと毎年要請。4年かかってようやく設置しました、10台。だからそういう不満がありますので、デメリットはないというのは絶対おかしいと思います。

それで、今サッカーキャンプの練習を終わってから陸上競技場の門が閉まります。なぜ門を閉めますか。その理由を説明してください。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 貞則議員の御質問にお答えいたします。

サッカーキャンプ期間中は芝管理のコンディションを整え、快適な練習環境を保つことを目的に陸上競技の投てき練習等は控えていただいております。

また、陸上競技場の門を閉めているのはキャンプを実施するチーム、備品等などの管理の面から門を閉めていましたが、今後は陸上競技場の利用者が快適に利用できるよう、施設管理者と相談の上、陸上競技場を開放するよう体制を見直していきたいと考えています。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 目的は陸上競技場は子供たちや大人の皆さん利用しています。門を閉めたら、あなた方使うなということでしょう。

だから開放して、村民の健康づくりを図るのが教育委員会の仕事と思っています。キャンプもいいけれども、村民が迷惑になるようなことはやめてもらいたい。いかに村民の利用しやすいような施設整備をやる。それが目的だと思う。施設を開放して健康が図れるなど思う。今課長がおっしゃった所を開けてやると非常にいいことだと思っています。そこを開放してぜひやられてください。

それでは、ホテルがないというのもデメリットの原因の1つだと思っていますので、それで、ホテルなどの大型施設が村にはないために、選手関係者や県内外からのサポーターなどが村外に宿泊している状況です。例えば中城モール周辺の土地にホテルを誘致したら、雇用が生まれ、農家の野菜などを活用でき、海洋スポーツが盛んになり、中城城跡や村の観光振興につながると思っています。それで経済効果が波及されていく。中城村の経済効果を図るためにホテル誘致ですね、それは考えられないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

観光振興を図る上で宿泊施設は必要だと考えております。ホテル等を建設する上で、土地利用上様々な法的規制をクリアする、どのような方法で誘致していくか。また、ホテルを建設する業者をどのようにして募っていくかという上でも、関係機関と観光協会、商工会と意見交換しながら検討したいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 宿泊施設がないということは、中城村のためにサッカーとかいろいろなキャンプを誘致するにはホテルを造ることによって経済の雇用とかいろいろ生まれます。そこで造る方法を考えてやって下さい。

それで、次、サッカーキャンプの入場者数の

件で質問します。

サッカーキャンプを誘致して、中城城跡の入場者数ですね。平成28年度は13万人に達したが、令和2年、3年、3万5000人、令和4年度は9万5,000人で、減少している状況です。その中城城跡の入場者数を増やすために今後どういう取組を考えていますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 中城城跡の入場数を増やすには、中城城跡の最大限のPRと中城城跡の夜間開放事業と中城城跡ハンタ道などを絡めた新たな観光コンテンツの開発、中城公園計画にリンクした中城城跡環境整備が必要だと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 いろいろな事業を計画して、そこに観光客を増やすのは非常にいいことだと思っています。昔私たちが小学校のときには遠足で中城城跡へ行って、そこで遊んだ経験がある。いろいろな方法があると思います。子供たちに遠足とか、城跡に行くのも一つの手段だと思っています。ぜひ世界遺産の宝物をみんなでいろいろな方法で増やすような取組を考えてください。

それで、次、サッカーキャンプでの平成24年から5年は歳入は300万余りですね。歳出は1億1,000万。歳入の施設使用料は300万です。それで歳出の予算、賃金、報酬とかいろいろありますが1億1,000万の金額、ちょっともう一回教えてもらえますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

サッカーキャンプに関してしか資料をそろえておりませんので、なので、ちょっとお答えできないんですが、芝管理に関してだけ言いますと1億1,064万8,640円。13年間ですね。平成24年

から令和6年度までの金額がそういうふうになっております。先ほどお話あったように、賃金とか水道料金とか、そういうのは公園全体の管理になっていきますので、サッカーキャンプだけを切り分けるということはちょっとできませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今、生涯学習課長が言うように、大体1億5,000万ぐらい10年間で歳出がかかっていると思っています。賃金とか全部入れたね。それぐらいの予算を投入しているような状況です。

それで、3点一括で質問しますので、サッカーキャンプ誘致して平成24年から令和5年まで、歳出の合計額と歳入の施設合計額を引いたら、多分1億ぐらいの支出が多いはずですよ。1億5,000万から300万の歳入ですので、1億余りの予算が使われています。それで、令和6年度、芝管理業者に年間1,155万円を支払っています。それで質問です。何名に払っているのか。この方は、芝管理技術資格は3級、2級、1級ありますけれども、何級ですか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず芝管理の方からですが、常時毎日常駐しているのはお1人で、芝が傷んだときは4名とか、随時その都度増やしたり、通常は1人です。

すみません、資格に関してはちょっと聞いておりませんが、申し訳ありません。

あとは平成24年度からの差引に関しましては、先ほども話ししましたように、サッカーキャンプ全体で考えていたもので、芝刈りに関しましても、決してサッカーキャンプだけのための芝管理ではなくて、養生期間とかサッカーキャンプ以外の期間もほぼ土日、祝日埋まっております、そういう方たちの活用面も含めての芝管理となっておりますので、ちょっと差額に関し

ては今お答えできないです。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 そういう制度がありますので、その芝管理の件で非常に疑問があります。業者に1,150万を毎年支払っていますのでね。それで、今までに大体1億1,000万か3,000万ぐらいの予算が投資されています。前も僕、言いましたけれども、西原町はその管理を村内の方をお願いして、2人採用して、それで東浜とか陸上競技場も、この2人できれいにしています。それでお金は550万、2人雇ってですね。何でそういういいところをまねしないのかねという。

ただ、その芝管理の資格が3級、2級、1級ありますよね。西原の人は3級がやっているみたいです。だから、できるんですよ。良好な芝は地元の人たちでもやろうと思えばできるんですよ。そういった予算を何で業者にさせるのか、非常に疑問。村民の人たちにそこを学ばせて、2人雇えますよね。若い人。その2人がサッカーとか、5時後指導するんです。これほど素晴らしいことないよ。この方々はサッカー専門ですので、そういう人を雇って、5時までは芝の管理、5時後子供たちの指導。サッカーもどんどん増えると思います。強くなるんです。これは西原がやっています。だから、そういうことで、そういう西原みたいに予算の削減、芝管理を中城村も村民の人を雇って、公募とかやって、そういうことを考えられないですか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

10年間サッカーキャンプに携わってききましたので、僕自身が誘致をしてきましたので、あえて答弁させていただきますけれども、今の芝管理の面は全くもってもう逆です。専門でしっかりした実績がないと、冬芝、夏芝をしっかりと管理できるものではないですし、西原がどうこうという1点だけを捉えての質問はいかがなもの

かと思えます。

我々が今委託をやっているところは非常に格安で、大阪の吹田スタジアムも彼らが管理しているような。何といたしても、やはりけががない。けがないように仕上がっている。けがないキャンプ地として中城は非常に有名になって、沖縄の観光の一端も担っていますし、あえてメリット、デメリットな話をするから、僕は登場してしまいましたけれども、デメリットは一切ないです。

沖縄県も、この議会でも何度もお話ししていますけれども、私はホテル誘致だとか、中城に何かお金が落ちるのかとか、一切考えないです。沖縄県のためになるのか、沖縄県の観光を担っての一端を担っているという、20億の経済効果の一端を担っているという大きな自信と誇りがあります、中城は。だから、今後は土地利用の見直しでホテルの誘致も可能になってくるでしょうし、いろんな施設が建ってくるものだと思いますが、否定をされるようなものではないというのは強く言いたいと思いますし、子供たちの自信と誇りにもつながっていますし、中城村民の自信と誇り、ましてや結果も出てきて、タイトルを10冠以上持ってきてくれているという、非常に大きな成果も出てきておりますので、そこ1点だけを捉えての否定の意見はいかなものかと思っております。

以上でございます。

**○議長 伊佐則勝** 新垣貞則議員。

**○5番 新垣貞則議員** それで、村長に伺います。西原の東浜とか、その現場を見たことはありますか。それと、あと一つ、中学校の子供たちが県大会へ今度行きましたが、それ以外は全部県大会へ行けないんです。だから、サッカーキャンプ、子供に夢を与えるためにやっているはずだから、なぜできないんですか。子供たちが勝てない。理由の説明をお願いします。

**○議長 伊佐則勝** 村長 浜田京介。

**○村長 浜田京介** 中体連のことは結果が出ないから施設が悪いとか、サッカーキャンプをやったのに結果が出ないとかというものは全然違う話ですよ。ましてや中城はこれからもサッカーをもっともっと恐らく子供たち、夢を持って、もしかしたらJリーガーが出てくるかもしれませんがせんけれども、子供たちの結果が出ないからサッカーキャンプが駄目という、そういう理論ではないというのは1つ言っておきます。

それと、西原町で申し訳ないけれども、あまり言いたくはないんですが、西原の話をするからあえて言いますが、全然違います。僕は何度もそこには行って、土の硬さ、芝の硬さ、砂をどういったものでやっているのか。あえてこの話をどうして私がやるかというと、設計の段階から私は全連携しているから、今そういう話をさせていただいております。

議員にぜひお願いをしたい。否定でもって話をするんじゃないで、これからもっとよくなるから、こういうことで子供たちに夢を与えていきましょう。だからもっともっと頑張りましょうという御提言をいただきたいなと思います。

**○議長 伊佐則勝** 新垣貞則議員。

**○5番 新垣貞則議員** このサッカーキャンプの目的は子供たちに夢を与えるというのも1つの狙いですよね、村長ね。子供たちに夢を与えるというのが、例えばオリンピック選手になりたい、Jリーガーになりたいとか、それができないから、夢を子供たち、そういうことですので、中体連も結果が出てない。子供たちは沖縄一になりたいという夢があって、そこに努力させないといけないというのが現状だと思っています。それができてないので、なぜかねという事で質問します。

それで、次、サッカーキャンプ誘致して、令和3年度、先ほどの説明、中学校のサッカー部です。令和3年、僕の統計で7名です。それで、令和4年度が今14名とか、令和5年度18名。そ

れで、令和6年度は15名の僕の資料ではありません。それで、ほかの部活動は20名とか30名とかいる。もし15名、3年生が抜けたら、サッカー部は11名しかいないです。誰かがけがしたら大会に出られないんです。それで、中頭中体連でサッカーで優勝とか準優勝したのがありますか。それを伺います。

今後そのサッカー部員を増やすための取組、サッカーの競技力の向上を図る取組の説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

まず優勝、準優勝の件につきましてです。サッカー部の生徒は優勝を目指してチーム一丸となって対戦をしましたが、優勝、準優勝までの結果を得ることができませんでした。サッカー部員の強化に関しましては、近隣中学校等との試合と、また部員の交流で強化はできると思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 このサッカーキャンプがないときには、体協のサッカー部の皆さんと中学生のサッカー、小学生の子供たちも集まって、正月にサッカーの交流をやりました。だから、そういう仕掛けが必要だと思っています。体協との連携を取りながら、サッカー部の体協部長のほうが高中生とか中学生、小学生も呼んでサッカーの交流。そして、父母がそばとか作ってやったり、それで、サッカー部も増えて、そういうのも一つの手段だと思う。そこの連携が今できてない。体協の皆さんも喜んで子供たちのためにはやると思うので、組織の連携を取ることで、子供たちの競技力の強化につながります。それを皆さんとタイアップやって、サッカーの育成をやる。前はそういうのもあります。そこも増やす努力というのをやられたほうがいいんじゃないか。連携を取ってサッカーの普及に努めてもらいたいなと思っています。

そういうことで連携を取ってやってください。

それで、次、教育長にこれはお伺いします。スポーツキャンプを誘致したら子供たちに夢、目標を与えて、その目標に向かって挑戦して、努力することを指導しなければなりません。指導は導きだと思っています。令和6年度に中城中学校の中体連、野球部が準優勝し、女子はバスケットが3位、県大会には男子バスケット、サッカー、男女バドミントンの部活動の生徒が県大会に出場します。中城中学校で部活動を強化すること、高校や大学で沖縄1位を目指して練習します。卒業後は地域の代表の選手として村大会、中頭大会に選手として活躍して地域活性化が図れます。仲村武宏産業振興課長の弟の仲村直人さんが中学校のときに、沖縄県一にバスケットで優勝しました。高校ではインターハイで準優勝し、大学卒業後、プロバスケット選手として活躍して中学校の子供たちに夢を与えてくれました。非常にすばらしいことだと思っています。それで、現在、聡税務課長が、幸龍さんがバスケットの外部コーチとして顧問の先生と連携をして、生徒たちの強化に努めています。今年は男女とも県大会出場で、沖縄一位を目指して、皆さん、練習頑張っていると思います。

それで、スポーツキャンプを誘致して、子供たちにオリンピック選手、プロ野球やプロバスケットの選手を育成するために今後どんな形でキャンプを誘致して、子供たちの強化を図る考えですか。教育長の思いとか聞かせてください。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 中学校の部活に関しては、いろんな条件が必要だと思っています。長年部活に関わってきましたけれども、まずやっぱり指導者じゃないかなと思っています。私としては中頭教育事務所のほうに指導力のある先生を配置して下さいというお願いを毎年やっています。

もう一つは、生徒の意欲の問題、いかにやる気を起こさせるか。そして保護者の協力の問題、さらに一流、本物に触れる機会を増やすということで、先ほどサッカーキャンプの話もありましたけれども、過去にはガンバ大阪の選手が中学生にサッカーの指導をしてもらう。小学生にサッカーの指導をしてもらうということとか、中日の与田監督を招いて、少年野球の指導してもらったり、3 x 3のプロの選手を招いて指導してもらったり、NBAのコーチをしていた方が中学校にバスケットボールを指導してもらったり、そういう形で一流に触れる機会をできるだけ増やしていくことによって、子供たちが夢を持って、意欲を持って取り組んでいくんじゃないかなと考えています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 教育長も中城中学校の体育の先生のとときに非常に荒れた学校でしたけれども、中頭地区陸上0点というのがありまして、そこから学校の先生方と地域の人たちと連携を取ることで生徒達が強くなりました。スポーツを通しながら学校がよくなったら、地域もよくなると思いますので、教育長、ぜひ頑張っていていい指導者を取って、中学校に配置して下さい。そこら辺をぜひお願いしたい。

吉の浦の総合スポーツクラブ事業は、当初は中城中学校の顧問の先生方と連携して、トップアスリートを育成するために、オリンピック選手の為末大、400メートルハードルの選手、谷口浩美オリンピック選手などを招いてスポーツ講演会をしました。中城中学校の部活動の強化が図れ、校長室の優勝旗は12本もありました。問題傾向の多い学校の生徒たちが活気あふれる学校になり、中頭地区でもスポーツだけでなく、文化面でも生徒たちは優秀な成績を収めている。この生徒たちが高校、大学、競技を続けて沖縄トップアスリートになります。そして、大学卒

業後では中頭郡体協夏季大会で選手として活躍している。中城村体協では総合2位の成績を収めている。スポーツキャンプを通して人材育成を図るには行政、学校の顧問、地域の指導者、父兄、生徒たちの皆さんと連携することが重要だと思っています。今後とも学校、行政、地域の指導者と連携をしながら、スポーツを通して地域活性を図るために頑張っていきたいと思います。

それで、これまで浜田村長には4期16年、役場庁舎、消防庁舎、現在、学校建設に尽力しています。今回で退職しますが、長年村民の福祉向上に努めて、中城村の発展に貢献されましてありがとうございます。お疲れさまでした。この行政で学んだ経験を地域活性化を図るために、御指導、御鞭撻をお願いします。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時53分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、玉那覇 登議員の一般質問を許します。

玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可を得ましたので、これより通告書に沿って一般質問を行いたいと思います。議席番号2番、玉那覇 登でございます。大枠1、津波警報時の検証や課題について。

1、去った4月3日に起きた台湾付近を震源とする震度6強を観測する地震で、沖縄本島地方、宮古島・八重山地方に津波警報が発令され、多くの人たちが避難行動を取る中、避難の在り方について様々な課題が浮き彫りになっています。本村においても多くの課題が出たと思われませんが、課題をお伺いします。

2、様々な危機回避の方法がありますが、どのように住民に情報伝達を行うか伺います。

大枠2、災害対策について。

国道29号線沿い、津覇小学校北側の何戸数の裏山は中城村地域防災計画で、急傾斜地に指定され、土砂災害防止法の施行令第2条基準該当区域になっている。その裏山と住宅裏側の側溝が山側からの土圧の影響と思われるが、約半分ぐらいに細くなっている。梅雨時期や大雨や、今後台風や大雨の場合、土砂崩れや氾濫が心配されます。早急な対応をお伺いいたします。

大枠3、河川管理について。

和宇慶土地改良区内の河川や和宇慶川が藻場で排水が悪く、あふれる手前の状態である。もう今回あふれましたが、さきの議会でも除草や泥の取り除きなどお願いし、了承を得ておりますが、現在どのような状況かをお伺いいたします。

大枠4、交通安全対策について。

県道29号線南上原のドラッグストアモリ付近の横断者が多く、危険である。信号機の設置はできないかお伺いします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 玉那覇 登議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課、大枠2、大枠3につきましては都市建設課、大枠4につきましては住民生活課のほうでお答えいたします。

お尋ねの大枠3の河川管理についてのその河川については、私も地域住民からの御指摘で現場を見させていただいた箇所だと認識しております。これは早く手だてが必要だと思ったところございまして、担当課からその手だてについての御説明があるようですので、また後ほど詳細は担当課のほうで答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、玉那覇 登議員の大枠1と2についてお答えをいたします。

4月3日に起きた台湾東部地震の影響で、13年ぶりに沖縄本島などに一時的に津波警報が発令、避難指示も出されました。沖縄県各地の道路で高台に避難する人たちの車で道路の渋滞が発生したことは記憶に残るものとなっております。

本村においても幹線道路の渋滞が確認されておりまして、今後の避難時の渋滞対策について検討しなければならないものとして認識をしているところでございます。

次に、2でございます。

災害発生時における情報伝達といたしましては、本村は村防災行政無線、登録制メール、LINEです。ホームページ、Lアラートを活用し、各種情報、避難通知、避難所の開設について、災害発生状況ごとに周知を行っております。また、今年度を予定している防災行政無線の機能強化事業において、スマホ等へのアプリ取得において、防災行政無線の情報が通知されるシステムを予定しております。そのほかに沖縄県防災情報ポータルサイトとして防災で〜びるといのが災害時の情報を掲載をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 玉那覇 登議員の大枠2番、大枠3番についてお答えいたします。

大枠2番、当該箇所につきましては、随時中部土木事務所と調整を行っているところではございますが、中部土木事務所の見解としましては、平成25年度に大規模な地滑り対策として、上面部に抑止ぐいを設置しており、現状動いている箇所は抑止ぐい以外の表面滑りだと考えられ、現在のところ大きな滑りの影響が出ているとは言えないため、現時点では事業化して工事することは難しいとの回答でありました。

ただし、今後も里道や擁壁及び側溝などを注視していくとのことでありましたので、中城村としましても中部土木事務所と連携しながら対応を検討していきたいと考えております。

大枠3番につきまして、現在施工業者と調整を進めておりまして、日程が決まり次第着手する予定であります。

以上です。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 それでは、御質問の大枠4についてお答えします。

南上原ドラッグストアモリ付近の信号機の設置については、宜野湾警察署より信号機の設置は渋滞を増加させる可能性があることから設置できないとの回答がありました。

以上です。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 それでは、再質問を順次行いたいと思います。

今回の避難の在り方というふうなことで沖縄県全体でも、県内でももう大渋滞が起こっています。村内でも国道、県道、農道まで起こっていたようです。特にホームル方面、屋宜の下であるとかその辺は工場地帯からの避難の方々が多かったと思われて、もうホームル辺りは相当の農道まで渋滞していたというふうなことを聞いております。私は国道と県道しか見てなかったんですけども、やっぱり津波における大きな課題というのは、いかに避難を円滑にスムーズにさせるかというふうなことが大きな課題だと思います。総務課長もこういった交通渋滞についての解消について今後取り組んでいくというふうなことでありますが、これは村の防災計画の中で、避難計画の策定の中であらかじめこれは想像できることだろうと思いますが、そういったやがて出来上がるというふうなことも聞きましたが、この村の防災計画の中でもそういった津波による避難計画等の策定での渋滞緩和

に関することは計画はありますか。お願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

昨年から繰越しをして事業を進めております村の防災計画の見直しにつきましては、やはり今回の地震をもって交通渋滞、基本的には津波避難につきましては徒歩による避難ということで設定をしているところですが、改めていろいろな課題、情報をいろいろ確認をしておりますので、その部分についてこれから追加できるかどうか検討していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 基本的には皆さん健康な人、歩ける方は徒歩で避難したほうがいいのかと思うんですが、やはりほとんどの人が車を出して避難をするというふうな現状、実情は大体車による避難が多いだろうと思います。ですから、そういった今後また起こっても、こういうまた今回と同じような状況になりかねないと思います。

やはりそういったものを解消していくためには、もちろん沖縄県をはじめとして、こういった避難の在り方についての広報であるとか、村もそういった現状を見て、そういう広報をやるというふうなこと以外にはないのかなと。それ以外にも日頃から避難訓練をして、この避難訓練の中ですみ分けをすると言うんですかね、徒歩で逃げる人と、どうしても車椅子であるとか独り暮らしのお年寄りであるとか、避難を支援しないといけないという方々とのこういったすみ分けをすることによって、日頃からそういう訓練をすることによって、体験的にといいますかね、そういうことをやる以外にはないのかなと、手だてはですね、そういうふうに使われますので、その辺伊集から久場まで14字この前あるというふうなことがありましたが、その中に

は自主防災組織を結成している字もあれば、そういう結成してない字もあると思います。

やはりこういう今回みたいな課題を解消するために、日頃から避難訓練を行うと。これを前回も私、お願いしましたけれども、例えば下地区に防災の日というふうなことがあります、その日に一斉にやってくださいというふうなことで呼びかけを行うとか、行うことによってやる地域もあれば、どうしてもできない地域であれば、それはそれでいいかなと思うんですけども、そういうふうに村からの呼びかけ等を行うことによって、避難訓練もやっていけるのかなと思いますので、その辺のこの呼びかけ等、広報等もお願いしたいと思います。

やっぱり独り暮らしのお年寄りとか、避難の支援を要する避難の方、車椅子とか、そういった独り住まいのお年寄りとか、そういった方のための情報もやっぱり共有しないといけないということで、昨日、おとといも出てましたけれども、個人情報ということで、なかなかこれらの今作業をしているというふうなことでありますが、やっぱり必要ではないかなというふうに思います。

ぜひ今回のような大渋滞が起こるようなことを解消するために、また地域と行政と協力して、次もまた同じことが起こったというふうなことがないように、お互いで協力して頑張っていけたらなと思っております。よろしくお願ひします。

それから、2番については、防災行政無線というのはもう大きな伝達手段だと思いますが、やっぱりこういった災害というのは、大雨が降ったりとか、風もあつたりとか、そういったことですので、やっぱり家の中にも窓を閉めているとかドアを閉めているとかであった場合に、そういった防災無線が聞こえないということもあり得ます。また、現在も何か所か、何地域かで聞き取りにくいという地域もありますの

で、やっぱりこれには今回地域防災行政無線強化何とか事業というふうなことで、アプリを使ってできるようにするというふうなことがあります、それも非常にいい取組で、できれば私の希望としては、前回もお話ししましたが、せっかくホームページに聞き逃しというバナーもありますので、その活用もしてほしいなど。今放送していたのは何だったかなとか、さっき放送していたなというふうなことをホームページを開いて見れるというふうなことで、ホームページはちょっとまたなかなか見れないという方も、お年寄りもいるかなと思うんですけども、スマホの普及率をちょっと調べてみましたら、NTTドコモの研究所がスマホの普及率というのを調査しています。これ16歳から79歳までの方を対象にしていますが、スマホの普及率が2010年には4%だったと。5年後の2015年に50%で、6年後の2021年に90%、昨年2023年度には96.3%ということで、ほとんどの方がスマホを持っているというふうなことで、そういったスマホを持っていればスマホでホームページに入って聞き逃しバナーとか、そういったのを活用を、予算がかかることですので、その予算ができる範囲内で、そのバナーを使って聞き逃したものをここから見れるようにやってほしいなど。その中には各字のバナーもつくって、自分の字の自治会長が何を放送していたのかなというふうなことも見られればいいかなと思いますので、それを希望しております。お願いします。

このアプリとか、今度強化事業は大体いつ頃からやる予定でしょうか。お願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

予算につきましては、当初緊防債を予定をしておりましたが、沖縄振興予算一括交付金で対応できるということで、申請をして決定を受け

ているところでございます。7月、来月から入札を行いまして、順次事業を進めていきたいと考えております。本年度中に本体の機器と無線、スピーカー1か所になりますけれども、整備を進めていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 ぜひ早めに行きたいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

時間もあと2分しかありません。続きまして、災害対策についてお願いします。

この地域は、今、課長がおっしゃるように、平成25年度に施工されたというふうなことですよね。あれから25年というと、約11年ほどたっておりますので、そろそろまた崩れそうなところが出てきてはいないかなと。私がちょっと見た範囲では、交番署の隣の施工された跡が少し崩れてきているような感じも見受けられますので、今後ぜひ、交番じゃなくて失礼しました、駐在所までこの辺を計画してもらえないかなというふうなことをお願いします。駐在所もこの前ちょっと擁壁にひびが入っているというふうなことで、山川警察官と一緒に見ても、駐在所もどうなるか分からんというふうなことをお話ししてはいたけれども、できればもう今後駐在所までぜひこういう調査なりそういった将来的には崩れないようにできるようにお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

次、3番、和宇慶土地改良区内河川について、今回実施できるというふうなことでありました。最初に私が質問したのは、令和3年の9月の議会で質問して、そのときに了承をもらってはいたんですけれども、やはり大がかりな予算がかかるということと、やはりまた優先順位等もあるだろうというふうなことで、早めに行きたいことを期待しておりましたので、今回実施できるということで、非常に喜んでおります。ありがとうございました。

最後に、交通安全対策についてドラッグモリ付近の信号機については、以前何名かの議員からも質問があったと思いますが、やはりこっちは小学校への横断者が非常に多いです。今のところ、交通渋滞して車が動かないような状況です。車の合間を縫って渡っているというふうな状況が見られます。この辺を渡るにしても、沖銀の交差点までわざわざ行って遠回り、信号から渡るという子供たちもいないので、信号はもうどうしても無理だというふうなことであれば、せめて横断歩道の設置の要請を、今まで信号だけをやってたのか、横断歩道もやってたのか、その辺の確認と、ぜひせめて横断歩道でも引いてほしいと思いますが、どんなでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えします。

当該場所についての横断歩道の設置については、令和4年、5年と続けてやっています、今年も警察の方ともちょっとお話ししたんですけれども、設置に向けて前向きなお話があったので、ちょっと調整を進めてみたいなと思っています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 何回もやることは非常にいいことだと思いますので、ぜひ横断歩道の設置の要請をお願いしたいと思います。万が一事故があった場合に、横断歩道の上での事故と全く横断歩道じゃないところでの事故に対しては非常に過失の損失具合が変わってきますので、ぜひ横断歩道の要請をお願いいたします。

以上で終わりますけれども、これまで4期16年間務めてこられました浜田村長、大変お疲れさまでございました。今後また次のステージに行かれましても、また体に気をつけて活躍されることを祈願いたします。お疲れさまでした。

これで一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で玉那覇 登議員の一般質問を終わります。

休憩します。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（13時55分）

~~~~~

再開（14時10分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、仲松正敏議員の一般質問を許します。

仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 こんにちは。ただいまより議長から質問のお許しが出ましたので、これから質問をしていきます。今定例会の最後の質問者ですので、よろしくをお願いします。

大枠1番、北浜地域、南浜地域の交通安全対策について。

生活道路等においては、車の速度、時速30キロメートル以下にすることが交通安全対策として有効とされています。これは車と人との交通事故の場合、時速30キロメートルを超えると歩行者の致死率が高くなるためであります。それで生活道路の事故を防ぐためには、ロードハンプあるいはバンブと言いますけれども、の設置が有効だと言われています。それで、以下の質問をします。

①北浜地域の潮垣線においては、以前から朝夕の交通量が増えて、交通事故も何度も発生し、運転手同士のトラブルも起きています。子供たちの生命が脅かされています。北浜地区、南浜地区の交通安全対策として、村道潮垣線にロードハンプの設置ができないか。

②ロードハンプを設置するための要件について伺います。

大枠2、地震による津波対策について。

安心・安全の中城村民の命を守る村づくりのために津波災害対策の取組について伺います。

①地震による津波の高さ、本村に押し寄せる

波の高さは何メートルを想定しているのか。

②避難道路の現状の使用方法について見直しは必要か。

③津波避難タワーの建設について。

大枠3、村道大瀬線の交通安全対策について。村道大瀬線の中央線がほぼ消えて見えない状況にあるが、どのように対処されるか伺います。

以上よろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1と大枠3につきましては都市建設課、大枠2につきましては総務課のほうでお答えをいたします。

私はこの演壇での発言が最後になります。この場をお借りいたしまして大変お世話になりました。16年間お世話になりました。どうもありがとうございました。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、仲松正敏議員の大枠1番と大枠3番についてお答えいたします。

大枠1番の①ロードハンプの設置については、車速の抑制には効果的ですが、ハンプを通過する際に雑音が発生する問題があり、住宅地に設置するには慎重な検討が必要だと思われま。地域からの要望も踏まえながら検討していきたいと考えております。

②国交省のハンプの施工に関する参考資料（案）というものがあまして、それによると、生活道路において、次のいずれかに該当する場合は、沿道の状況などを踏まえ、必要に応じてハンプなどを設置することとなっています。

(1) 歩行者または自転車の事故が多発している道路。

(2) 自動車の速度が高い道路。

(3) 通過交通が多い道路。

(4) 急減速などが多発している道路。

(5) その他地域においてハンプなどの設置が必要と認められる道路。

以上の5つが要件となっております。

大枠3番、①交通安全対策事業により今後の対応を検討してまいります。

以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大枠2、地震による津波対策について、①から③についてお答えをいたします。

①でございます。本村の津波想定高につきましては、8メートルから9メートルを想定しております。県の津波被害想定調査に基づく数値となっております。

②でございます。避難道路として指定された道路ではありませんが、災害時は村道などを通行し、西側の国道329号線付近の高台に向かう経路を避難経路といたしております。避難を目的とした新たな道路の見直し、整備等については考えておりませんが、既存道路での避難経路として考えております。

しかし、今回の4月3日の台湾地震において、車両での避難が多く、渋滞が各所で起こっておりますので、その対応については今後考えていくべきだということで考えております。

③でございます。津波タワーにつきましては、津波による浸水が想定される地域において、津波発生時に住民が一時的に緊急避難するための人工の施設、一時避難所としての効果的なものであると認識しておりますが、津波タワーの建設についての事業計画は現在ございません。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは、大枠1番のほうから再質問いたします。

大枠1番については、①、②を一括して質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

北浜地区、南浜地区では村道潮垣線沿いに多くの住宅が建ち並び、日々日常生活を送っている状況であります。この集落の村道、生活道路でもあるし、数十年前から朝夕の国道329号の混雑を避けるため、北は泊方面から村道潮垣線に進入して、西原工業地帯、東浜を通過して与那原、南城市方面に抜けていきます。

逆に南部、与那原、西原工業地帯方面からは南浜、北浜地域の集落を通り、沖縄市方面に通る抜ける道となっております。

北浜地域や南浜地区においては、泊から津覇間より道路の幅が狭く、日々の生活が脅かされているような状況であります。道路沿いの各家庭では、出入り口にミラーを設置して事故を防ぐ対策をされている状況であります。それで、交通死亡事故や車同士の大きな事故を防ぐために、北浜地区や南浜地区の潮垣線にロードハンプを設置できないか、その辺伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 議員のおっしゃられるこの潮垣線については迂回路として交通量も多いことも承知しております。こちらの住宅街に住まわれている方のやはり意見も参考にしたいと思いますので、まずは自治会からの要望書を提出していただいて、それから設置を検討してまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この潮垣線の速度制限30キロメートルですよ。それにもかかわらず、ほとんどが守られていないのが現状であります。北浜地区や南浜においては車が少なく、恐らく40キロメートル以上で走っている車もよく見かけます。それだけの速度で走っていると大変恐怖を感じます。このハンプ設置に関しては、北浜区民99%が設置に賛成の同意書をもらっております。この同意書、99%のこの数字について課長はどのように考えるかお聞きします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 答弁が重複をいたしますが、北浜区民の意見と思われまので、それを自治会で取りまとめていただいて、提出していただきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この99%というのは1人の人が、若い人ですけれども、前によく聞いたことがある車のシャコタン、要するに車体を低くする。実際私もこの車を見たことがあるんですけれども、確かにこの人はハンプを設置すれば大変もう不便だなどという感じはします。先ほど課長が要望書を自治会から提出して、それから何か設置に関して進められるような考え方を持っているみたいですが、この同意書を提出すれば、要望書、警察署とのやり取りは進められるかどうか、その辺。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 要望書を提出していただいて検討を行うんですが、今おっしゃられたこの潮垣線については要件を満たしていると考えていますので、警察とも協議しながら設置に前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 要望書に関しては、これからまた自治会で話し合っていていきたいと思えます。

現在、この中城村内においてハンプが設置されている地域ですね、これがありましたら、知っているんだしたらよろしく願います。どこか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 自治会からの要望書を提出して検討して設置した箇所が奥間と南上原で2か所ございます。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 私が知っている限りでは、たしか県営団地にも設置されていると思

うんですけれども、津覇ではですね。その県営団地に関しては、村との関わりは、設置に関して関わりはないんですかね、県営団地に関しては。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 県営住宅として県が管理していると思いますので、多分県が設置したのではないかと思います。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは、村外の市町村についてちょっとお聞きしますけれども、私が調べたところ、御存じの方もおられると思いますが、与那原のオリオン通りから大里嶺井区から、それから古堅に行く道に設置されていると調べて分かったんですけれども、その設置状況ですが、たしか35メートルから40メートル間隔でハンプが設置されております。設置された経緯は、調べてみると、与那原の大里入り口から嶺井間の県道77号線の混雑を避けるため与那原のオリオン通りから大里嶺井区に通抜け、古堅区間が逃げ道として使われ、交通混雑を起し、生活に大変支障を来していたと。地域住民からの要望で設置されて、その後、交通量も減り、生活環境もよくなったということで、そういう例もありますので、北浜地区、南浜地区においては、設置に向けて要望書を提出したら、課長、設置の方向に向けてぜひ頑張ってくださいと思います。よろしく願います。

次に、大梓2番の地震についての避難関係ですけれども、先ほど玉那覇 登議員からもありましたけれども、私も準備しましたので、取りあえず質問していきたいと思えます。

中城村の下地区においてですけれども、地震によって津波が発生した場合、住宅地域に津波が到達する時間というのはどのくらいの時間を要するのか。それと東海岸の形状等を考えてのことですけれども、課長、どのくらいの時間を要するのか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

村の調査ではございませんが、沖縄県が想定する資料からいたしますと、南西諸島海溝、琉球海溝というのが東側にございます。そこからの津波到達といたしましては、津波の高さが先ほども申し上げたとおり、8メートルから9メートル、到達時刻としましては、南浜、北浜地区で27分ということで、県の資料より示されております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 津波の高さに関しては8メートルから9メートルあたり、時間にしては20分ぐらい。

○総務課長 大湾朝也 27分です。

○11番 仲松正敏議員 27分ぐらい。これは数年前から大体そのような時間で、変わっておりせんけれども、最近調べたことでも大体その時間でよろしいですか。

海岸からどのくらいの距離で津波が発生したか、また海の形状によっても津波の到達時間というのは違ってくると思います。波の高さもそうですね。地震調査委員会が発表した資料を調べてみたら、私のほうで3メートルの津波が発生した場合は、最短で3分、5メートルの高さの津波で4分、10メートルで19分と調べてみたらそのように予測されております。

以前、北浜公民館で津波の専門知識を持っている方を呼んで講義を受けたことがありますが、海岸近くが深くなっているところでは高い津波が発生し、また、遠浅の地形では津波の高さは低くなるようなことを聞いたことがあります。そのようなことで、課長、ぜひ下地区に津波が発生したことを想定して、今の津波の到達時間、高さ、これを下地区の住民に周知をもっと徹底して知らせるような、そういう周知のやり方もやっていただきたいと思いますので、よ

ろしくお願いします。

次、②のほうに移りますけれども、4月3日の津波警報が発表された時間というのは何時頃だったのか、課長、今でも覚えていますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

地震発生につきましては、4月3日の8時58分、台湾付近でマグニチュード7.7の地震が発生しております。与那国島では震度4ということで発表されております。津波警報が発表された時刻については9時過ぎ、9時1分に警報が発令されております。沖縄本島地方に第1波が10時に到達するというので、最大3メートルの警報が出ておりました。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 確かにそうですね、9時前後ですね。その4月3日、その時間ですけれども、私そのときは安里のほうでちょっと用事があって行ったんですけれども、最初警報を聞いたときには、本当なのか、それとも訓練なのか、最初は疑ったんですけれども、安里にいて、家族とは携帯電話でやり取りして、どういふふうにするかというので、私の自宅と安里では距離がありますので、それを行ったりするのは時間かかり過ぎるということで、お互いで避難しようということで、私の場合、幸い安里から新垣に避難したときには、10分足らずで新垣のグラウンド方面まで行くことができました。

ただ、後日、北浜の健康体操があつて、それで参加した人たちに聞いてみると、車で避難、先ほどもあれでしたけれども、ほとんどがもう車での避難で、これが国道まで約40分から50分間。ニューマンとハートライフに避難したと言うけれども、ニューマンのほうではあまりにも車の数が多くて、入車を断ったという話も聞きました。避難の途中でおばあちゃんが両方に荷物を持って歩いて避難しているのを見かけて、

本来なら乗せたいんだけど、車が進まないからかえって迷惑かなと思って、そのような車の状態が発生し、先ほども全県的に大変な渋滞を起こしているということがテレビでも報道されました。

それで、やはり以前は車で避難しても、車を片方に寄せて鍵をつけて避難するとかありましたけれども、どうも話を聞いてみると、車から離れる人がいなかったみたいです。その辺が避難の在り方についての課題かなと思うんですけども、先ほどもありましたけれども、この車での避難の在り方に関しては、住民に対してこれからどのように対応していくのか、もう一度課長、考えをお聞きます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

先ほどから申し上げているところではございますが、津波避難につきましては、徒歩による避難が原則とされておりますが、今回の車両による避難で、渋滞が各地域で発生し確認をされているところでもありますので、その地域の地形や形状によっても車利用の対応も必要であるかどうか十分に議論をした上で、各地域への周知について、早急に対応していかなければならないんじゃないかというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 いろんなことを考えられると思うんですけども、ぜひ本当に津波とかが発生した場合、今の状況では多くの命が奪われる状況になりますので、もっと検討して、いろんなことを考えてやっていただきたいと思っております。

次に、③の避難タワーについてですけども、先ほど課長は計画は考えていないとおっしゃいましたけれども、実際、沖縄県でこの避難タワーが整備されているところ、自治体というのはあるんですか。どうですかね。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

避難タワーということで設置をしている自治体については、記憶の中であれば今はないと思います。各自治体においては避難ビルということで、民間企業のビルであったり、マンションであったり、協定を結んで避難タワー、避難ビルとして設定をしている自治体もあります。それが多いのではないかと認識をしているところであります。あと、民間企業においては、沖縄市の海邦町にある企業が独自で避難タワーを設置しているところもあるということは聞いております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 恐らく県内でほとんどないと思います、避難タワーが整備されている自治体というのは、今おっしゃった沖縄市の泡瀬方面あるいはまた北中の県営団地、横の。それから、与那原方面の埋立地に大きいビルがたくさん建っております。あちらのほうに関しては津波はあまり問題ないと思うんです。この中城の下地区においては、距離はあるし、大きな建物はない。実際避難タワーを造るのは大変厳しいと思うんですけども、でも、やはり下地区の多くの住民のことを考えると、命を考えると、私は必要かなと。予算的にも大変厳しいとは思うんですけども。

全国で2022年4月までに20都道府県で502棟の避難タワーが整備されております。2011年の東日本大震災前の11倍に増えたことが内閣府の調査で分かっております。高知県内の津波避難タワーは2021年度末までに117基造られ、全国で静岡県に次いで2番目に多く造られているのであります。全国では津波避難タワーが増えているのに、なぜこの沖縄県で津波避難タワーが整備されないか、その辺のことは課長の考えはどうですかね。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

沖縄県で津波避難タワーがなぜ造られてないのかという確認、認識についてしておりませんが、県外において設置が進んでいるものは地域の状況、地域の地形的なもので最優先で考えられていることではないかなということと考えます。事業予算、土地利用の占有で、タワーの設置についての占有することになりますので、そういう面からしても検討が遅れているところではないかというふうに感じております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 佐賀県の浜町町というところですが、そこでも避難タワーが設置されてなくて、もう津波が来たら高齢者は、もう自分たちはここで逃げることができない。もう若者が生き延びればいいのかという地域住民にそういう話がよく出たそうであります。しかし、そこでも津波避難タワーが設置されると、高齢者の皆さんはこれで私たちももっともっと長く生きることができると。そういうことで、この避難タワーに関して、設置されてすごく希望が出た。命が助けられるという今そういう住民の感想がいっぱい寄せられているそうであります。それからしても、この中城でも整備されればそういう住民の考え方も違ってくると思いますので、ぜひ避難タワー。これ避難タワーの整備する補助金というのがたしかあると思うんですけれども、課長、分かりますか。どういう補助金でされているのか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

補助金がありますかということ御質問がある中で、頭に浮かんでいるものは緊防債、起債関係ではないかなということ考えられます。緊防債につきましては、緊急に対応しなければ

いけない地域について、その対応するべく起債として国の予算が設けられておりますので、それではないかなというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 私が調べたところ、高知県の黒潮町、こちらの情報防災課の担当の職員が単独で、津波避難タワーを整備するには事業費があまりにも大きくて、単独での設置は厳しいということで、いろいろ調べてみたら、国から緊急防災・減災事業債というのがあります。これが7割ですね。残り3割は県からの交付金、これで賄って避難タワーを整備したということがありますけれども、これについても課長、調べてみて、そういうのを活用できないか。活用して避難タワーを造れないか。確かに相当額の金額かかると思いますので、村の予算というのは大変厳しいと思うので、それを調べてみて、ぜひ中城村の下地区の村民の命を守るという意味で、その辺もしっかり調べて考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、大枠3番、また建設課の課長、もう1点お願ひします。

この大枠3の大瀬線、これはゴルフ場から登又を通っている道ですよ。この大瀬線の白線がもうほとんど消えている状態で、ある下地区の住民から、前から私、この方を知っているんですけれども、もともとは野嵩に住んでいる方で、よく野嵩のほうに親戚や兄弟がいるということで、行き来していると。そのときに、雨のときや夜なんか、この白線が全く見えない状態と。私も調べてみたら、やはり目視で白線を見るのは大変厳しいかなと。ほぼ見えない状態。何か本人によると、前の話ですけれども、役場のほうには話はしたんですけども、全然通らないということで、話が一向に進まないということで、それで知り合いである私のほうに話が来たんですけども、実際下地区でも白線に関し

ては話が前にありましたけれども、この白線を引くには、予算的にも今大変厳しい状況ですか。どうですかね。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 私もこの大瀬線の中央線に関しては確認しております。現在、交通安全対策事業でこういう白線とか路面標示をその交付金の配分内で村内各地、こういう事業で白線の引き直しとかをやっている状況であります。今年度もこの交付金の配分内で既に6月に発注しております、この大瀬線もこの白線に関しては含まれております。

ただ、この大瀬線に関しては高速道路高架橋下のゼブラ白線や横断歩道白線、こちらだけになっております。あと、村内のほかの横断歩道とか注意喚起の路面標示など、そういうのを危険性の面から考えると優先しております。今後またこの中央線の白線については、また交通安全対策事業を活用して検討してまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 確におっしゃるとおり、交差点のほうが危険度が大きいということで、優先順位で考えても、交差点のほうをしっかりと整備してから、この中央線の白線、これは予算のみで例えば白線を引くことを進められる状況にありますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今後も村内道路の消えている白線とか、その引き直し、また路面標示、ただ、やはり優先順位を考えると、横断歩道とか、そういうものを優先している状況ではございますが、この交通安全対策事業の交付金を使って、今後も進めていきたいと思っておりますので、中央線も今後また検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 やはり道路の幅員が

大きければ、中央線があるべき姿だと思いますので、ぜひ設置に向けて頑張ってくださいと思います。

これで私の質問を終わりますけれども、浜田村長、私からも一言。これまでの16年間の実績等を考えると、引退しても中城村の発展、村民のため、十分側面から力がもらえるような村長ですので、これからも中城村のためによろしくをお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で仲松正敏議員の一般質問を終わります。

皆さん、少々お待ちください。

本定例会、浜田村長が今日で議場への着席は最後の日となります。議員時代を含めて20年余、この旧庁舎から新庁舎の議場へ出入りされております。この間の浜田村長のありったけの発言を許します。よろしく願いいたします。時間無制限でございます。どうぞ登壇してください。

○村長 浜田京介 大変議長から急な申し付けでございますが、先ほども正敏さんの一般質問を少しお借りしてお話ししましたけれども、本当に議員の皆さん方、大変お世話になりました。もうここを出ていきますと、22年間議場で務めてきた務めが終わることになりますので、最後に一言だけ、本当に中城発展のために皆さんの協力を得ながら頑張ってきたつもりでもありますので、どうぞ新村長も一生懸命また頑張ってくださいるものだと思います。どうぞ皆さん一緒になって両輪の、石原昌雄さんの御質問にもお答えしましたけれども、両輪のごとくひとつ頑張ってくださいますよう、私もしっかり1村民として見させていただきまますし、またでき得る限りの協力もさせていただきたいと思っております。職員ともどもどうぞ皆さん、これからもよろしく願いいたします。16年本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 大変お疲れさまでございま

した。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時52分）

## 令和6年第6回中城村議会定例会（第7日目）

|                                     |                 |                     |         |         |
|-------------------------------------|-----------------|---------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日                           | 令和6年6月21日（金）    |                     |         |         |
| 招 集 の 場 所                           | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |         |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時            | 開 議             | 令和6年6月27日（午前10時00分） |         |         |
|                                     | 閉 会             | 令和6年6月27日（午前10時48分） |         |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）               | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号 | 氏 名     |
|                                     | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 10 番    | 欠 員     |
|                                     | 2 番             | 玉那覇 登               | 11 番    | 仲 松 正 敏 |
|                                     | 3 番             | 欠 員                 | 12 番    | 金 城 章   |
|                                     | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番    | 新 垣 博 正 |
|                                     | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番    | 新 垣 善 功 |
|                                     | 7 番             | 新 垣 修               | 15 番    | 石 原 昌 雄 |
|                                     | 8 番             | 屋 良 照 枝             | 16 番    | 伊 佐 則 勝 |
|                                     | 9 番             | 大 城 常 良             |         |         |
| 欠 席 議 員                             | 4 番             | 桃 原 清               |         |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                       | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 6 番     | 安 里 清 市 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者                  | 議会事務局長          | 比 嘉 保               | 議 事 係 長 | 辰 さおり   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本 会 議 出 席 者 |                 |                     |         |         |
|                                     |                 |                     |         |         |
|                                     |                 |                     |         |         |
|                                     |                 |                     |         |         |
|                                     |                 |                     |         |         |
|                                     |                 |                     |         |         |
|                                     |                 |                     |         |         |
|                                     |                 |                     |         |         |

## 議 事 日 程 第 5 号

| 日 程 | 件 名                                              |
|-----|--------------------------------------------------|
| 第 1 | 発議第3号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例                       |
| 第 2 | 発議第4号 中城村議会議員の請負の状況の公表に関する条例                     |
| 第 3 | 発議第5号 中城村議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程                 |
| 第 4 | 発議第6号 中城村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程          |
| 第 5 | 陳情第3号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書  |
| 第 6 | 意見書第3号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書 |
| 第 7 | 陳情第5号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情          |

## 議 事 日 程 第 5 号 の 追 加

| 日 程 | 件 名                              |
|-----|----------------------------------|
| 第 1 | 意見書第4号 人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の蛮行に対する意見書 |
| 第 2 | 決議第2号 人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の蛮行に対する抗議決議 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

お諮りします。屋良照枝議員及び小橋川恵美議員、新垣博正議員から、意見書第4号 人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の蛮行に対する意見書及び決議第2号 人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の蛮行に対する抗議決議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認め、意見書第4号 人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の蛮行に対する意見書および決議第2号 人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の蛮行に対する抗議

決議を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2とし、これを議題とします。

これより追加日程第1 意見書第4号 人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の蛮行に対する意見書及び追加日程第2 決議第2号 人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の蛮行に対する抗議決議については、関連しますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、追加日程第1及び追加日程第2については一括議題といたします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 おはようございます。読み上げて提案いたします。

意見書第4号

令和6年6月27日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 屋 良 照 枝

賛 成 者

中城村議会議員 小橋川 恵 美

中城村議会議員 新 垣 博 正

人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の蛮行に対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、村民、県民の生命、財産を守る立場から今回の米軍兵における事件に対し厳重に抗

議するとともに、今後このような犯罪を起こさないため、全ての米軍兵の外出禁止及び日米地位協定の抜本的改定が速やかに実現されるよう強く要請するため、この意見書を提出する。

### 人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の蛮行に対する意見書(案)

沖縄県は、戦争から79年が経過しても、人権が蹂躪され、日本政府によって隠ぺいされる状況下にあるとみるよりほかない。16歳未満の少女が、防げるはずの事件の被害者となったことに憤りを禁じ得ない。

今回の事件については、まず何よりも被害者と周囲の方々に配慮することが最大限重要で、ましてや被害者を責めたり、貶めたりすることは、絶対にあってはならない。沖縄県民が求めていることは綱紀粛正ではない。

日米地位協定の改定により、県民の主権が確認され、基本的人権が尊重され、平和のもとに暮らすことができる、まさに日本国憲法の三大原理が脅かされている現状からの脱却である。

沖縄復帰50周年記念式典において、天皇陛下は、「沖縄には、今もなおさまざまな課題が残されています。今後、若い世代を含め、広く国民の沖縄に対する理解がさらに深まることを希望するとともに、今後ともこれまでの人々の思いと努力が確実に受け継がれ、豊かな未来が沖縄に築かれることを心から願っています」と述べられた。

まさにそうなることを沖縄県民も望んでいる。しかしながら、かけ離れた日本政府の行為に最大限の抗議を表明し、以下強く要求する。

#### 記

- 1、被害者への謝罪並びに丁寧な精神的ケア、被害者バッシングに対する法的措置の確立をすること。
- 2、犯罪を起こすという異常な現状から脱却し、米軍兵士による犯罪ゼロを実現するまでの具体策提示まで外出禁止とし、即応性のある実務者協議の場を設けること。
- 3、事件発生から、起訴、沖縄県が認識し、報道に至るまで半年もの時間が経過しており、この間、隠ぺいが続けられたとしか考えられない事態に対し、明瞭な説明を行うこと。
- 4、日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 5、建白書の実現、米軍基地の整理縮小、沖縄のさまざまな課題を解決し、誇りある豊かな沖縄を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年6月27日  
沖縄県中城村議会

宛先

内閣総理大臣

内閣官房長官

防衛大臣

外務大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

○8番 屋良照枝議員 続きまして、関連しま すので。

決議第2号

令和6年6月27日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 屋 良 照 枝

賛 成 者

中城村議会議員 小橋川 恵 美

中城村議会議員 新 垣 博 正

人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の蛮行に対する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、村民、県民の生命、財産を守る立場から今回の米軍兵における事件に対し厳重に抗議するとともに、今後このような犯罪を起こさないため、全ての米軍兵の外出禁止及び日米地位協定の抜本的改定が速やかに実現されるよう強く要請するため、この抗議決議を提出する。

人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の蛮行に対する抗議決議(案)

沖縄県は、戦争から79年が経過しても、人権が蹂躪され、日本政府によって隠ぺいされる状況下にあるとみるよりほかない。16歳未満の少女が、防げるはずの事件の被害者となったことに憤りを禁じ得ない。

今回の事件については、まず何よりも被害者と周囲の方々に配慮することが最大限重要で、ましてや、被害者を責めたり、貶めたりすることは、絶対にあってはならない。沖縄県が求めていることは綱紀粛正ではない。

日米地位協定の改定により、県民の主権が確認され、基本的人権が尊重され、平和のもとに暮らすことができる、まさに日本国憲法の三大原理が脅かされている現状からの脱却である。

沖縄復帰50周年記念式典において、天皇陛下は、「沖縄には、今なおさまざまな課題が残されています。今後、若い世代を含め、広く国民の沖縄に対する理解がさらに深まることを希望するとともに、今後ともこれまでの人々の思いと努力が確実に受け継がれ、豊かな未来が沖縄に築かれることを心から願っています」と述べられた。まさにそうなることを沖縄県民も望んでいる。

よって本村議会は、村民及び県民の生命、財産、安心安全、生活環境を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記事項がすみやかに実現されるよう強く要請する。

#### 記

- 1、被害者への謝罪並びに丁寧な精神的ケア、被害者バッシングに対する法的措置の確立をすること。
- 2、犯罪を起こすという異常な現状から脱却し、米軍兵士による犯罪ゼロを実現に至る具体策提示まで外出禁止とし、即応性のある実務者協議の場を設けること。
- 3、事件発生から、起訴、沖縄県が認識し、報道に至るまで半年もの時間が経過しており、この間、隠ぺいが続けられたとしか考えられない事態に対し、明瞭な説明を行うこと。
- 4、日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 5、建白書の実現、米軍基地の整理縮小、沖縄のさまざまな課題を解決し、誇りある豊かな沖縄を実現すること。

以上、決議する。

令和6年6月27日  
沖縄県中城村議会

宛先

駐日米国大使      在日米軍司令官      在沖米四軍沖縄地域調整官      在沖米国総領事

以上です。

○議長 伊佐則勝 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第4号及び決議第2号の趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休 憩（10時12分）

~~~~~

再 開（10時13分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

○8番 屋良照枝議員 訂正して読み直しいたします。宛先、駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米四軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 これにて質疑を終わります。

続いて、ただいま議題となっております意見書第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第4号は委員会付託を省略します。

これから意見書第4号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第4号 人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の蛮行に対する意見書についてを採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第4号 人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の蛮行に対する意見書については、原案のとおり可決されました。

続きまして、ただいま議題となっております決議第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

これから決議第2号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第2号 人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の蛮行に対する抗議決議についてを採決いたします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、決議第2号 人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の蛮行に対する抗議決議については、原案のとおり可決されました。

(「議長、これは郵送するの。文書だけ報告するの。郵送だけやってるから。意見とかは行ったほうがいいと思うけれどもな」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 今後検討しましょう。今回は一応郵送対応ということで、させていただきたいと思います。

日程第1 発議第3号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

5番 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それでは、おはようございます。

発議第3号

令和6年6月21日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 新 垣 貞 則

賛 成 者

中城村議会議員 安 里 清 市

中城村議会議員 新 垣 博 正

### 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

中城村課設置条例の改正により、委員会条例内容の改正を行う必要がある。

### 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例

中城村議会委員会条例（昭和62年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建設常任委員会 5人 産業振興課、都市建設課_____及び 上下水道課に関する事項</p> <p>(3) (略)</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建設常任委員会 5人 産業振興課、都市建設課、まちづくり推進課及び 上下水道課に関する事項</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

（施行期日）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

全員協議会で中城村委員会条例の一部改正する条例については、改正後、改正前、新旧対照表をお目通しください。

○議長 伊佐則勝 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第3号は委員会付託を省略  
します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから発議第3号 中城村議会委員会条例  
の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第3号 中城村議会委員会  
条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可  
決されました。

日程第2 発議第4号 中城村議会議員の請  
負の状況の公表に関する条例を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、読み上げて  
発議第4号をお願い申し上げます。

発議第4号

令和6年6月21日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 新 垣 修

賛 成 者

中城村議会議員 屋 良 照 枝

中城村議会議員 玉那覇 登

中城村議会議員の請負の状況の公表に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出し  
ます。

提案理由

地方自治法第92条の2の規程改正により、これまで当該普通公共団体からの請負が認められてな  
かったが、政令で定める一定額300万円までの請負の規制が対象から除かれたことにより条例を制  
定する必要がある。

## 中城村議会議員の請負の状況の公表に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、中城村議会議員（以下「議員」という。）が中城村に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

### (報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における中城村に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

#### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

#### (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

### (報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

### (報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

### (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

前回、全協のほうで請負に関する公表条例案を、目的、報告並びに報告等の閲覧等を説明しておりますので、御参照ください。以上です。

○議長 伊佐則勝 これでは提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから発議第4号 中城村議会議員の請負の状況の公表に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第4号 中城村議会議員の請負の状況の公表に関する条例は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (10時25分)

~~~~~

再 開 (10時25分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第3 発議第5号 中城村議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 おはようございます。発議第5号を読み上げて御提案申し上げます。

発議第5号

令和6年6月21日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 安 里 清 市

賛 成 者

中城村議会議員 新 垣 博 正

中城村議会議員 新 垣 貞 則

## 中城村議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

### 提案理由

中城村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定に伴い、条例施行について必要な事項及び様式等を定める必要があるため。

## 中城村議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、中城村議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年中城村条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（第1号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（第2号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

### (報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

### (報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

### (報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（第3号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定める

ものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、中城村の休日を定める条例（平成3年中城村条例第15号）第1条に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

施行規程の案と附則を添付してございますので、御参照お願いいたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから発議第5号 中城村議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第5号 中城村議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程は、原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第6号 中城村議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

8番 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 それでは読み上げて提案します。

発議第6号

令和6年6月21日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 屋 良 照 枝

賛 成 者

中城村議会議員 玉那覇 登

中城村議会議員 新 垣 修

中城村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和5年個人情報保護委員会規則第5号）による個人情報保護法の規則改正に対応するため規程を改正する必要がある。

中城村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

中城村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年中城村議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                         | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害</p> <p>イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法</p> | <p>(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害</p> <p>イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法</p> |

律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの

(2)～(5) (略)

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) (略)

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目

(3)～(5) (略)

律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2)～(5) (略)

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報

\_\_\_\_\_の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) (略)

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報

\_\_\_\_\_の項目

(3)～(5) (略)

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

資料に関しましては、21日の全員協議会のほうで、つけられておりますので、改正前と改正後、変わったところは、担当大臣が主務大臣が定めるといふその一言を変えてありますのでよろしく申し上げます。以上です。

○議長 伊佐則勝 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから発議第6号 中城村議会の個人情報

の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第6号 中城村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程は、原案のとおり可決されました。

日程第5 陳情第3号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書及び日程第6 意見書第3号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書については関連しますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、日程第5及び日程第6については一括議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求めます。

総務常任委員会 新垣博正委員長。

○総務常任委員長 新垣博正

令和6年6月27日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣博正

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号   | 付 託<br>年月日    | 件 名                                       | 審査の結果 |
|-------|---------------|-------------------------------------------|-------|
| 陳情第3号 | 令和6年<br>6月21日 | 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書 | 採択    |

○総務常任委員長 新垣博正 続きます。

令和6年6月27日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

総務常任委員会  
委員長 新 垣 博 正

委員会審査報告書

本委員会に付託された意見書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号    | 付 託<br>年月日    | 件 名                                       | 審査の結果 |
|--------|---------------|-------------------------------------------|-------|
| 意見書第3号 | 令和6年<br>6月21日 | 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書 | 原案可決  |

意見書第3号

令和6年6月27日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

総務常任委員会

委員長 新 垣 博 正

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

陳情第3号における委員会審査の結果、採択となり別紙意見書を提出する。

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書（案）

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍(厚労省調べ)と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚

生労働省は職員のベースアップを24年度に月約7,500円、25年度に月約6,000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

沖縄県内でも休廃止する介護事業所が急増しており、保険料を払っても必要な介護が受けられなくなる事態は何としても避けなければなりません。

以上の趣旨から、下記事項につき、実施を国に求めます。

#### 1 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月27日

沖縄県中城村議会

宛 先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

以上です。

○議長 伊佐則勝 これを委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから陳情第3号及び意見書第3号の委員長報告及び趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから陳情第3号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第3号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、ただいま議題となっております意見書第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第3号は委員会付託を省略します。

これから意見書第3号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第3号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第3号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第7 陳情第5号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 安里清市議員。

○文教社会常任委員長 安里清市議員 それでは、陳情第5号につきまして御報告を申し上げます。

令和6年6月27日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 安 里 清 市

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

#### 記

| 番 号   | 付 託<br>年月日    | 件 名                               | 審査の結果 |
|-------|---------------|-----------------------------------|-------|
| 陳情第5号 | 令和6年<br>6月21日 | 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情 | 採択    |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第5号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第5号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (10時48分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 新 垣 貞 則

中城村議会議員 安 里 清 市